

令和6年度 広聴事業報告書

市民のこえ

- まちづくり懇談会
- 市政への提言
- 市民相談室

天童市総務部市長公室

発刊にあたって

本市では、より多くの市民の皆様の声を市政運営に反映させるため、「まちづくり懇談会」、「市政への提言」、「市民相談室」を3つの柱として、広聴事業を展開しています。

この度、令和6年度中に寄せられました皆様からの貴重な御提言等を「市民のこえ」として取りまとめ、令和6年度広聴事業の報告書を発刊することとなりました。

「まちづくり懇談会」は、市内13地域において、各市立公民館との共催で開催し、市民の皆様が日常生活を送る中で抱えている問題や、それぞれの地域における課題、あるいは市政全般に対する提案などを直接お聞きすることができる、貴重な機会と捉えています。令和7年度からは、「市長タウンミーティング」に名称を変更して開催します。

また、「市政への提言」は、はがきや電子メールなどで御意見・御提言をいただいています。お寄せいただいた御提言等により、市の業務改善や市民サービスの向上に結び付いた例も少なくありません。今後とも、身の回りの事でお気付きの点なども含め、様々な御意見・御提言をお寄せいただきたいと思います。

そして、市役所1階に開設している「市民相談室」では、市民相談員が市政に対する要望、陳情、意見等を伺っています。地域や団体などにおける要望から個人の困りごと相談まで、多種多様な相談をお受けしながら、専門的なアドバイスが必要な事案については、消費生活相談員との連携や、行政書士会天童支部による無料相談、さらには弁護士による無料法律相談を行うことで、安全で安心な市民生活を支えています。

令和7年度は、市の最上位計画である第八次天童市総合計画の策定の年となります。これまで広聴事業で寄せられた御意見・御提言を参考にしながら、本市の更なる発展に向けた次期総合計画の策定に取り組むとともに、安心して住み続けられる持続可能な市政運営と市民サービスの一層の充実を図っていきます。

最後になりますが、「まちづくり懇談会」の開催に当たり多大なる御協力をいただきました各市立公民館長をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げまして、発刊にあたってのあいさつといたします。

令和7年5月

天童市長 新 関 茂

目 次

1 まちづくり懇談会

令和6年度「まちづくり懇談会」開催状況	1
令和6年度「まちづくり懇談会」のあらまし.....	1
各地区まちづくり懇談の提言に対する対応状況	
① 天童南部	4
② 天童中部	10
③ 天童北部	17
④ 成 生	24
⑤ 蔵 増	30
⑥ 寺 津	35
⑦ 津 山	42
⑧ 田 麦 野	48
⑨ 山 口	55
⑩ 高 揃	61
⑪ 長 岡	68
⑫ 干 布	76
⑬ 荒 谷	82

2 市政への提言

令和6年度「市政への提言」のあらまし.....	89
市政への提言に対する対応状況	92

3 市民相談室

令和6年度「市民相談室」のあらまし	111
-------------------------	-----

1 まちづくり懇談会

令和6年度「まちづくり懇談会」開催状況

(単位：人)

開催日	開催時間	対象地域	開催場所	出席者数
5月27日(月)	午後7時	天童中部	市立天童中部公民館	35
7月3日(水)	午後7時	長岡	市立長岡公民館	71
7月12日(金)	午後7時	田麦野	市立高原の里交流施設「さとやま」	24
7月19日(金)	午後7時	高擡	市立高擡公民館	63
7月25日(木)	午後7時	天童南部	市立天童南部公民館	書面開催
7月30日(火)	午後7時	寺津	市立寺津公民館	47
8月22日(木)	午後7時	天童北部	市立天童北部公民館	44
8月28日(水)	午後7時	蔵増	市立蔵増公民館	44
9月13日(金)	午後7時	津山	市立津山公民館	26
9月19日(木)	午後7時	成生	市立成生公民館	44
9月24日(火)	午後7時	荒谷	市立荒谷公民館	22
10月2日(水)	午後7時	干布	市立干布公民館	34
10月16日(水)	午後7時	山口	市立山口公民館	50
参加者合計				504

※天童南部地域については、大雨警報が発令されたことに伴い書面開催となりました。

令和6年度「まちづくり懇談会」のあらまし

令和6年度のまちづくり懇談会は、5月27日の天童中部地域を皮切りに10月16日の山口地域まで、市内13地域において開催しました。

まちづくり懇談会では、全地域で504人の市民の皆様に御参加いただき、全部で138件の御意見、御要望などをお寄せいただきました。138件の内容を部門別に見てみますと（複数の課等に関係する場合は、それぞれの課等に1件として集計しています。）、最も多かったのが建設部の37件（26.8%）で、次に教育委員会の30件（21.7%）、続いて総務部の26件（18.8%）、市民部の19件（13.8%）、経済部が14件（10.1%）、健康福祉部が8件（5.8%）、その他の部門の4件（2.9%）の順となっています。

所管課別では、建設課が27件、生活環境課が13件、危機管理室と生涯学習課が12件という順になっています。

<作成にあたって>

各地域の御意見・御要望に対する回答及び対応状況欄については、令和7年3月31日現在の対応状況等を記載しました。

所管部課別集計表

地区		天童南部	天童中部	天童北部	成生	蔵増	寺津
総務部	総務課						
	財政課						
	市長公室			4			1
	危機管理室	1	4	1		1	1
	ふるさと納税推進室						
	税務課						
健康福祉部	納税課						
	社会福祉課					1	
	保険給付課	1				1	
市民部	健康課						
	子育て支援課	1					
	生活環境課	1	3				
経済部	市民課	1					
	文化スポーツ課				1		
	農林課				1	1	4
建設部	商工観光課			1			
	産業立地室						
	建設課	2	1	1	5	3	3
教育委員会	高速道路整備推進室						
	都市計画課			1		1	2
	教育総務課	1				2	1
	学校給食センター						
その他	学校教育課	1			1	1	
	生涯学習課		2				1
	会計課						
	上下水道課		1				
	天童市民病院						
	消防本部			1			
	選挙管理委員会事務局						
	監査委員事務局						
農業委員会							
議会事務局							
合計		9	11	9	8	11	13

※ 複数の課等に関係する場合は、それぞれの課等に1件として集計しています。
(実質件数104件)

(単位:件)

津山	田麦野	山口	高掬	長岡	干布	荒谷	課等別計	部門別計
1						2	3	26 (18.8%)
1	1	1	1		2		11	
	2			1		1	12	
				1	1		3	8 (5.8%)
					1		3	
			1				1	
							1	
1	1	2	2	2		1	13	19 (13.8%)
						1	2	
			1	1	1		4	
	2	2					10	14 (10.1%)
	1				1		3	
						1	1	
3	1	1	2	1	3	1	27	37 (26.8%)
			1				1	
3	1			1			9	
2			1	1	2		10	30 (21.7%)
2				1	2		8	
2	1	2	1	1	1	1	12	
							1	4 (2.9%)
	1						1	
						1	2	
15	11	8	10	10	14	9	138	138

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月25日（書面開催）

- No. 1 **部活動の地域移行について**
学校教育課
- No. 2 **防犯カメラの設置促進について**
子育て支援課、生活環境課、教育総務課
- No. 3 **防災用「非常持出袋」の配布について**
危機管理室
- No. 4 **駅西公園南側街路樹の倒木予防について**
建設課
- No. 5 **愛宕神社参道散策路の保全活動について**
建設課
- No. 6 **マイナンバーカードの発行状況と現行の健康保険証の廃止について**
保険給付課、市民課

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月25日（書面開催）

No.	1	標 題	部活動の地域移行について
所管課等		学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>質問内容は以下の4点です。</p> <p>1つ目は、スポーツ（部活動）と進路との関連性についてです。保護者にとって、スポーツ（部活動）は、高校入試のスポーツ推薦など進路に関わる身近な問題だと思っています。早急に、その情報提供と環境整備をお願いします。</p> <p>2つ目は、地域移行の受け皿となる具体的な団体数や状況についてです。現状、どのようになっているのでしょうか。指導者や練習場所、運営費の確保はどのようになるのでしょうか。地域クラブを設立する場合、備品・ユニフォームなど多額の資金が必要となります。設立時における資金援助などの計画についてもお聞かせください。</p> <p>3つ目は、地域クラブの大会参加資格や、参加結果と進路の関係性についてです。地域クラブは、中体連の参加資格や参加枠があるのでしょうか。また、それ以外の大会等に参加し、実績を重ねても、進学等（私立高校）に反映されるのでしょうか。</p> <p>4つ目は、行政による支援についてです。地域クラブは、地域の方々がボランティア活動として支えて事業継続していくこととなりますが、限界があります。そのため地域クラブと学校が連携できる環境と行政による支援が重要と考えますが、市のお考えをお聞かせください。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>まず1つ目の質問についてお答えします。現在、外部のクラブに所属している生徒の成績については、各中学校の部活動に所属している生徒と同様に、調査書（内申書）に記載しています。</p> <p>2つ目の、休日の部活動の受け皿となる地域クラブですが、現在、42団体となっています。関係団体ごとの地域クラブ化が少しずつ進んでいる状況です。設立時の資金等の補助については、令和8年度からは、受益者負担のもと自走していく形を想定しているため、現在のところ計画はありません。</p> <p>3つ目についてです。地域クラブが中体連の大会に参加できるのは県大会からになります。参加については、県中体連に団体登録しているとともに、全競技共通または各競技団体の参加資格を満たした場合にのみ決められた枠内で可能となります。また、1つ目で申し上げたように、部活動以外の大会等についても、各種成績は調査書に記載しています。</p> <p>4つ目の、学校と地域クラブの連携については、生徒が二つの団体に所属し平日と休日の活動に参加することになります。子どもたちにとってスムーズな地域展開にするために、令和8年度からの地域展開後も含め、学校外部団体との連絡会等の機会を必要に応じて作っていく予定です。</p>			

No.	2	標 題	防犯カメラの設置促進について
所管課等		子育て支援課、生活環境課、教育総務課	

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月25日（書面開催）

〈市民のこえ〉

令和6年5月に中学校に侵入した不審者が逮捕される事件があり、防犯カメラの設置が役立ったとの報道がありました。この効果を踏まえて、市立保育園や通学路等にも、より一層防犯カメラが設置されますよう、予算の確保をお願いします。さらに、私立保育園・幼稚園等については、国・市では、防犯カメラ設置にかかる費用の助成などがあると聞いています。こちらについてもさらなる推進をお願いします。

また、令和5年度広聴事業報告書「市民のこえ」の6ページにおいて、令和6年3月末時点での防犯カメラの設置状況は、34箇所延べ70台と報告されています。令和5年度に市内小・中学校（計16校）に設置された実績が含まれていないのはなぜでしょうか。合算した数値で報告してもよいかと思えます。

〈回答及び対応状況〉

令和6年3月末現在、市では、防犯カメラを34箇所に延べ70台設置しています。防犯カメラについては、犯罪の抑止力という観点から、効果的な防犯対策であります。近隣住民のプライバシー保護を図るという観点があることから、通学路等への新たな設置については天童警察署と相談しながら検討していきたいと思えます。

また、私立保育園・幼稚園等については、国や市が設置費用の一部を補助していますので、補助制度を周知徹底し、引き続き設置の促進に努めます。市立保育園については、7月に全ての施設に防犯カメラの設置が完了しました。

学校等の施設については、不特定多数の方が出入りする場所ではないことや、設置台数等を公表することで防犯機能が薄れる懸念があることから、設置台数等の公表はしていません。御理解くださいますようお願いいたします。

No.	3	標 題	防災用「非常持出袋」の配布について
所 管 課 等	危機管理室		
〈市民のこえ〉 2、30年ほど前に市から全戸に「非常持出袋」が配布されたとの記憶があります。一日町町内会の世帯数が、ここ数年で200戸から300戸に増え、若い世代が増えているため、防災意識向上のために、再度全戸への「非常持出袋」の配布をお願いします。 また、市が地域住民の防災意識を高めるための今後の取り組みを教えてください。			
〈回答及び対応状況〉 非常持出袋は阪神淡路大震災の翌年の平成8年に防災意識の啓発の目的で全世界帯に配付し、その後も、平成13年ごろまで転入世帯にお配りしました。 その当時については、地震による避難に対する認識が薄かった時代であったため、非常持出袋や避難所パンフレットなどを作成し、配布により市民の皆様の防災意識の高揚を図っていました。 非常持出袋の役割として、災害が起きた際に、各家庭や個人が災害時に必要な物			

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月25日（書面開催）

品を事前に準備し、避難がより迅速に行えるよう活用するものとなっています。

非常持ち出し品については、家族構成や個人の特性により必要な物品や量に違いがあり、世帯毎に必要な袋の容量や個数に違いがあります。行政が定めた物を画一的に配布するよりも、各世帯や各個人が、災害が起きた時を考え、自らの状況に合わせた非常持ち出し品の準備を行っていただくよう啓発していくことが、市の役割と考えています。

そのため、市から、非常持出袋を再度配布する予定はありませんので、御理解をお願いします。

なお、令和5年度に全戸配布した洪水ハザードマップに非常持ち出し品について記載しています。是非、参考としていただいて、それぞれの世帯に合った備えをお願いします。

No.	4	標 題	駅西公園南側街路樹の倒木予防について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>駅西公園の南側街路樹の幹の直径半分が腐っており、地震や台風、豪雪などで倒れる危険性があります。この状況は、天童市民病院から寒河江街道踏切までの東西の道路沿いの木にも見られ、腐った木には蟻のような虫が多数見られました。危険な木の伐採と原因調査をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>駅西公園の南側の道路にはイロハモミジが植栽されており、植えられてから30年程度が経過しているところです。</p> <p>この度、現地を確認したところ、御提言のとおり、幹に空洞が発生している樹木が見受けられましたので、倒木の危険性がある樹木については、早急に伐採しました。</p> <p>また、樹木の幹が腐って空洞が発生するのは、樹木に何らかの要因で傷が付き、そこから菌（木材腐朽菌）が侵入し、木を腐らせ、空洞になるからと言われていいます。駅西公園の南側のイロハモミジについても、傷口から菌が侵入し、幹に空洞が発生したものと考えています。</p>			

No.	5	標 題	愛宕神社参道散策路の保全活動について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>上北目町内会では、年3回、全世帯が参加して愛宕神社参道の清掃を行っています。一斉清掃の活動内容としては、落葉清掃・素堀り側溝の土砂撤去、茂った笹竹等の刈払い、樹木の老朽化・雪害等による倒木処理を行っています。その活動を通じて、参道が地域外の方も利用していることなどがわかり、その魅力を一層高める</p>			

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月25日（書面開催）

必要性を認識しました。散策路として歩きやすく、快適な森林の空間を感じてもらえるように、市・町内会・地域住民が一体となって保全活動を展開していくことが大事であると考えます。

これからの地域づくり活動は、行政に要望して解決する受け身の姿勢ではなく、地域が主導して、行政からバックアップしていただく形にしたいと思います。

そこで、一つ提案ですが、散策路の環境整備としての路面材料（木片・チップ材）の提供等を市から担っていただき、設置作業は町内会や地域住民が実施する方法はいかがでしょうか。市からの材料の提供があれば、町内会の事業として計画したいと思います。

散策路利用者が何度も足を運んでくれるような環境美化の整備・維持のために取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

<回答及び対応状況>

上北目地域の皆様には、長年にわたり、天童公園の美化活動に御理解と御協力を賜わり、心より感謝申し上げます。

この度の御提言は、地域との協働のまちづくりという観点においても、大変前向きでありがたいお話です。

市としても、この活動に協力していきたいと思っておりますので、今後、地域の役員の皆様と話し合いの場を設けていきたいと考えています。

No.	6	標 題	マイナンバーカードの発行状況と現行の健康保険証の廃止について
所管課等		保険給付課、市民課	

<<市民のこえ>>

直近の天童市のマイナンバーカードの発行状況と取得率を教えてください。

また、令和6年の12月2日以降、現行の保険証の新規発行を廃止すると聞いていますが、廃止後の保険証の使い方はどのように変わるのか教えてください。マイナンバーカードと紐付けをする方法や資格確認書という保険証の代わりに発行されるものを利用する方法があると思いますが、どのような利用方法が一番望ましいのでしょうか。新たに導入される資格確認書の申請方法、現行の保険証との違いについても、お聞きしたいです。

<回答及び対応状況>

本市の令和7年2月末時点のマイナンバーカード保有枚数は50,310枚で、保有率は83.0パーセントとなっています。

現行の保険証終了後は、「保険証として登録済みのマイナンバーカード」または「資格確認書」を利用することになります。令和6年12月2日以降、現行の保険証は発行されなくなりましたが、それまでに発行済みの保険証については、最大1年間有効とする経過措置が設けられています。

なお、国民健康保険や後期高齢者医療制度の場合は、基本的に令和7年7月31日までが有効期限となっています。また、「資格確認書」については、マイナンバーカードと紐づけしていない人には、申請いただくことなく市から郵送します。

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月25日（書面開催）

「保険証として登録済みのマイナンバーカード」や「資格確認書」は、現行の保険証と同様に、どちらでも医療機関を受診することができますので、安心して御利用ください。

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年5月27日開催

- No. 1 **詐欺事例啓発チラシによる詐欺防止啓発活動の強化について**
生活環境課
- No. 2 **天童中部子ども見守る隊の活動強化について**
生活環境課、生涯学習課
- No. 3 **日本一安全都市を目指す街の宣言について**
生活環境課
- No. 4 **防災力向上について**
危機管理室
- No. 5 **災害に強いまちづくりについて**
危機管理室
- No. 6 **災害時の町内会未加入者への対応について**
危機管理室
- No. 7 **天童駅西口側の安全と美化について**
建設課
- No. 8 **天童市公民館整備費補助金について**
生涯学習課
- No. 9 **断水のリスクについて**
上下水道課
- No. 10 **停電発生状況の周知について**
危機管理室

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年5月27日開催

No.	1	標 題	詐欺事例啓発チラシによる詐欺防止啓発活動の強化について
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>連日報道されている特殊詐欺問題ですが、詐欺の手法も多種多様な内容になってきており、被害者も高齢者だけでなく、年齢層が広がっています。地域住民が詐欺被害にあわないためにも、啓発活動をより強化することが必要ではないでしょうか。</p> <p>具体的には、(1) 詐欺事例啓発チラシを作成し、市民に周知をする。(2) 単発のチラシではなく、ハザードマップの様なカラー保存版の作成。(3) 多種多様な詐欺事例をシリーズにて発行し、市報などに折り込む。(4) 警察の協力を得ながら、発生状況(件数・項目別・マップ・推移等)をわかりやすく表す。</p> <p>この様な啓発活動が浸透し、被害の防止につながれば、推奨活動として他市町村への展開も可能になると思いますので、前向きに検討をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>最近では詐欺の手口も多様化し、常に変化しているため、市ホームページに詐欺の事例とその対応を掲載し注意喚起を行っています。</p> <p>また、各地区の団体等からの依頼に基づき、高齢者教室などで地域いきいき講座を活用した出前講座を行い、詐欺の事例紹介や対応の方法などを周知しています。</p> <p>今後は、詐欺事例啓発チラシ等の作成や市報等への掲載を行うとともに、御提案いただいた件についても参考にさせていただき、警察等関係機関と連携を図りながら、市民の詐欺被害の防止に取り組んでいきます。</p>			

No.	2	標 題	天童中部子ども見守る隊の活動強化について
所管課等		生活環境課、生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>地域づくり委員会は、明るく住みよいまちづくりの一環として「子ども見守る隊」を組織し、子育て支援と健やかな成長の確保のためとの思いで活動してきました。</p> <p>活動内容については、「ながら見守り」をお願いしているところですが、令和6年度から、隊員は指定の帽子や腕章を着け、「見える化」を勧めることや各町内会へののぼり旗の設置、日常生活の中でのあいさつ運動や通学路の安全確認など、子どもの見守り活動をさらに強化していきたいと考えています。</p> <p>つきましては、活動強化のための物品購入費を要望しますので、予算の確保をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>明るく住みよいまちづくりのため、日ごろから子どもの見守り活動を実施していただき感謝申し上げます。</p> <p>以前に、地域づくり委員会の組織である「天童中部子ども見守る隊」の帽子・腕章等については、天童市地域づくり委員会活動交付金により購入していただいた経過があります。</p>			

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年5月27日開催

この交付金は、各地区地域づくり委員会からの申請により交付していますので、さらなる活動強化のための物品購入費についても、天童中部地域づくり委員会事務局の天童中部公民館に御相談ください。

なお、防犯協会天童支部をとおして申請していただく「天童市防犯協会支部活動費」についても地区の活動に対し交付しますので、物品購入の際は生活環境課に御相談ください。

No.	3	標 題	日本一安全都市を目指す街の宣言について
所管課等		生活環境課	
《市民のこえ》 地域づくり委員会では、平成17年頃より子ども見守る隊の活動を実施してきています。発足当初は約200名弱の会員でスタートし、毎年4月に見守る隊の総会を開催していました。コロナ禍で総会は中止しており、令和5年の5月に久しぶりに開催しましたが、当初の会員の方も高齢になり、大半が辞められました。 そこで、天童中部地区の町内会長に依頼し、新規の会員の募集をしていますが、中々応募者が集まらない状態です。 10年以上前から自家用車のドアに「子ども見守る隊パトロール中」のステッカーを貼って日常の買い物や、下校時に巡回をしています。残念ながら同様のステッカーを貼っている車は数台見かけるだけです。 天童警察署より毎月の不審者情報が回覧されますが、何人かの子どもたちが被害にあっていない状況は変わりませんので、市長が中心となり天童市で「日本一安全都市を目指す街」の宣言を発していただき、市の職員からもステッカーを貼っていただきたいと思い提案します。			
＜回答及び対応状況＞ 市では、公用車のうちマイクロバスと軽トラックを除く72台について、子ども110番連絡車に登録し、防犯活動を行っています。「子どもの見守り」について、改めて市職員への周知を図り、防犯への意識を高めていきます。 また、「日本一安全都市を目指す街」の宣言を行う予定はありませんが、防犯協会の理念としている「自分たちのまちは、自分たちで守ろう」の下、「安全・安心なまちづくり」を進めていく先に「日本一安全な都市」があると考えています。 「安全・安心なまちづくり」のためには、市民の皆様の御理解と御協力が不可欠です。警察等関係機関との連携強化を図りながら、「安心・安全なまちづくり」のため、なお一層、効果的な防犯活動を推進していきますので、御理解と御協力をお願いします。			

No.	4	標 題	防災力向上について
所管課等		危機管理室	
《市民のこえ》			

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年5月27日開催

4月23日付けの山形新聞の記事に「東根市では、増加するベトナム人居住者の防災力向上に役立てるためベトナム語版の洪水ハンドブックを作成した。」とありました。天童市においても外国人居住者の増加が見込まれると思いますが、作成についての考えをお聞きします。

また、避難所運営マニュアルが作成されていますが、外国人向けのマニュアルがありません。こちらについても、市の考えをお聞きします。

なお、天童中部地区自主防災会と地域づくり委員会の駒のまちチームでは、避難所での生活ルールについて、日本語のほか英語、中国語、韓国語を作成しました。

<回答及び対応状況>

本市においても外国人居住者や旅行者の増加が見込まれることから、様々な行政情報の多言語化の必要性が高まっていると感じています。

御質問の洪水などの災害防災対策に係る啓発パンフレットについては、「洪水ハザードマップ」や「防災の心構え」等がありますが、多言語化されていません。本市では、ベトナムの方の住民登録が特に多い状況であり、その多くが企業に勤められている方と思われます。今後は、外国人登録者の状況に応じて、多言語化すべき資料等を検討していきます。

また、「避難所運営マニュアル」については、本来は避難所開設を担当する職員や自主防災会向けに作成したのですが、避難所内の表示事項など、避難者が必要とする事項も記載されていますので、避難所運営を効果的に進めるため、避難所運営マニュアルの内、必要箇所の多言語化について検討し、外国人避難者と避難所運営者の間の意思疎通が図られるよう努めていきたいと考えています。

No.	5	標 題	災害に強いまちづくりについて
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和6年に発生した能登半島地震災害での報道でもあるように、政府の対策は太平洋側の地震災害に重点を置き、日本海側は、手薄の状況と思われます。</p> <p>国の調査委員会が発表した山形盆地断層帯の評価が過少評価であった場合、想定被害量が大きくなるのではないかと心配してしまいます。</p> <p>天童中部地区には指定避難所が6ヶ所あり、当方のマニュアルでは、按分した避難所生活者はピーク時で1,277人、新型コロナウイルス感染防止対策時での収容人数を861人と試算しています。</p> <p>全施設を使っても不足の状況ですので、指定避難所運営に担当職員を適正に配置し、スムーズな開設と運営につなげて欲しいと思います。</p> <p>また、災害前に担当職員とのコミュニケーションを図るためにも、地区の訓練に参加していただきたいです。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>指定避難所の収容人数については、市の地域防災計画上は充足している状況にありますが、御発言のように想定被害量を超えてしまうような大規模な災害が発生した場合には、建物損壊により避難所自体が開設できないなど、受入れスペースが不</p>			

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年5月27日開催

足することが想定されます。

そうした事態となった際には、他地区の比較的余裕のある避難所に移動をお願いすることや、災害協定を締結している福祉施設や旅館等の民間事業者への協力もお願いしながら、臨機応変な対応を進め、避難スペースの確保に当たっていきます。

また、市では、地域の防災拠点となる市立公民館や小中学校に、優先的に、あらかじめ、個別の避難所担当職員を毎年度当初に決めています。これらの職員が、地域の皆様と共に、適切な避難所の開設・運営を行いますので、御理解と御協力をお願いします。

市民文化会館など、あらかじめ担当職員を決めていない指定避難所についても、災害の被害状況により開設が必要となった際には、速やかに職員を派遣します。

地区で訓練を実施する際には、担当職員も可能な限り出席し、顔が見える関係のなかで対応していきたいと考えています。なお、担当職員とわかるように、緑色のビブスを着用して避難所の開設・運営に当たることとしています。

No.	6	標 題	災害時の町内会未加入者への対応について
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、住民の高齢化と町内会未加入者の増加が問題になっていますが、未加入者への災害時の対応について、市ではどのように考えているのでしょうか。</p> <p>住民と町内会役員の高齢化で、未加入者への対応がなかなか難しい状況です。</p> <p>今後、この問題が深刻化し、いつどこで災害が起こるかわからない状況の中、災害時の対応について悩んでいます。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>近年、特にライフスタイルが多様化している若い年代の世帯が多い地域では、近所付き合いの意識が薄れ、自治組織への未加入者への対応が大きな課題となっています。</p> <p>市では、自主防災活動についても記載した「自治会加入の御案内」というパンフレットを作成し、転入者に配付する等、自治組織への加入促進に努めていますが、未加入者は増加傾向にあるようです。</p> <p>災害対応に当たっては、普段から顔を合わせる地域や近隣の方々が互いに協力しながら、組織的に取り組む「共助」の取組が欠かせないことから、市としても、自主防災会をはじめとした自治組織活動の意義や必要性について、市ホームページやパンフレットで啓発していくとともに、総合防災訓練や防災セミナー、いきいき講座での防災講話や図上訓練により、自治組織未加入者も含めた災害への備えと防災意識高揚が図られるように努めていきます。</p> <p>地域の皆様には、例えば、防災訓練などを実施する際に、自治組織未加入者にも参加を促していただくなど、防災の観点からのきっかけ作り、つながりを探っていただければ誠にありがたいと考えています。</p>			

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年5月27日開催

No.	7	標 題	天童駅西口側の安全と美化について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>天童駅西口広場のコンクリートがボロボロで、とてもひどい状況です。天童駅の裏玄関ですので、少しきれいに補修できないものでしょうか。</p> <p>また、線路と緑地帯の間にフェンスがあるのですが、これもひどく傷んでいて線路内に簡単に入れてしまいます。JRでの保守管理なのか、市の管理なのかわかりませんが、見た目が悪く、とても危険ですので、きちんと整備できないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>天童駅西口広場にあるベンチや花壇等の施設は設置から年数が経過し、一部で塗装の剥がれが発生している状況にあることから、早急に塗装の補修など必要な修繕を行っていきたいと考えていますが、多くの予算が必要となりますので、順次計画的に取り組んでいきます。</p> <p>また、線路敷地と緑地帯の間のフェンスについては、現地を確認したところ修繕が必要だと思われる箇所があり、市の管理物でありましたが、JR敷地への積雪が破損の原因であることから、JR山形保線技術センターに早急に対応するよう申し入れを行っているところです。</p>			

No.	8	標 題	天童市公民館整備費補助金について
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>久野本町内会では、公民館の整備を進めていますが、1,600世帯を超える当町内会は、世帯規模や利用頻度から2館が必要であるとの結論となり、町内の皆様から10年にわたり応分の負担をいただき建設することにしました。</p> <p>市の公民館整備補助金の交付をいただき、令和3年3月末に1館目となる久野本東公民館が完成し、同年4月より利用開始しています。</p> <p>令和6年度、2館目となる公民館の基本及び実施計画に着手することとしましたが、昨今の建設費用や労務費の増嵩により、その建設に係る工事費が1館目に比べ、1.5倍程度になっていると聞いています。</p> <p>これらの現状を賢察いただき、天童市公民館整備補助金の補助率と限度額の引き上げの検討をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>天童市公民館整備費補助金については、自治公民館を新築、改築する場合に1,000万円を上限として補助しています。</p> <p>建設費用や労務費が上がっている現状は認識しており、市場の動向を注視しながら、制度の在り方について議論していきます。</p>			

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年5月27日開催

No.	9	標 題	断水のリスクについて
所管課等		上下水道課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>平成25年7月に発生した断水は、大雨の影響で寒河江川が濁り、ろ過に時間がかかったことが原因でしたが、その後の対応はどのようになっていますか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市は西川浄水場から給水していただいておりますが、平成25年7月の断水の際は大雨の影響で濁度が下がらない状況が続いたため、給水を停止し市内において8日間ほど断水となり大変御迷惑をおかけしました。</p> <p>その後、県においては浄水場の浄化能力の強化などの対策を講じ、同規模の大雨となった場合であっても通常通り給水できるようになりました。</p> <p>なお、高揃浄水場に関しては、現在は断水になった際に使用できる状態に保っています。</p>			

No.	10	標 題	停電発生状況の周知について
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>先日、久野本地区で停電が発生しましたが、原因がわかりませんでした。市では、停電発生の原因について調査し、住民にお知らせしているのでしょうか。市民生活に係ることなので、遅れてでも市報等でお知らせしていただきたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市でも久野本地区で発生した停電を確認していますが、東北電力ネットワークに確認したところ、原因については不明とのことでした。停電情報については、東北電力ネットワークのホームページや停電情報アプリで情報を公開しており、市ホームページからも閲覧することができるようにしています。</p> <p>今後も、東北電力ネットワークと情報共有し、市ホームページ等で迅速かつ的確な情報が伝えられるように努めていきます。</p>			

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年8月22日開催

- No. 1 **市報のペーパーレス化について**
市長公室
- No. 2 **まちづくり懇談会について**
市長公室
- No. 3 **地震発生時の消火活動について**
消防本部
- No. 4 **乱川河川敷の整備について**
建設課
- No. 5 **天童市健康増進施設 Re play ! T E N D O の利用料金について**
商工観光課
- No. 6 **災害時の避難所について**
危機管理室
- No. 7 **天童北部地域の振興について**
市長公室、都市計画課
- No. 8 **まちづくり懇談会の在り方について**
市長公室

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年8月22日開催

No.	1	標 題	市報のペーパーレス化について
所管課等		市長公室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市報は毎月2回、全世帯に発行されます。大変な紙の消費になります。</p> <p>天童市環境基本計画では、省資源・省エネルギーに取り組むとなっています。パソコンやスマートフォンなどの電子媒体によりペーパーレス化を図るべきと思います。</p> <p>世の中がペーパーレス化に向けて進んでいることは間違いありません。市内の小学校・中学校では保護者への連絡はメールで行っていると聞いています。</p> <p>一方で、デジタルデバイド（PCを使える人・使えない人との情報格差）の問題があり、今すぐペーパーレス化は難しい状況かとは思いますが、将来を見据えた取り組みが必要であり、アクションプランを策定すべきかと思えます。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市報てんどうは、囑託員や隣組長の皆様からの御協力により、市内全世帯に月2回配布しています。日頃、御協力いただいている皆様には、心よりお礼を申し上げます。</p> <p>市報のペーパーレス化については、大変重要な課題と捉えていますが、市内全世帯の皆様には市政の動きや市民生活に必要な情報を漏れなくお知らせするためには、現在のところ紙の市報による配布が必要と考えています。</p> <p>また、市報のデジタル化については、市ホームページやフェイスブックへの掲載をはじめ、10月からはLINEも活用し、情報提供の手段を広げているところです。しかしながら、自らがデジタル端末を所持し、その掲載箇所を見に行かなければ、その情報は届かないこととなります。</p> <p>今後とも、市民の皆様へのデジタル活用の進捗状況などに注視しながら、アクションプランなどの段階的な取り組みの方向性を検討していきたいと考えています。</p>			

No.	2	標 題	まちづくり懇談会について
所管課等		市長公室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>私は、これまでいろんな問題について提案をしてきました。</p> <p>特に、高齢者のいきいきサロン活動に関わる福祉バスの運用では、高速道路使用などについて要望を行ってきました。</p> <p>その結果、市当局の御理解をいただき、格段の改善が図られ、高齢者の利用者からは大変喜ばれています。</p> <p>このように、市民の率直な声に真摯に対応される「まちづくり懇談会」をぜひ継続して開催されるよう要望します。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>まちづくり懇談会については、地域で抱えている課題や市政全般に対する提案などを直接お聞きすることができる貴重な機会と捉え、コロナ禍においても継続して</p>			

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年8月22日開催

開催してきました。

令和6年度は、13地域で504名の方から御参加いただき、104件の御意見・御提言をいただいたところです。

地域の皆様からいただいた様々な御意見・御提言は、今後のまちづくりの方向性を見出すために大変貴重なものと考えていますので、今後も皆様の声をお聞きする機会を設けていきたいと思っております。

No.	3	標 題	地震発生時の消火活動について
所管課等		消防本部	
<p>《市民のこえ》</p> <p>山形盆地の活断層による地震で火災が発生した際、寒河江ダムからの給水が途絶え、消火栓が使用できなくなる可能性が非常に高いと思われ、防火水槽からの給水による消火になるのではないかと考えます。乱川地区（押切川より北）の防火水槽は、全部で13か所ありますが、ほとんどが乱川町内会内にあります。</p> <p>消火栓は、寒河江ダムに頼っていないのであればよいのですが、前述のような時の消火方法は、市としてどのように考えているのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>現在、市内の公設消防水利は、消火栓1,458基、防火水槽503基あり、そのうち天童北部地区は消火栓107基、防火水槽24基を設置しています。</p> <p>本市は、寒河江ダムを水源とする西川浄水場より給水を受けており、災害等で消火栓が使用できなくなれば、防火水槽、小中学校のプール、河川などを利用し消火活動を行います。</p> <p>また、消防用水の確保については、消防団との連携や、さらに大規模な災害時には、各種団体との応援協定を締結しており、ミキサー車など特殊車両による消防用水の搬送応援を受け、市内全域から消防用水の確保を考えています。</p>			

No.	4	標 題	乱川河川敷の整備について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>国道13号と県道22号の間の乱川南側河川敷をドッグランスペースとして整備し、有効利用してはいかがでしょうか。</p> <p>以前は、モーニング野球、乱川地区の運動会、老人クラブのゲートボールやパターゴルフ等で利用していましたが、老人クラブも解散し、現在は冬季間の市の排雪場として利用されています。</p> <p>排雪場としての利用は継続し、ドッグランスペースは冬季間は閉鎖できるように工夫するなど、運用にあたって課題もあるとは思いますが、整備を検討いただけないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p>			

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年8月22日開催

ドッグランスペースを設置するためには、施設を衛生的に保つための日常的な管理や、トラブルが起きないように管理運営体制も必要になると考えています。現在のところ、このような管理運営体制を構築することは難しい状況であるとともに、河川敷に河川の流れを阻害するような構造物は設置できないことになっていることから、ドッグランスペースを整備する考えはありませんので、御理解をお願いします。

なお、乱川南側河川敷については、乱川地区からの要望を受けて、天童市が代行して山形県に河川占用申請を行い、借用している土地でもありますので、今後の河川敷の利用の在り方については、地元の方々と話し合いをさせていただいて決めていきたいと考えています。

No.	5	標 題	天童市健康増進施設 Re play! TENDOの利用料金について
所管課等		商工観光課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>Re play! TENDOの利用料金について意見提言します。</p> <p>施設の利用料金は、1回使用料がプール利用ありの場合700円、利用なしの場合500円、回数券の場合12枚つづりでそれぞれ7,000円と5,000円となっています。</p> <p>かつてのピーフリー時代と比べると、施設・機材は新しくなりましたが、利用料金が割高に感じられ、利用が遠のいています。施設維持や運営に経費がかかるとことは当然承知していますが、現在の料金体系の見直しをぜひとも御検討ください。</p> <p>一案としては、一律に金額を設定するのではなく、健康都市を表明する天童市ですので、健康寿命を延伸するためにも、一定以上の年齢層は金額を軽減することや、会員制の導入等を御検討いただけないでしょうか。</p> <p>健康増進施設の名前のとおり、健康増進につながるような施設になることを期待します。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>健康増進施設 Re play! TENDOについては、市民が誰でも利用しやすいように、1回当たりの使用料金制とし、金額については近隣施設の料金を参考に1回700円として、令和4年9月に開業しました。</p> <p>その後、市民の皆様からの御意見をお聴きし、令和5年度から、プール利用ありは700円、プール利用なしは500円とするとともに、新たにそれぞれ12枚綴りの回数券を設け、プール利用ありは7,000円、プール利用なしは5,000円と現在の料金に改正を行ったところです。</p> <p>また、当該料金で、サウナ付きの風呂を利用することができる施設は近隣でもあまりないことから、適切な料金設定になっていると考えており、その他の割引等も含め、現在のところ料金の見直しは考えていません。</p> <p>健康増進施設 Re play! TENDOでは、これまで運動してこなかった方も気軽に利用できるように無料で運動プログラムを作成するほか、健康運動指導士による健康増進セミナーも定期的実施しています。市の介護予防教室や特定保健指導でも、この施設を利用しており、今後も引き続き市民の皆様健康増進につながる施設と</p>			

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年8月22日開催

して利活用を図っていきたいと考えています。

No.	6	標 題	災害時の避難所について
所管課等	危機管理室		
<p>《市民のこえ》</p> <p>天童北部地域では、災害時の指定緊急避難所として、大雨による洪水時は天童北部小学校と第二中学校、震災時には天童北部公民館も指定されているものと思います。</p> <p>他の地域でも同様だとは思いますが、同じ地域内で地区や災害により避難所が大きく分かれている状況です。市ホームページ等には「天童市では、避難先の指定はしていません」とありますが、管内約2,600世帯、約6,800人の方々の避難について、市の防災計画ではどのように想定しているのでしょうか。</p> <p>また、その際、各避難所の応急的な備品はどのように準備、計画されているのでしょうか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>天童市地域防災計画では、市内全体の避難者数について、山形盆地活断層帯における地震の被害想定を基に、最大6,761人の避難所生活者を見込んでいます。</p> <p>そのうち、天童北部地域では、同じ規模の地震とした場合、地域内にお住まいの約6,800人中、約700人から800人の避難生活者が想定されます。地区内の指定避難所の収容人数は、市立天童北部公民館122人、市立天童北部小学校173人、市立第二中学校284人、県立天童高等学校635人で、合計1,214人となります。</p> <p>さらに、指定避難所としては、各地域の市立公民館や小・中学校の他に、収容人数が多く見込める市スポーツセンターや県総合運動公園等も指定しており、大規模災害時には、これらの体育施設等も開設することを想定しています。</p> <p>また、市では、避難先の指定はしていませんが、各町内会・自主防災会等で避難先を決めている場合にはそれに沿って避難していただくのが適切と考えています。</p> <p>ただし、災害の種類や発生した場所により地域内の指定避難所が使用できない場合や、外出中に被災することも想定されることから、まずはどの指定避難所に避難しても構いませんので、命を守るための行動を優先にお願いしたいと考えています。</p> <p>次に、市の備蓄品については、市地域防災計画で定めている被害想定を基に、非常食7,000食、毛布1,000枚、簡易トイレ16,000枚等を備蓄しています。</p> <p>備蓄している場所については、避難所として利用する可能性が高い各市立公民館を優先的に保管場所とし、その他、市スポーツセンター倉庫、旧保健センター倉庫にも保管して、必要に応じて避難所に運搬することとしています。</p> <p>しかし、市の備蓄品ですべてを賄うことはできませんので、大規模災害が発生した場合は、発災後3日間は自足できるよう各御家庭でも備蓄品を備えるようお願いしたいと考えています。</p> <p>なお、開設している避難所の情報については、地域住民の皆様の混乱を招かないよう伝達・広報に努めていきます。</p>			

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年8月22日開催

No.	7	標 題	天童北部地域の振興について
所管課等		市長公室、都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>天童北部地域は、かつては本市の北の玄関口と言われ、空港に近接した環境のもと、JR乱川駅や天童北部工業団地等が整備されてきました。</p> <p>しかし、最近では、芳賀タウンや天童南スマートインターチェンジ、モンテディオ山形の新スタジアムの整備等、本市の南側地域の整備ばかりが目立つように感じられます。</p> <p>今後の天童北部地域の開発及び都市計画について、市長の考えを伺います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>天童北部地域には素晴らしい地域の財産があり、また、天童北部小学校は一人ひとりに目をかけていただきながら、切磋琢磨もできる素晴らしい環境にあるものと感じています。</p> <p>確かに、市の南側地域には、新たな住宅地や商業施設、げんキッズ、JR天童南駅等が整備され、新たな市街地が形成されましたが、各地域にはそれぞれの特性があり、市全体が同じような形になるのは難しいものと考えています。</p> <p>施設整備以外にも、地域の振興には様々な在り方が考えられますので、若い世代の皆さんが中心となって、住んでいる地域をどうするか、どうしていくかということについて議論を深め、地域の活性化に取り組んでいただければと思います。</p>			

No.	8	標 題	まちづくり懇談会の在り方について
所管課等		市長公室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在のまちづくり懇談会は、事前に地域から発言内容を集約し、それに対して市で回答を準備し、市長及び教育長から発言いただくような形式をとっています。</p> <p>しかし、この形式では、事前に準備された台本を読むような形で質疑応答が進められ、また、後日、市から書面でまちづくり懇談会の報告が送付されるため、実際にまちづくり懇談会に足を運ぶ意味がないように感じられます。</p> <p>市の立場としては明確な回答を返す必要があるために、現在の形になったのかと思いますが、まちづくり懇談会の意義は、地域住民の生の声をその場で聞き、市長及び教育長と話し合うことにあるのではないのでしょうか。例えば、トークテーマを決めて話し合う形式は可能でしょうか。</p> <p>また、若い世代の参加を増やすために、土曜日・日曜日の日中の開催も検討してみてもどうでしょうか。子ども連れの参加者もいるかと思いますが、子どもが市政に興味を持つきっかけ作りになるかもしれません。ぜひ前向きに検討をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>まちづくり懇談会は、限られた時間の中で御提言に対する明確な回答をお答えするために、現在の形式で開催していますが、当日に御提言をいただくことも可能と</p>			

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年8月22日開催

なっています。

令和7年度のまちづくり懇談会については、より多くの方に参加していただけるよう、御提言の内容も踏まえた検討を現在進めているところです。

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月19日開催

- No. 1 **部活動の地域移行について**
学校教育課
- No. 2 **豪雨対策について**
建設課
- No. 3 **道路わき側溝の泥除去について**
建設課
- No. 4 **押切川河川清掃について**
建設課
- No. 5 **農業用水路やその他水路の案内図の公開について**
農林課
- No. 6 **中高生が集い遊べる場所の開発について**
文化スポーツ課、建設課
- No. 7 **用水路の安全対策について**
建設課

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月19日開催

No.	1	標 題	部活動の地域移行について
所 管 課 等		学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>中学校3年間は、一人ひとりの生徒の成長過程における重要な時期と言えます。 また、あらゆる分野で次代を担う基礎づくりの年代であり、人間形成・スポーツ・芸術文化万般にわたり、部活動の役割は極めて大きいと言えますが、現在進めている部活動の地域移行について、以下の点をお聞きします。</p> <p>(1)基本の考え方、今後の進め方について (2)生徒一人ひとりの能力向上への取り組みについて (3)保護者の負担（経費・時間）に対する考え方について (4)教員の働き方改革の目指すところは何か。何を持って改革が出来たか、その判断基準について (5)地域移行の具体事例について (6)活動指導者（個人・団体）への支援について</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>初めに、(1)について、少子化が進む中、国では現在、スポーツ・文化芸術環境に継続して親しむことのできる機会の確保と、教員の働き方改革の推進のため、中学校部活動の地域展開を進めています。令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、令和8年度からは、休日の部活動は原則行わず、休日に活動を希望する生徒は地域クラブで活動することになります。</p> <p>本市でも国の計画に基づき、児童生徒や教員へ行ったアンケート等の結果などを踏まえ、現在、順次移行を進めているところです。</p> <p>令和6年度は、種目や学校の実態に応じて複数の部活動で合同部活動の設置を進めています。この合同部活動は、所属する中学校の枠を超えて参加可能であり、その指導者は部活動顧問や外部指導者となっています。令和7年度は、地域クラブへの展開に向け、指導者や活動場所の選定等の準備を本格的に進めていきます。</p> <p>次に(2)について、部活動の地域展開に伴い、指導者の確保についても検討を進めていますが、専門性のある指導者が指導する体制を想定していますので、能力向上が図られるものと考えています。しかしながら、部活動の目的は、体力や技能の向上を図るだけではなく、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図り、意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養も目的としています。また、部活動は自発的な参画を通して「楽しさ」や「喜び」を感じることが本質とされています。各種大会の在り方についても、生徒の心身の負担にならないように議論が進められているところですので、技能偏重にならないよう留意する必要があります。</p> <p>次に(3)について、地域クラブは受益者負担を想定しています。そのため、経費の補助等については現在のところ考えていません。また、休日の地域クラブの活動時間については、基本的にはこれまで部活動で行われていた時間を想定しています。</p> <p>次に(4)について、近年教員の身体的・精神的負担が増加していることが問題視されており、長時間労働が教育の質にも影響を及ぼしている可能性があります。働き方改革により、教師が授業などの本来の業務に専念できる環境を整え、子ども</p>			

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月19日開催

たちの学びを充実させることを目的としています。部活動地域展開に係る働き方改革については、1つは中学校教員が休日に部活動に関わる必要がない環境を構築することを目的としています。

判断基準については、教員の時間外労働時間の短縮を一つの指標としています。

次に（５）について、天童市の運動部活動の事例としては、野球競技とソフトボール競技が、合同部活動を経て地域クラブ化した例があります。これは、連盟や協会からの協力をいただきながら、各学校が連携して進め、地域クラブ化が図られたものです。また、この２つの競技については、市内のどの中学校からも所属することが可能となっています。また、文化部の事例としては、第一中学校吹奏楽部において、地域の指導者の協力をいただき、学校と地域の指導者で連携して指導にあたることで地域クラブ化を果たしました。

最後に（６）の指導者の支援については、天童市スポーツ協会が指導者の「指導者養成費」を計上しています。これは、中学生以下の指導に関する資格取得にかかる費用についてその経費の半分を補助するものとなります。ただし、これは新規取得に関わるものであり、既に持っている資格を更新したり昇格させたりするものは対象外となっています。

No.	2	標 題	豪雨対策について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和6年7月に庄内・最上地域で発生した豪雨災害は甚大な災害であり、村山地域もいつ何時災害に合うかわかりません。</p> <p>令和2年7月豪雨を受けて対策されている最上川等の治水工事進捗状況、今後の治水・浸水対策事業を教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>令和2年7月豪雨により甚大な被害が発生したことから、最上川中流・上流における再度災害防止のための対策である「最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト」が、令和11年度の完成を目標に国の事業として進められています。</p> <p>その中で、最上川と須川の合流点から下流の区間において、最上川の河道掘削が行われ、令和5年度までに完了しています。また、他市町における事業ではありますが、国管理区間の堤防整備などの様々な事業が進行中であると伺っています。</p> <p>成生地区は、皆様に配布している洪水ハザードマップで示すとおり、台風や豪雨などの際には洪水が発生するおそれのある地区ですので、地域の皆様には日頃から洪水への備えをお願いします。</p> <p>本市としては、避難情報を適切に伝えるように努めるほか、国に対して継続的に最上川及び須川の河道掘削によって円滑な流れが確保されるよう要望し、安全安心な地域に向けて取り組んでいきます。</p>			

No.	3	標 題	道路わき側溝の泥除去について
-----	---	--------	----------------

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月19日開催

所管課等	建設課
<p>《市民のこえ》</p> <p>近年、局地的な集中豪雨が増え、同時に道路冠水のリスクも高まっています。冠水の一因として、側溝に堆積している泥が原因となっている箇所が高木地区に多くあります。</p> <p>計画的な泥除去の御検討をお願いします。</p>	
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>高木地区内の市道を確認したところ、側溝や集水桝の一部に土砂が堆積している箇所がありましたので、土砂の撤去作業を実施しました。他にもお気づきの箇所がありましたら、市で対応しますので建設課まで御相談をお願いします。</p> <p>なお、町内会において実施していただいた際には、泥の回収を市で行いますので建設課まで御連絡ください。</p>	

No.	4	標 題	押切川河川清掃について
所管課等	建設課		
<p>《市民のこえ》</p> <p>「きれいな川で住みよいふるさと運動」の高木町内会の取組みとして、押切川（仲押切橋～成生橋間）の河川草刈りをボランティア募集にて実施しています。</p> <p>しかし、近年、雑草や雑木で川原は埋め尽くされており、川原に人が立ち入ることが危険で手に負えないため、堤防上のみ草刈りを実施しているのが現状です。</p> <p>このままでは、河川環境は悪化するばかりであり、行政の御協力をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>「きれいな川で住みよいふるさと運動」に御協力いただき、誠にありがとうございます。この運動は、河川・海岸愛護に対する県民意識の醸成と、美しく快適で豊かな県土づくりを目的に、昭和52年から県下一斉に行われています。</p> <p>実施にあたっては、皆様の手に負えないような箇所での危険な作業は行わず、参加者の安全に十分配慮したやり方で作業をお願いします。</p> <p>なお、河川環境の現状については、押切川の管理者である県にお伝えし、対応をお願いしてきました。</p>			

No.	5	標 題	農業用水路やその他水路の案内図の公開について
所管課等	農林課		
<p>《市民のこえ》</p> <p>近年、局地的な豪雨が発生し、水路や小川等が氾濫する内水氾濫が全国的に散見されます。</p> <p>原因として、水路の処理能力を超えた豪雨や、水路・小川に溜まったゴミなどが考えられますが、地域で農業用水路やその他水路の位置を確認できるように案内図</p>			

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月19日開催

を市ホームページで公開してほしいです。

案内図が公開されれば、該当地域の町内会・自主防災会の訓練として水路・小川などを住民が回り危険個所の確認、避難経路の選択などに有効利用できます。

また、住民達で見回することで、地域のことを知ることもでき、ゴミなどで流れが悪くなっているところを発見した際には、市に報告することができます。

他にも、住民自らが危険個所を見つけることができるので、注意喚起も現実性をおび、転落事故等を防ぐ効果が期待できると思います。

<回答及び対応状況>

現在、市内の排水路や農業用水路に関しては、市の関係部署及び、土地改良区、水利組合等の団体がそれぞれ管理しています。

市内に有する膨大な数の水路を取りまとめるには、各団体との調整など様々な課題があるため、市ホームページで案内図として公開ができない状況ですので御理解をお願いします。

個別の水路について、町内会や自主防災会からの要望がありましたら、情報をお伝えしますので御相談いただければと思います。

また、地域において危険だと思われる箇所が見つかった際は、その水路の管理者を通して対応しますので、市へ連絡くださるようお願いいたします。

No.	6	標 題	中高生が集い遊べる場所の開発について
所管課等		文化スポーツ課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市内全体を見回しても、幼い子に向けた遊び場はありますが、中高生が体を動かし遊ぶ場所が少ないと思います。部活で体を動かせばという考えもありますが、ある程度の制約があっても自由に遊べる空間があってもいいと思います。</p> <p>例えば、外水・内水氾濫の対策として効果のある遊水池を利活用したスケートボードパークなどが思いつきます。遊水池は、通常時に水はなく、遊水池の貯水量だけ満足していれば、中の形状は特にこだわりはないと思います。</p> <p>遊水池であれば周囲に安全塀を設けるのは必須と思うので、スケートボードパークの管理としては行いやすいです。工夫は必要と思いますが、中高生を巻き込んでの管理方法を考えてもいいと思います。</p> <p>成生地区にあれば、交流人口も増え成生地区の活性化が望めます。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>中高生が体を動かし遊ぶ場所については、市スポーツセンターや市内の公園などがあります。御提言のありましたスポーツ施設の整備についてですが、現在、市では既存のスポーツ施設の維持・管理を優先させており、新たなスポーツ施設を整備する予定はありません。</p> <p>しかしながら、老朽化している施設もあることから、その在り方や幅広い皆様から御利用いただける施設となるよう努めていきます。</p> <p>また、現在、市内に遊水池はありませんが、遊水池と同様に降雨時の水量調整機能を有する施設としては住宅地や工業団地などの開発に伴って設置される調整池が</p>			

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月19日開催

あります。本市でも調整池がありますが、降雨時には施設内に水が一気に流れ込んでくる構造となっており、大変危険な施設であるため、二次的に利用することはできませんので御理解をお願いします。

No.	7	標 題	用水路の安全対策について
所管課等		建設課	
《市民のこえ》 成生町内の道路沿いに幅63センチメートル程の用水路があり、高齢者や子どもが落ちるのではないかと心配しています。 私は米沢市に住んでいたことがあり、用水路に雪を捨てることのできる鉄格子の蓋がありました。雪を捨てるために柵などは付けない方がいいと思いますが、鉄格子の蓋を付けることを検討していただきたいです。 また、市内で同じような用水路に転落してしまったという事故が過去にあったのか教えていただきたいです。			
＜回答及び対応状況＞ 御提言の箇所の道路については、水路の水を冬季間の融雪に利用するなどの理由から、水路に蓋を設けてこなかったものと聞いています。 当該箇所の水路は米沢市のような流雪溝ではなく通常の一般的な水路であるため、蓋掛けを実施する場合には、コンクリート製の蓋と点検用のグレーチング蓋を設置することになります。米沢市で使用しているような流雪溝用の格子状の蓋とは異なりますので、御了承願います。 また、市が把握している限りでは水路への転落事故はありませんが、蓋掛けの必要性については地区の皆様で十分に協議していただき、御要望箇所があれば設置を検討していきたいと考えています。			

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年8月28日開催

- No. 1 **治水対策について**
建設課
- No. 2 **通学路の安全確保について**
建設課、教育総務課
- No. 3 **市道の除草について**
建設課
- No. 4 **空き家について**
都市計画課
- No. 5 **蔵増小学校の登下校時の猛暑対策について**
教育総務課、学校教育課
- No. 6 **災害時の世帯ごとの人数把握について**
危機管理室、社会福祉課、保険給付課
- No. 7 **田んぼダムについて**
農林課

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年8月28日開催

No.	1	標 題	治水対策について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>前田川と樽川の合流地点に調節池を作る計画があり、予定地の測量が終わったようですが、その後の造成工事が進んでいないように見受けられます。大雨が県内各地で甚大な被害を及ぼしている昨今、調節池の早期設置を要望します。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>最上川と樽川の合流部付近の内水被害軽減対策として、これまで国と県、市が協議を重ね、それぞれの役割分担の中で治水対策を実施しているところです。</p> <p>国からは、樽川樋門の改修工事に取り組んでいただき、令和5年3月に完成しました。</p> <p>御提言の樽川調節池については、樽川の河川管理者である山形県が整備事業に取り組み、令和4年度から現地の測量を実施しています。現在は、設計作業を行っているところであり、設計作業が終わり次第、地元説明会を開催する予定となっていますので御理解をお願いします。</p>			

No.	2	標 題	通学路の安全確保について
所管課等		建設課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>蔵増中区の通学路に設置された6本の電柱が通学の支障になりうるという件について、令和5年のまちづくり懇談会でも話題になりました。その後、地元の方が土地所有者と電柱移設の交渉をしていただき、一部の電柱は移設が可能になったとお聞きしましたが、具体的な移設時期について教えていただきたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>はじめに、電柱の民地への移設に関して、地域の皆様に御理解と御協力をいただいていることに感謝を申し上げます。</p> <p>令和5年度に御要望のありました箇所については、民地への移設に御協力いただける4本の電柱の移設を令和7年3月に完了しています。なお、中には地下に埋設されている電線を受けるための電柱もあり、民地に移設することができない柱もあるとのことでしたので、御理解くださいますようお願いいたします。</p>			

No.	3	標 題	市道の除草について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>矢野目地区から蔵増南地区へ続く市道で雑草が生い茂り、小中学生の通学の支障</p>			

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年8月28日開催

になっているのではないかと心配しています。市道の除草について、いつの時期にどの箇所を実施しているのかといった計画を教えてください。

<回答及び対応状況>

地域の皆様には、道路の環境美化活動に御尽力いただき感謝申し上げます。

市道の除草については、歩行者の見通しが確保できるよう、また、車の通行に支障とならないように実施し、御提言の箇所については、例年8月から9月にかけて市が草刈り作業を行っています。

なお、令和6年度の作業については、8月中旬から草刈り作業を行い、作業は8月24日に完了しました。

No.	4	標 題	空き家について
所管課等		都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>蔵増地域内でも空き家が増え、敷地内に散乱したごみや雑草による周囲への悪影響が心配されます。市ではどのような対策をとっているのか教えてください。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>市では、地域の皆様に御協力をいただき、空き家の実態調査を行い、令和7年2月末現在、市内で538件の空き家を確認し、この内38件が蔵増地域のものとなっています。把握した空き家は、現地調査や所有者等の確認を行い、空き家の状況に応じて、適正に管理するよう助言、指導を行っています。</p> <p>空き家は、個人が所有する財産であることから、その所有者には、「周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努める責務」があります。そのため、管理が不適切な状態となってしまった空き家については、市が、所有者へ指導、勧告等を行うほか、状況に応じて安全確保のための応急措置を行い、その費用を所有者等へ請求するなどの対応を行っています。</p> <p>また、市では、空き家を所有する方が、空き家の「相続」、「売却」、「利活用」などについて、オンラインで相談できる天童市アキカツカウンターを開設しているほか、空き家に対する補助制度を設けるなどの支援を行っています。</p> <p>空き家対策の推進には、官民がそれぞれの役割を果たしながら、取組を進めていくことが大切です。今後とも、地域の皆様から御協力をいただきながら、空き家対策の推進に努めていきたいと考えています。</p>			

No.	5	標 題	蔵増小学校の登下校時の猛暑対策について
所管課等		教育総務課、学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和5年は、7月から9月にかけて猛暑でした。特に8月は、31日間で最高気</p>			

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年8月28日開催

温が30度の真夏日を下回ったのは1日だけでした。令和6年は6月に30度を超える日が続く、令和5年より暑くなるとの声も聞こえてきます。そのような中、蔵増小学校の児童は下校時に長時間歩いて帰ることになります。特に、窪野目地区と塚野目地区は2.5キロメートルほど歩きます。低学年の児童は歩くのがゆっくりなので、更に時間が掛かると思います。

登下校時の猛暑対策について、市で実施しているものと、今後実施予定のものがあればお聞かせください。

<回答及び対応状況>

令和6年の7月の平均気温は令和5年度の記録を上回り、8月以降も猛暑が続く予想となり、熱中症など暑さによる児童生徒の体調不良が懸念されます。

本市小学校の校内外の活動においては、各活動場所での暑さ指数を基に、活動の中止や制限を判断しています。具体的には、暑さ指数が31度以上の場合、運動は原則中止としています。

児童の登下校にあたっては、家庭での健康観察に加え、涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給や下校途中の休憩等について指導を行っています。さらに、活動終了後は、十分にクーリングダウンを行う等、体調を整えた上で下校させるようにし、学校で具合が悪くなった児童がいた場合は、下校時の体調を再度確認し、気象状況も踏まえ、必要に応じて保護者等への送迎を依頼しています。

今後とも、児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるよう、熱中症の未然防止に努めます。

No.	6	標 題	災害時の世帯ごとの人数把握について
所管課等		危機管理室、社会福祉課、保険給付課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和6年1月の能登半島地震では、家屋倒壊や大規模火災によって多くの方が被災されました。</p> <p>我が蔵増地区も、水害の危険や地震災害が想定されます。</p> <p>現在、市からの情報は個人情報保護法により、嘱託員にも情報が開示されていません。万が一、大規模な地震や火災あるいは水害が発生した場合、当該世帯の人数は誰が分かるのでしょうか。</p> <p>民生児童委員については、要介護認定者や障がい者等の情報が開示されていません。福祉推進員についても、要支援世帯の情報が開示されていません。</p> <p>個人情報保護法は、主に民間事業者に関するルールと理解しています。申請書の作成によって閲覧や当該情報を入手出来るようには出来ないのでしょうか。嘱託員や、民生児童委員の方々には特例で開示しても宜しいのではないのでしょうか。</p> <p>市の考えをお聞かせください。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>災害対策基本法では、要介護認定や障がいのある方などで災害時等に自力で避難することが困難な方である避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられ、本市でもその</p>			

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年8月28日開催

作成を推進しているところです。

平時は、本人の同意がある場合にのみ自主防災会、民生委員の方などの避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿の提供を行っていますが、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で避難行動要支援者の生命等を災害から守るために特に必要があると認めるときは、本人の同意がなくとも避難支援等関係者に対し、名簿にある情報を特例的に提供することができることとなっています。万が一そのような事態となった場合には、避難行動要支援者等が安全に避難行動できるよう、地域の皆様による共助をお願いしたいと思います。

また、同意していただくことがその方の身を守る安全策の一つですので、そのことをしっかりと行政が伝えていくことが大事だと考えています。

なお、災害に備えての世帯ごとの人数など、個々の世帯情報については、個人情報保護に関する法律の規定により、市から提供することはできませんので、御理解をお願いします。

No.	7	標 題	田んぼダムについて
所管課等		農林課	
《市民のこえ》 県内では7月25日の大雨が甚大な被害をもたらし他人事とは思えない、明日は我が身と緊迫感を感じています。 7月28日の蔵増地区防災研修会にて、「田んぼダムの取組について」というテーマで三郷堰土地改良区の方より御講演いただきました。田んぼダムには様々なメリットやデメリットがあるようですが、河川が複数流れる地域に住む私たちにとってはとても有効な取組みだと思います。 三郷堰土地改良区はすでに取り組んでいるようですが、天童土地改良区はこれからということだそうです。「第四次天童市農業基本計画」の個別施策として定めた田んぼダムの取組みが着実に進められるように、市からのバックアップをお願いします。			
<回答及び対応状況> 大雨の際に、水田に一時的に雨水等を貯留し、洪水被害を軽減する田んぼダムは、その機能の有効性が注目されています。市としても、田んぼダムの取組みの拡大が図られるよう、市内の土地改良区へ、機会を捉えて周知しているところです。三郷堰土地改良区管内より上流の田んぼには、排水柵がほとんど設置されていないことから、多面的機能支払交付金事業に取り組む活動組織に対して、交付金を活用した排水柵の設置を働きかけるとともに、設置にかかる技術的な指導をしながら田んぼダムの取組みを推進します。			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月30日開催

- No. 1 **寺津地区の住宅政策について**
都市計画課
- No. 2 **避難所の空調について**
危機管理室、教育総務課
- No. 3 **寺津地区の将来について**
市長公室、農林課、都市計画課
- No. 4 **最上川舟運について**
生涯学習課
- No. 5 **豪雨時における治水対策について**
農林課、建設課
- No. 6 **須川河川敷の維持管理を含めた有効活用について**
建設課
- No. 7 **さくらんぼの支援策について**
農林課
- No. 8 **県道長岡中山線の安全確保について**
農林課、建設課

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月30日開催

No.	1	標 題	寺津地区の住宅政策について
所管課等		都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>子育て世帯の定住に向けた施策による寺津地区の現在の成果や状況を教えてください。住宅団地の開発に際し、令和5年のまちづくり懇談会での市の回答を踏まえ、土地所有者から土地の売買の意向を確認できたため、太田製材跡地を住宅団地整備の候補地として検討をお願いします。</p> <p>また、地元の高校生から、地区内に若者が集える魅力ある施設（商業施設等）が欲しいとの意見があります。公設民営など、行政主導で当該施設を作るような考えはないか教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市では、子育て世帯の定住に向けた施策として、新築・中古を問わず、住宅を取得した際に利用できる補助制度を設けています。</p> <p>令和6年度の市全体の実績としては、新築に係る補助件数が170件、中古物件の取得に係る補助件数が60件となっており、寺津地域の実績としては、新築、中古物件の取得にそれぞれ1件ずつ御利用いただいています。</p> <p>次に、御提案いただいた箇所について、住宅分譲を前提として、都市計画法の開発許可に係る技術基準に基づき様々な検討を行いました。住宅分譲に必要な道路の配置に大きな課題があることから、良好な分譲地としての土地利用は難しいものと考えます。なお、民間事業者が開発等の意向があれば、市に御相談ください。</p> <p>また、地区内に若者が集える魅力ある商業施設等とのことですが、寺津地域を始めとする市街化調整区域においては、地域に居住する方が日常生活で必要となる物品の販売等を営む小規模な店舗以外の商業施設は、建築できないこととされています。ただし、空き敷地や空き家を利活用して、若者が集えるような店舗建築の可能性はありますので、公設民営は難しいと考えていますが、民間事業者等で具体的な計画等がありましたら、市に御相談ください。</p>			

No.	2	標 題	避難所の空調について
所管課等		危機管理室、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>これまでの阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震での災害関連死は5,000人以上にのぼり、65歳以上が90パーセントを占めました。このうち、避難所の環境が原因で死亡した人は40パーセントも占めていました。特に、東日本大震災時は、天童市でも電力がストップし、2～3日間停電が起きたことを記憶しており、夜は多めに衣服を着てじっと寝ていたことが思い出されます。</p> <p>さて、自然災害（水害を除く）で避難所を開設する場合、寺津の住民は寺津小学校に、藤内新田の住民は市立寺津公民館に避難することになっています。</p> <p>夏場の避難所運営においては、近年の猛暑による避難者の体調悪化が心配されます。特に、寺津小学校の体育館には空調設備がない状況ですので、避難所の空調設</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月30日開催

備についてどのような対策を考えているか教えてください。

<回答及び対応状況>

寺津地区の洪水時を除く指定避難所は、市立寺津公民館及び寺津小学校となっています。

御指摘いただいた寺津小学校の体育館には、空調設備がありませんが、夏季の暑さ対策のために大型扇風機6台を備えていますので、避難所開設の際には、それらを使用したいと考えています。また、状況に応じて、災害協定に基づき協定事業者にも、冷房機器や発電機の提供を依頼することも想定しています。

また、夏季の避難所の運営においては、高齢者等の体調管理が重要となりますので、熱中症対策のため、保健師等が巡回し、健康相談を実施することとしています。

さらに、猛暑による避難者の体調悪化が心配される場合には、受入可能な他の地区の市立公民館や、福祉避難所などの冷房設備がある場所に移動していただくことも検討していきます。

No.	3	標 題	寺津地区の将来について
所管課等		市長公室、農林課、都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>寺津地区の人口は1,395人と、10年前から比べて281人減少しており、寺津小学校の児童数も市内の小学校の中では最少です。今後も、少子高齢化に伴い、このような傾向が続くと予想されます。</p> <p>また、市の社会資本の投入状況は、奥羽本線の東側（東部地域）と西側（西部地域）を比較してみた場合、東部地域への投入比率が高いように感じています。</p> <p>西部地域は農業振興地域として位置付けされていますが、現状のまま進んだ場合、寺津地区は今後どうなっていくのか心配です。</p> <p>新たな住宅団地の整備や宅地開発など、農業振興と一体化した開発の検討が必要ではないかと感じています。市の考えを教えてください。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>寺津地区をはじめとする西部地域については、皆様からの御協力により米やさくらんぼを始めとする多くの特産物を生産いただくとともに、優良な農地の保全に取り組んでいただき、感謝を申し上げます。</p> <p>本市では、市街化区域と山間地域等を除くエリアを「農業振興地域」に指定し、農業的な地域と都市的な地域に分けた土地利用を図っています。</p> <p>また、寺津地区を含む西部地域は、天童市国土利用計画においては「田園集落」、都市計画マスタープランにおいては「歴史と文化が調和した景観保全エリア」と位置づけているところです。</p> <p>今後の寺津地区については、農地の利用と保全を図るとともに、歴史的な地域資源を生かしながら、空き家対策や住宅取得への補助、市街化調整区域における開発許可に係る制限緩和などの施策に取り組むとともに、適切な情報発信により、住環境の整備を図っていきたいと考えています。</p> <p>なお、農地保全等については、10年後の未来を見据えた農地利用の在り方や担い手について、地域の皆さんと話し合いをしながら地域計画の策定を進めていると</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月30日開催

ころですので、御理解をお願いします。

No.	4	標 題	最上川舟運について
所 管 課 等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>寺津河岸は、米や紅花、青苧等の輸送を中心に最上川舟運の拠点として発展しました。</p> <p>最上川舟運によって香川県の金刀比羅宮へ奉納された青銅大燈籠は国の重要有形民俗文化財にも指定されており、寄付人には寺津村の方々の名前も刻まれています。同型のものが山形県の山寺に一基、宮城県金華山の黄金山神社に一对奉納されていますが、山寺の大燈籠は、令和5年、山形市有形民俗文化財として新たに登録されました。</p> <p>このように歴史ある最上川舟運について、天童市の総合計画における施策や、予算、人員配置はどのようになっているのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>最上川舟運を通した寺津の歴史や文化の継承について、日ごろから御尽力をいただきありがとうございます。</p> <p>寺津河岸は、幕府公認の船着場であり、江戸時代中期には紅花や青苧、米等を輸送する要所として賑わいを見せていた地であったことから、様々な文化が行き交った場所でもあります。</p> <p>今後も、地域で話題を共有しながら活動の輪を広げていただければと思います。</p> <p>さて、本市の総合計画における施策や予算等については、本市に残されている貴重な歴史遺産を後世に継承するため、維持管理や保護に関する予算を確保するとともに、地域の文化財の調査・研究を行っています。</p> <p>また、旧東村山郡役所資料館「天童織田の里歴史館」では、令和6年度の企画展として寺津手人形芝居に関わる資料の展示を実施し、寺津の優れた文化を紹介しています。</p> <p>本市の文化財については、これまで同様、その継承と維持に努めていきますので、御協力のほどよろしくをお願いします。</p>			

No.	5	標 題	豪雨時における治水対策について
所 管 課 等		農林課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>近年の集中豪雨では、排水が追いつかず冠水する事態が増えており、寺津沼の水を事前放流することで、有事の際は遊水池化することができると考えています。</p> <p>これを実現するためには、天童市や山形市、最上川第二漁協など関係者との調整や、多くの課題があるかと思いますが、寺津地区の浸水を減らすため御協力と御支援をお願いします。</p> <p>また、都川のクランク部分の解消による流下能力の向上や、一部新田川への排水</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月30日開催

計画など、寺津地域全体における治水対策を検討し、安全で安心できる街づくりをお願いします。

三郷堰では、田んぼに水をできるだけ溜める「田んぼダム」に取り組んでいます。三郷堰管内で設置可能なほ場においては全て実施しています。「田んぼダム」は、より多くの面積で取り組むことにより、大きな効果を発揮します。三郷堰のほ場のみならず、天童市全体のほ場で取組みが図られるよう、行政の御支援を強力にお願いします。

実際、新潟県見附市では、ほ場の柵を改修する費用を市が補助したり、中山町では町を上げて「田んぼダム」に取り組んで設置率を大幅に増やしたりしています。

米価への価格補助や設置者への費用補助、費用のかからない普及の方法もあるかと思しますので、より普及が進み、水害が少しでも減らせるよう、地域の生命と財産を守る取組みを一緒になって、本気で考えていただきたいです。

<回答及び対応状況>

大雨時には須川及び最上川の河川水位が上昇することにより都川の流れが阻害されるため、須川及び最上川の支障木伐採や堆積土砂の撤去を継続して国に要望していくことや、都川の河道掘削等を適切に実施していくことが重要であると考えています。

御提言にある、寺津沼を遊水池として利用することや都川の水を新田川に分散させるなどの案は、非常に課題が多く実現するのは難しいと考えています。

しかしながら、三郷堰土地改良区において取り組んでいただいている「田んぼダム」の取組みは重要であり、流域全体で様々な対策を行っていく必要があると考えています

市としても、「田んぼダム」の取組みの拡大が図られるよう、市内の土地改良区へ機会を捉えて周知しているところです。

三郷堰土地改良区管内より上流の田んぼには、排水柵がほとんど設置されていないことから、多面的機能支払交付金事業に取り組む活動組織に対して、交付金を活用した排水柵の設置を働きかけるとともに、設置にかかる技術的な指導をしながら「田んぼダム」の取組みを推進していきます。

No.	6	標 題	須川河川敷の維持管理を含めた有効活用について
所管課等		建設課	

《市民のこえ》

三郷堰土地改良区では、最上川より取水し、中山町にある揚水機により揚水した後、送水管と水管橋を經由して天童市の農地に水を届けています。三郷堰水管橋は、須川に架かる農業用水専用の水管橋で当改良区にて管理しています。

寺津地区は、須川の河川水位が上昇した場合に、堤内に逆流しないよう寺津樋門を閉めることで、市内に降った雨水が低いところに溜まる内水被害が発生しています。

須川の流下能力を低下させないよう支障木の伐採を、河川国道事務所及び天童市に要請したところ、迅速に対応していただき、8月には伐採に着手するとのことで、関係者の皆様の御尽力に感謝を申し上げます。

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月30日開催

伐採が完了した後は、樹木が繁茂しないよう維持管理することが重要と考えます。地域環境保全整備や地域の憩いの場となるよう、地域と天童市と当改良区とが一体となって今後のあるべき姿について検討が必要だとも考えます。

当改良区としても維持管理について、できる範囲で協力させていただきたいと思っていますので、今後も継続してより良い地域となるための御支援と御協力をよろしくお願いします。

<回答及び対応状況>

河川内に長期間にわたり未相続の民有地があったことから、令和5年度、市が土地所有者の調査を行い、土地所有者のおおよその方々から伐採についての了解をいただきました。

その後、国に対して支障木の伐採を要望し、国の発注工事として着々と支障木伐採が進められ、無事に完了しました。

地元の皆様には、河川内の土地所有者調査の際に情報提供の御協力をいただき、誠にありがとうございました。

伐採が完了した後は、現在のように樹木が大木化しないよう適切な管理をしていくことが重要と考えています。今後も引き続き、河川管理者である国に対して、河川の流れを阻害しないよう河川敷の維持管理を要望していきます。

No.	7	標 題	さくらんぼの支援策について
所 管 課 等	農林課		
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和6年のさくらんぼの収穫量は、高温障害により例年に比べ大幅に減少しました。これは令和3年の霜害に匹敵するくらいの不作であったと感じています。</p> <p>寺津地区に限らず、全県的に不作であったことから、県に支援策を要望しているとは思いますが、市としてはどのように考えているのか教えてください。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>山形県では、減収等の被害を受けた農業者等に対して、経営に必要な運転資金を融資し、その基準金利のうち、一部を利子補給することで利子負担の軽減を図っています。本市においても、県に同調し利子補給を行っています。</p> <p>また、市では、令和7年度の収穫への影響を見据えた今夏の高温対策として、現在実施している果樹栽培施設の整備に対する支援を拡充しました。</p> <p>さらに、県に対しても、新たな支援制度の実施や、既存の補助制度の補助率増加等の措置を要望し、令和6年9月から県の高温対策事業が実施されました。</p>			

No.	8	標 題	県道長岡中山線の安全確保について
所 管 課 等	農林課、建設課		
<p>《市民のこえ》</p> <p>水害時、寺津地区の住民は市立高掬公民館に避難しますが、令和5年の大雨では、</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月30日開催

浅沼菓子店から高揃の西の端までの道路が冠水し、どこが道路なのか分からず、とても危険でした。

避難経路にもなっている県道長岡中山線を安全に通行、避難できるよう、排水対策はどのように考えているのか教えてください。また、県への要望状況もどのようになっているのか教えてください。

<回答及び対応状況>

令和5年6月28日の豪雨による冠水は、短時間で非常に強い雨が降り、集落等から、御提言の農業用排水路へ表面排水が急激に流れ込んだことにより溢れたものと考えています。

この農業用排水路や、下流で接続する準用河川都川流域については、須川の水位上昇による内水氾濫が発生しやすいなど、本市において水害リスクの高い地域と認識しています。国管理河川である須川の支障木伐採や堆積土砂の撤去を要望するとともに、準用河川都川の河道掘削や田んぼダムの推進等、引き続き流域全体で治水対策に取り組んでいかなければならないと考えています。

また、県道長岡中山線については、現在、高揃小学校西側から高揃四辻過ぎまでの区間について、県による歩道整備並びに車道拡幅事業に着手している状況です。その区間より西の都川開渠区間については、令和5年度に安全対策として、県が視線誘導標を設置しましたが、歩道設置及びガードレールの設置については、本市の重要事業要望として、引き続き県に対し事業の早期着手を要望していきますので、御理解をお願いします。

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月13日開催

- No. 1 **下貫津地内の火災にあった空き家の処理問題について**
都市計画課
- No. 2 **市道東ノ崎線改良工事の進捗状況について**
建設課
- No. 3 **温泉公園広場の改良工事要望について**
建設課
- No. 4 **津山小学校の今後の見通しについて**
教育総務課、学校教育課
- No. 5 **津山小学校の複式学級について**
学校教育課、都市計画課
- No. 6 **各種組織団体の見直しについて**
総務課、生涯学習課
- No. 7 **通学路、町内地域の街灯設置整備について**
生活環境課、建設課、教育総務課
- No. 8 **市街化調整区域の利用活性化について**
市長公室、都市計画課、生涯学習課

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月13日開催

No.	1	標 題	下貫津地内の火災にあった空き家の処理問題について
所管課等		都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>空き家火災後の処理問題について、令和5年も要望したところ関係者との協議や官公庁への照会等を含め、課題を解決していくとの回答をいただきました。</p> <p>現在の火災現場の跡地は雑草に覆われ、立木はうっそうと生い茂り、野生動物の棲みかとなっており、焼け枯れたイチョウは白い木肌を見せています。</p> <p>現在の状況は、どのようになっているか、最終的な課題解決をいつまでとお考えでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>御質問の件については、現在も、所有者との協議、官公庁への照会等を含め、様々な方面から解決に向けた作業を継続して実施しているところです。</p> <p>今般の空き家火災の処理を含め、空き家に係る問題に所有者以外の者が対応する場合、個人が所有する財産であることに伴う、様々な課題をひとつひとつ解決して、ようやく現地作業が実施できるようになります。そのため、具体的な解決に至るまでには、長い期間を要することを御理解いただきたいと思います。</p> <p>周辺にお住いの皆様にとっては、課題解決に向けた進捗が見えづらく、大変不安な思いをされていることは、十分承知していますので、市としても、一日も早い解決が図られるよう継続して対応を行ってまいります。</p> <p>なお、本件が、個人情報保護の観点から、個別具体的な状況を申し上げられない事案であることについても御理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、繁茂した草木の管理は、本来、所有者が行うものですが、所有者の同意を得た上で、令和6年10月に除草、12月に焼け枯れたイチョウの伐採を実施しました。</p>			

No.	2	標 題	市道東ノ崎線改良工事の進捗状況について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市道東ノ崎線改良工事の実施説明会が平成30年度に行われ、5年計画で実施するとの説明がありましたが、5年が過ぎても工事が行われていません。</p> <p>現在の状況や工事が進まない理由を教えてください。節目節目に丁寧な説明をお願いします。</p> <p>また、貫津沼の改修工事の関係で、市道東ノ崎線の田んぼの耕作が令和7年と令和8年はできないので、できればこの2年間で改良工事をお願いしたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市道東ノ崎線改良事業については、令和元年度に詳細設計、令和2年度と令和3年度に用地測量を実施し、令和4年度と令和5年度は補償に伴う物件調査を実施しました。</p>			

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月13日開催

令和5年度まで、関係者との協議を行い事業調整中でありましたので、具体的なスケジュールをお示しできない状況でしたが、令和6年度に入り、ある程度事業の目途がついたので、10月23日に説明会を開催し、スケジュールを含む詳細な内容について御説明させていただきました。

No.	3	標 題	温泉公園広場の改良工事要望について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在の温泉公園の状況は、雨が降ると一週間もぬかりっぱなし、そして、雑草が伸び放題で大変困っています。</p> <p>市内で新設されている公園を見てみると、砂の様に細かい採石を敷いて雑草も生えにくくなっているようです。</p> <p>以前からある公園については、暗渠排水も含めての早急な改良を強く要望します。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>天童温泉地域の皆様には、長年にわたり、温泉公園の美化活動に御理解と御協力を賜わり、心より感謝申し上げます。</p> <p>御指摘のあった広場のぬかるみについては、地域の皆様と一緒に現場を確認させていただき、今後、排水暗渠の設置など広場の改修工事を実施する予定です。</p>			

No.	4	標 題	津山小学校の今後の見通しについて
所管課等		教育総務課、学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>少子化の影響で児童数が減り、令和6年の津山小学校の入学者は8名、全校児童で95人と100人を切る状況となりました。</p> <p>宅地の造成で、関の上町内会区域にもハミングタウン山元が手掛けられていますが焼け石に水の状況のように見受けられます。</p> <p>今後の津山小学校の見通しについて教えていただきたいです。また、今後、学区の見直しを検討することはあるのかも伺います。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>令和7年度以降の入学予定者は、おおむね10人前後で推移する見込みです。</p> <p>学校は地域と密接なつながりがあり、地域の中で子供達も成長していくものと考えていますので、学区の見直しについては現在のところ考えていません。</p>			

No.	5	標 題	津山小学校の複式学級について
所管課等		学校教育課、都市計画課	

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月13日開催

《市民のこえ》

津山小学校の複式学級制を検討している場合は、離島や分校ではないこと、直接の教育ができない場面があること、教員の負担が大きいことから反対します。

山形市内の小学校で複式学級に地域住民が猛反対し、次年度からやめて元に戻った実例もあります。

また、津山地域に子どもが増えていかないのは、建物を建築しにくくなっていることが原因かと思います。防災マップでは、津山地域のほとんどがイエローゾーンになっていますが、ミニ団地の開発はできないのでしょうか。

さらには、空き家が増えてきていますが、その土地を更地にして分譲することはできないのでしょうか。

<回答及び対応状況>

学級編制をする際には、国や県で定めた基準があり、それに基づいて学級編制を行っています。通常学級の人数の基準としては、2つの学年の児童を合わせて16人以下になると複式学級となり、1学級を1人の担任が受け持ちます。ただし、1年生を含む複式学級の人数は最大で8人となります。

津山小学校においては、令和7年2月末時点の津山地域に住んでいる未就学児数を基にした推計によれば、令和12年度まで複式学級とはなりません。ただし、転出や特別支援学級への在籍異動があれば通常学級の人数が減るため、複式学級ができる可能性があります。

複式学級には反対との御提言ですが、複式学級には複式学級としてのメリットがあります。一つには、学級規模を大きくすることで集団としての教育効果を高められることです。また、複式学級はそもそもが少人数学級編制ですので、「生徒一人ひとりに目が行き届き、個に応じたきめ細かな学習指導が行える」、「発言・発表など、子ども一人ひとりの活躍の場が増加する」、「学年をこえた学び合いが生まれ教育効果が高まる」、「不登校や問題行動の早期対応につながる」、「担任教員の事務処理に費やす時間が減少し、子どもと接する時間が増加する」などのメリットもあります。

今後、転入等で児童数が増える可能性もありますが、複式学級になる際は、保護者や地域の理解を得られるよう、こうしたメリットも含めて学校と連携して十分に説明していきます。

市街化調整区域において設定する規制緩和区域は、農振農用地やイエローゾーンを含む災害リスクの高いエリア等を除いたものとされています。なお、規制緩和区域内においては、宅地分譲等の行為が可能となります。

No.	6	標 題	各種組織団体の見直しについて
所 管 課 等		総務課、生涯学習課	
《市民のこえ》			
令和5年も同様の意見をあげましたが、天童市では、これからますます少子高齢化、人口減少が進んでいきますが、そのような中、町内会役員や社会教育団体役員などのなり手不足の問題が出てきていると思います。実際に若松町内会は、ここ4年間大問題になっています。			
現在の各種組織団体を見直し、市民にとって本当に必要な組織は何なのか、また			

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月13日開催

活動しやすくするために再検討していく時期に来ているのではないかと考えます。
意見としては、防災・福祉・地域活性の3項目に絞ってはと思います。市の見解をお聞かせください。

<回答及び対応状況>

少子高齢化の進展や共働き世帯の増加等により、町内会や社会教育団体の役員などのなり手を探するのが年々難しくなっている状況にあると他の地域の町内会においても同様の声が聞かれるところです。

各種組織団体については、それぞれ設立の目的や経過等が異なるため、現段階において各種組織団体の個々の必要性を市が統一的に判断することは難しいと考えています。それぞれの組織団体において、実情に合わせて望ましい活動の在り方や組織形態の見直しを検討していただきたいと考えています。

市としても、各種組織団体の活動への支援を行っていくとともに、地域の皆様とお互いに知恵を出し合いながら協働によるまちづくりを進めていきますので、今後とも御協力をお願いします。

No.	7	標 題	通学路、町内地域の街灯設置整備について
所管課等		生活環境課、建設課、教育総務課	
<p>令和5年度末、天童高等学校より北側から国道48号に向けて拡張整備が行われ、全道程開通の際には、天童高等学校・第二中学校通学路としての利便性向上が期待されますが、国道13号混雑時の山口西工業団地へのアクセス道路となりうる可能性もあります。</p> <p>上記の場所を含め、道路整備や通学路を新しく決める際には、併せて街灯を設置し、住みやすい安心安全な生活環境整備を進めていただきたいです。</p>			
<h3><回答及び対応状況></h3> <p>道路事業については、整備の緊急性や必要性及び事業効果等を総合的に判断しながら順次整備を行っており、街路灯などの設置についても関係部署と情報共有をしながら進めているところです。</p> <p>道路整備時には、夜間の安全対策として交差点照明灯の設置を検討しており、交差点の形状や規模を考慮し、公安委員会と協議をしながら進めています。</p> <p>また、新しく道路が整備され、通学路変更等も想定される場合には、通学路灯などの整備も検討し、地域の安心安全な生活環境整備に努めていきます。</p>			

No.	8	標 題	市街化調整区域の利用活性化について
所管課等		市長公室、都市計画課、生涯学習課	
<p>津山地区の魅力ある将来の展望実現のため、条件を付けながらも住みたいまちに自由に住めるよう「市街化調整区域」の規制を早急に緩めていただきますようお願いいたします。</p>			

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月13日開催

少子高齢化が進んでいますが、若者が定着するよう過疎化を防止し、未来に希望が持てる地域になってほしいと思います。

農業地、果樹地を守りながら親、子、若者がその環境の中で一体となって安心して定住できるよう、魅力的な地域をつくっていくことで人口の流出を防止し、他市町村からの流入につながります。

地域としては、歴史や文化財、観光地、果樹、水のきれいな名水百選、山林等の魅力的な天童津山、貫津をPRすることで人口減少の歯止めを図り、若者の定住化を押し進めていきたい考えです。

<回答及び対応状況>

国道13号東側の津山地域を含む市街化調整区域は、自然環境や営農環境を保全するために、市街化を抑制すべき区域と法律で位置付けられています。このため、様々な法的な規制により、当該区域の地縁血縁者以外の住宅や、一定の条件を満たす商業施設等以外は原則建築することができないものとされていました。

このような中、優良農地等の虫食い開発を抑制しながら、市内外の方の新たな定住の促進や地域コミュニティの活性化を図るため、平成30年4月1日から、市街化調整区域においても住宅建築に人的な要件を必要としない開発許可等の規制緩和区域を設定しています。

具体的には、農振農用地区域や土砂災害危険区域等を除外した上で、道路や上下水道のインフラが既に整備されているエリアを緩和区域として指定しており、この規制緩和により、津山地域において、これまで5箇所、26区画の民間事業者による宅地分譲が行われているほか、個人の住宅が12戸建築されています。

また、若い世代の移住・定住促進のために、子育て支援や雇用の場の確保などに総合的に取り組むとともに、津山地区の貴重な地域資源を活かして、地域の魅力を発信するような取り組みを、地域と行政が一体となって進めていきます。

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月12日開催

- No. 1 **交流施設「さとやま」のさらなる有効活動について**
生涯学習課
- No. 2 **水田活用の直接支払交付金の要件見直しに対する対策について**
農林課
- No. 3 **鳥獣被害について**
農林課
- No. 4 **移住促進のための体験施設の設置について**
市長公室、都市計画課
- No. 5 **除雪の対応について**
建設課
- No. 6 **災害時及び緊急時の地区民への連絡方法について**
危機管理室
- No. 7 **災害発生時の行政の対応について**
危機管理室
- No. 8 **予約乗合タクシー「ドモス」利用促進のためのルール緩和について**
生活環境課
- No. 9 **市民病院の診察順番の表示について**
市民病院
- No. 10 **将棋モニュメントについて**
商工観光課

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月12日開催

No.	1	標 題	交流施設「さとやま」のさらなる有効活動について
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和4年にリニューアルし、令和5年5月から利用開始しました「さとやま」は、バリアフリーで、高齢者にも優しく、小規模イベント会場としても適しているスペースであることから、令和5年の利用者は延べ1,600人以上となりました。</p> <p>令和6年6月1日には、「k e・たむぎのサークル」が主催して、マルシェを開催しました。11月初めにも開催を計画しています。</p> <p>マルシェでは、今後、加工品の販売もしようとして事業拡大を考えていますが、保健所の規制が厳しく、思うようにいかないのが実情です。</p> <p>令和6年5月の末に、先進地視察として米沢の地区を見学しました。その地区では、公民館を利用して、土日限定のそばのレストランを運用していました。地元の方々が運営し、人気店になっていました。</p> <p>ぜひ、現在の「さとやま」の控室を調理室に改修し、保健所の許可がおりる施設となり、さらに地域に客を呼び込む施設となるよう、協力をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>「さとやま」は、旧田麦野へき地保育所を令和4年度にトイレ、内装、屋根、駐車場舗装等の改修工事を行い、社会教育施設として令和5年度から活用していただいています。</p> <p>積極的な施設活用の結果、令和5年度の利用者数は1,627人となり、令和6年度においてもマルシェ等の新規事業の開催を図っていただいた結果、4月から6月までの利用者数は435人と令和5年同期の299人と比較して45パーセントの増となっています。</p> <p>調理室の改修については、使用する内容や頻度によって保健所の許可区分が異なり、その区分に合わせた改修が必要となることや、専用の設備が必要となり、調理室が他の公民館活動と兼用できなくなるといった課題も出てくるため、より具体的な事業展開の構想などがありましたら、随時担当部署に御相談ください。</p>			

No.	2	標 題	水田活用の直接支払交付金の要件見直しに対する対策について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和6年度から国からの指針により、転作している水田は、5年に一度、水を張らないと転作奨励の土地として認められないことになりました。</p> <p>転作のために、畔を切り、側溝を作り、排水対策をし、経費をかけて対応しています。5年に一度、水田へ戻せとなると、さらに、経費がかかります。このような無駄なお金を費やす政策では、対応できません。</p> <p>また、転作奨励金を頼りに、組合を作っていますが、それを解散させなければならない可能性があるという問題も生じています。現在、集落協定の改定時期にあり、継続を検討していますが、この新たな指針はそれに水を差す内容です。収入が期待</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月12日開催

できない農地をどのように守るべきか、アドバイスをお願いします。

<回答及び対応状況>

水田活用の直接支払交付金の要件見直しについては、長年、転作作物の作付けが固定化し、水田としての機能を有していない農地に対しても、交付金が支払われていることから、令和4年度以降、5年間に一度も水張りが行われぬ農地を交付対象水田から除くとした国の方針によるものです。

田麦野地区では、そばを主体とした転作に取り組んでいただいておりますが、湿害に弱いため排水対策が必要であることから、今回の要件見直しによって対応に苦慮されているとお聞きしています。

令和6年11月に、田麦野地区にて、そば生産者、東北農政局、農協及び市による話し合いの場を持ち、今回の要件見直しを受けた課題や対応等について、話し合いを行ったところです。

本市においても、令和6年度より畔塗機等の水張り管理に要する機械等の補助メニューを追加したほか、令和7年度よりそばの転作に対する助成額を拡充し、そばの継続した作付けを支援していきますので御理解くださるようお願いいたします。

No.	3	標 題	鳥獣被害について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和5年秋から、イノシシによる被害が急増しています。</p> <p>イノシシは、農地、農地の境の土手、県道・市道沿いの土手、住宅の庭など、いたる所で穴を掘り、食物を食い荒らし、ボコボコにしています。</p> <p>人的被害はまだ発生していませんが、いつ発生してもおかしくありません。</p> <p>行政からの対策提案はありがたいのですが、私たち田麦野地区の住民が効果の少ない方法にお金を使って鳥獣被害への対策を行っている現状を知っていただきたいです。より効果的で根本的な対策をお願いします。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>鳥獣被害対策は、動物が住みにくい環境づくりを行う「環境整備」、侵入防止柵を設置する「防除」、ハンターによる「捕獲」の3点が柱となります。</p> <p>本市では、農作物被害が発生する4月から10月までの期間で、わなによるイノシシの有害捕獲を実施していますが、強い繁殖力を持つイノシシに対しては、捕獲が繁殖に追いつかなくなってきました。</p> <p>捕獲と併せた効果的な取組みとして挙げられる内容としては、収穫していない柿や野菜などを放置せず適切に処理すること、付近に身を隠さないように緩衝地帯の草刈りをする、電気柵を張り、イノシシが農作物に近づけないようにすること等、イノシシが寄り付かないような環境を整えることとなります。ただし、動物が住みにくい環境づくりは個人が行うには限界があり、地域として、互いに声を掛け合って取り組んでいただくことが重要となりますので、市と連携し、地域が一体となった取組みに御理解と御協力をお願いします。</p> <p>なお、地域おこし協力隊（鳥獣被害対策担当）による相談会を設けることも可能ですので、御相談ください。</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月12日開催

No.	4	標 題	移住促進のための体験施設の設置について
所管課等		市長公室、都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>高知県四万十町では、町が対象地区内の中古物件を借り上げ、リフォームをして希望者に賃貸として貸し出し、移住体験をさせる施策を進め、移住に成果を上げていると聞きます。ぜひ、田麦野地区でもそのような施策を進め、移住者に対応してください。</p> <p>田麦野地区を存続していくには、空き家を活用し、移住を促進することが、第一と考えます。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市では、移住を促進するため、令和4年度から「お試し移住滞在費補助金」を創設し、移住希望者が市内の宿泊施設を利用した場合に、滞在費の補助を行っています。令和4年度は6組9名、令和5年度は5組6名の利用があり、そのうち5組8名が移住に結びついています。</p> <p>これまでも移住促進のための体験施設の設置について検討しましたが、需要や費用の面から現在の補助金を創設した経過があります。</p> <p>田麦野地域は、素晴らしい自然に囲まれていることから、実際に宿泊することで伝わる魅力があると思いますので、田麦野地域への移住体験の希望者が増えたら、空き家の利活用も含めて、体験施設の設置を検討します。</p> <p>体験施設の設置を検討する場合は、移住希望者のニーズを踏まえて、地域の皆様に相談させていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>また、本市の空き家対策のひとつとして、空き家を所有する方に対し、空き家の「相続」、「売却」、「利活用」などを相談することができるオンライン相談窓口の天童市アキカツカウンターを開設しています。</p> <p>この窓口の運営については、民間会社の空き家活用株式会社に委託し実施しています。</p> <p>なお、地域やお住いの近くにある空き家についての相談は、これまでどおり市都市計画課にお寄せいただきますようお願いいたします。</p>			

No.	5	標 題	除雪の対応について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和5年度も、県道は除雪車が来ているのに、市道は除雪車が来ない日が、多くありました。</p> <p>なぜ、そのような開きが発生するのでしょうか。</p> <p>また、県道担当の除雪機は、旧公民館前に常設待機していますが、市道除雪車は、降雪のたびに、会社から移動して除雪しているために時間がかかっているため、改善が必要だと感じています。相談があれば、除雪車の待機場所の確保に協力することは可能です。</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月12日開催

移住を促進するためには冬の除雪は必要不可欠ですので、改善をお願いします。

<回答及び対応状況>

本市の除雪作業については、通勤・通学時間帯となる午前7時30分までに除雪作業を完了することを目標としているため、午前1時の時点で出動基準の積雪量である概ね10センチメートルを超える場合に出動しています。明け方や日中に雪が降った場合は翌日に除雪を行うこともあり、県道の除雪との間で出動に違いが出る場合もあることを御理解いただきたいと思います。

御提言にあるように、田麦野地区内に除雪車を待機しておく場所を確保していただき、除雪作業の効率化を図ることができました。

No.	6	標 題	災害時及び緊急時の地区民への連絡方法について
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和5年も、意見を出させていただいたのですが、昔は、各家庭に有線放送が接続され、緊急時は、一斉放送にて状況確認できましたが、現在は「ぼんぽこ」の体育館にある防災用スピーカーしかなく、聞こえる範囲がごくわずかです。災害が増加している今日、住民の安全を守るためにも、緊急時の連絡方法は早急に確立しておくべきではないでしょうか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>災害等の緊急時には、情報伝達が非常に重要となりますので、様々な手段で情報配信を行っています。</p> <p>ぼんぽこの体育館に設置してあります同報系防災行政無線のスピーカーは、四方向に向けてありますが、御提言のとおり、拡声範囲は概ね半径500メートルに限られており、雨や風などによっては、更に放送が聞き取りにくい場合も想定されます。</p> <p>ただし、本市では、同報系防災行政無線のスピーカー以外にも、住民の方への緊急情報伝達手段として、携帯電話の緊急速報メールや登録制メール、市ホームページ、市LINE、市フェイスブック、防災ラジオ、広報車、自主防災会連絡網等により、一定の伝達手段は確保していると考えています。なお、登録制メールの登録方法は難しいものではありませんので、地区の皆様には回覧板等で周知に努めていきます。</p> <p>今後も、自主防災会との連絡を密にして、迅速に防災情報の配信に努めますので、地域の皆様にも、日頃から大雨や台風などの気象情報に注意していただき、早めの防災対策や避難行動をお願いします。</p>			

No.	7	標 題	災害発生時の行政の対応について
所管課等		危機管理室	

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月12日開催

《市民のこえ》

1月1日に能登半島地震が発生しました。そして、4月には、台湾で大地震が発生しています。行政の両者の動きを見ると、発生時の初期対応に大きな開きがあるように感じました。台湾の行政の避難者に対しての初期対応には、素晴らしいものがあつたように思います。能登半島地震では、対応が後手後手にまわり、避難者が大変な思いをしているように見えました。

ぜひ、早急に、緊急時の対応策を台湾なみに改善してください。

＜回答及び対応状況＞

台湾の地震では、行政の迅速な対応がテレビ等で報道されているところですが、一方、能登半島地震では、元日の16時10分ごろと地震の発生が日没近くだったことに加え、道路、水道、電気、通信が途絶、寸断したこともあり、被害状況の把握や物資の輸送に時間がかかった点、また、避難所においては、長期の断水で衛生環境が悪化していたなどの課題が挙げられています。

田麦野地区における緊急時への対応策としては、道路の寸断による孤立の恐れがあるため、飲料水として川の水等をろ過して使用する非常用浄水装置を配備しているほか、ぼんぼこにアルファ米の非常食1,100食、簡易トイレ500個、毛布140枚、発電機、投光器などを備蓄しています。

また、通信手段の確保のため、防災行政無線機、衛星携帯電話を準備し、毎月、通信訓練を実施しているところです。

災害対応には、迅速な情報伝達とともに、自助の備えも重要となりますので、各家庭でも、予め非常時の持出品の準備や、必要な食料、日用品などの備蓄をお願いします。

No.	8	標 題	予約乗合タクシー「ドモス」利用促進のためのルール緩和について
所管課等		生活環境課	
<h3>《市民のこえ》</h3> <p>現在、予約型乗合タクシー「ドモス」は会員登録が必須ですが、会員登録不要で、予約だけで乗れるようなサービスにすれば便利ではないでしょうか。</p> <p>田麦野は、公共交通が不十分なため、不便です。都市部では、誰でも乗れる路線バスなどの公共車両があります。</p> <p>都市部と同じように、便利になるよう、予約型乗合タクシーのルールを見直してください。</p>			
<h3>＜回答及び対応状況＞</h3> <p>予約制乗合タクシー「ドモス」は、利用者減少による路線バスの廃止や減便に伴い、市民の移動手段の確保のために平成22年9月から運行し、2年に1回、運行の見直しを行っています。お住いの地域は、自宅から市内の指定目的地の間を移動する「区域乗合型」で運行しています。</p> <p>「ドモス」は、予約システムによって運行を管理しており、会員である乗合者を送迎する最適なルートを検索し、円滑な運行を行っています。そのためには、御自宅の住所などの情報が必要となりますので、会員登録について御理解をお願いします。</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月12日開催

す。

なお、「ドモス」の会員登録申請書は、高原の里交流施設「ぼんぽこ」にも設置しており、記入していただいた申請書をその場でお預かりしていますので、御利用いただければと思います。

No.	9	標 題	市民病院の診察順番の表示について
所 管 課 等	市民病院		
《市民のこえ》 先日、市民病院を予約なしで受診しました。午前10時に受付を済ませましたが、会計が終わるまでに3時間もかかりました。内科の担当医師が3人ではなく、2人という体制で、予約も多かったために、待ち時間が長引いたと思われませんが、せめて、自分がどの程度待つ必要があるのかわかるように、順番が表示されていれば、と感じました。 改善をお願いします。			
＜回答及び対応状況＞ これまでは、看護師が患者様に対して、診察までの順番やおおよその待ち時間などのお声掛けをするよう対応していましたが、患者様に対するサービスの向上を図るため、令和6年12月9日から外来の診察案内表示システムの運用を開始し、患者様のお名前による診察案内から受付番号による案内に変更したことにより、患者様ご自身が診察までの待ち時間を把握することができるようになりました。 今後とも、より一層患者様に対する医療サービスの向上に努めていきます。			

No.	10	標 題	将棋モニュメントについて
所 管 課 等	商工観光課		
《市民のこえ》 令和6年4月、天童駅東口に将棋のモニュメントが設置されました。公益社団法人日本将棋連盟の羽生善治会長もいらっしゃって、除幕式が盛大に開催されたようですが、そのモニュメントを作ったいきさつを教えてください。			
＜回答及び対応状況＞ この度の将棋モニュメントの設置については、市制施行65周年を機に、天童の将棋ブランドを未来に引き継ぎ、さらに世界に発信していくため、「将棋のまち天童」の新たなシンボルとして鉄道の玄関口である天童駅東口に設置しました。 モニュメントは、下方に座面を設置しており、記念撮影や駅前での待ち合わせなどにも利用でき、多くの人に親しまれる場所になることを期待しています。			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年10月16日開催

- No. 1 **山口地区の人口について**
市長公室
- No. 2 **河川愛護デーの在り方について**
建設課
- No. 3 **クーリングシェルの効果と利用状況について**
生活環境課、生涯学習課
- No. 4 **自然災害等による果樹被害への支援策について**
農林課
- No. 5 **天童市公民館整備費補助金交付規程の見直しについて**
生涯学習課
- No. 6 **ドモスの土日祝日の運行について**
生活環境課
- No. 7 **里山の枯れ木について**
農林課

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年10月16日開催

No.	1	標 題	山口地区の人口について
所 管 課 等		市長公室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>山口地区は市内でも高齢化率、人口減少率ともに上位であると認識しています。公民館別の統計では、5年前の令和元年度比でおおよそ－6パーセント、10年前の平成26年度比で約－15パーセントとなっており、人口が加速度的に減少しています。</p> <p>非常に危機感を持っており、令和5年度も結婚支援等について御提言しましたが、山口地区に限ったことではなく、こうした状況はますます加速していくものと思われれます。</p> <p>今後、10年、20年と市政を運営していくなかで、近々の具体的政策ではなく、長期的な視点で見た場合、将来の推計人口について市ではどのように捉え、どのような展望を持っているのか教えてください。</p> <p>また、令和6年度の婚活支援の成果も教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>全国的に進行している人口減少と高齢化は、本市においても大きな課題となっています。</p> <p>令和6年3月末と10年前である平成26年3月末の状況を比較しますと、人口減少率は市全体で3.1パーセント、山口地区では14.4パーセントとなっています。</p> <p>人口の増減は、転入・転出の差を表す社会増減と、出生・死亡の差を表す自然増減により構成されますが、本市における現在の人口減少の要因は、死亡者数が出生数を上回っていることによるものであり、転入・転出については概ね均衡している状況となっているところです。</p> <p>今後、団塊の世代全員が75歳以上となる令和7年を迎えますが、自然増減に及ぼす影響を考慮すると、長期的には現在の人口減少の状況が続いていくものと考えられます。</p> <p>人口減少対策には特効薬が無いため、本市としては移住・定住支援や子育ての負担軽減、結婚支援、就労の場の確保など様々な施策を総合的に実施していく必要があるものと考えていますので、皆様の御理解と御協力をよろしく申し上げます。</p> <p>なお、婚活支援については、結婚サポーターの設置や婚活イベント開催費補助金などに取り組んでいますが、これらの制度を利用して令和5年度よりも多くの方が結婚している状況です。</p>			

No.	2	標 題	河川愛護デーの在り方について
所 管 課 等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>河川愛護デーの活動として、毎年7月に堤防の草刈りを行っていますが、高齢化が進み、傾斜地の草刈りは体力的に難しく、危険を伴うことから「できる範囲」で</p>			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年10月16日開催

のボランティア活動となっています。諸々の課題が付きまとうのは承知していますが、例えばドローンで除草剤の散布や重機での草刈りなど、従来の住民ボランティアに頼らずとも維持していく方法はあるのではないかと思います。

河川愛護デーの在り方について見直すべき時期と思いますが、市ではどのように考えていますか。

<回答及び対応状況>

「きれいな川で住みよいふるさと運動」に御協力いただき、誠にありがとうございます。この運動は、河川・海岸愛護に対する県民意識の醸成と、美しく快適で豊かな県土づくりを目的に、昭和52年から、県と市町村が主催し、県下一斉に行われています。毎年7月と9月を重点運動期間に定め、令和6年度は7月7日と9月8日の日曜日を県民河川・海岸愛護デーに設定しています。

本市では、この運動に令和6年度も延べ約9,000人の方から御協力をいただいております。河川環境の維持に重要な役割を果たしていると考えていますので、今後も継続して取り組んでいきます。皆様には、できる範囲で、無理のない安全な作業を実施していただければと思います。

なお、河川管理者である県からは、「除草剤散布は効率的な除草方法のひとつではありますが、国の基準に準じ、水質悪化による環境や生物への影響、河川堤防の弱体化等を考慮し、河川内での使用は控えていただくようお願いをしています。また、県では河川愛護活動団体及び本活動に賛同する企業への支援を行っていますので、本制度を御活用いただき、引き続き地域の河川の維持管理への御協力をお願いしたいと考えています。」との回答をいただいております。

No.	3	標 題	クーリングシェルトの効果と利用状況について
所管課等		生活環境課、生涯学習課	
<p><<市民のこえ>></p> <p>令和6年度から公民館やイオンモール天童などの施設がクーリングシェルトとして指定されましたが、その効果と利用状況について教えてください。</p> <p>山口地区においてはほぼ利用がなかったようです。施設の開放だけでは利用率が低いと思いますが、例えば、利用者に軽運動をしてもらうなど利用率向上のために考えていることはあるのでしょうか。</p> <p>また、民間事業者等に呼びかけてシェルトとして利用できる施設の拡充を図っているようですが、今後の周知方法等について考えていることを教えてください。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>クーリングシェルトとは、指定暑熱避難施設の通称名で、過去に例のない危険な暑さが予測される「熱中症特別警戒アラート」が発令されたときに開放できるようにあらかじめ指定された施設で、本市では令和6年度から、民間施設を含めて18施設をクーリングシェルトとして指定しています。</p> <p>令和6年度は熱中症特別警戒アラートの発表はありませんでしたが、地域の多くの方から涼み処として利用していただきました。</p> <p>利用率の向上については、公民館において地域カフェなどの催し物を実施し、気</p>			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年10月16日開催

軽に公民館に立ち寄れる雰囲気地域を作っていくことも大切であり、今後とも、地域の子どもたちを含め積極的に御利用いただきたいと思います。

令和7年度についても、他課とも連携して施設の拡充に向けて取組むとともに、施設の入口等へのわかりやすい表示やホームページ等を活用して周知に努めていきます。

No.	4	標 題	自然災害等による果樹被害への支援策について
所 管 課 等	農林課		
《市民のこえ》 山口地区では様々な果樹を栽培しており、特に令和6年は高温によるさくらんぼの被害が多くありました。今後もこのような状況が続くことが想定されるため、農業従事者が自身で対策をするのはもちろんですが、個人での対応には差があるとともに限界があります。 果樹は市の観光資源でもあるため、行政の支援が必要不可欠であると考えます。 報道等で県や民間事業者の支援策は目にしましたが、市独自の支援策等を検討しているか教えてください。			
＜回答及び対応状況＞ 令和6年産さくらんぼの高温障害の発生を受け、県では高温対策の緊急支援パッケージを策定し、高温対策に必要な資材・機械・かん水設備の導入に対する支援、佐藤錦から晩生品種への改植に対する支援、減収した生産者の営農資金の融資に係る利子補給などを行うこととしました。 市では、県の施策に協調した支援を行うほか、独自の施策として、高温対策としての果樹栽培施設や、遮光シート等の整備に対する支援を行っています。また、品種転換支援として、晩生品種であるやまがた紅王の新植・改植に対する支援を行っており、品種転換が進むことが収穫作業の分散化に繋がり、収穫の遅れによる品質低下が軽減できると考えています。 今後は、高温対策に有効と実証された設備投資に対して、県や農協と連携しながら積極的な支援を行っていく考えです。			

No.	5	標 題	天童市公民館整備費補助金交付規程の見直しについて
所 管 課 等	生涯学習課		
《市民のこえ》 近年、温暖化の影響で猛暑となる日が多くなり、補助金を利用して分館にエアコンの設置を検討しましたが、年々世帯数が減り部落会費も減収となっていることから1戸あたりの負担金が大きくなり、設置を諦めざるを得ない結果となりました。 市民の健康に関わることなので、エアコンを整備する際の補助率を上げることはできないでしょうか。 また、分館は畳張りの部屋がほとんどで、会議の際は座って行っています。高齢			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年10月16日開催

化が進み、膝や腰に痛みを抱えている方が多いため、椅子を整備すべく各部落で準備を進めていますが、備品購入時の要件として1万円以上のものと規定されており、1脚あたり数千円の椅子は補助の対象外となってしまいます。

椅子の購入に限って、下限金額を引き下げることができないでしょうか。

エアコンや椅子は、分館で集う際の必要性を強く感じていますので、規程の見直しをお願いします。

<回答及び対応状況>

分館は、地域活動において重要な拠点施設であり、市では施設の適切な維持管理や利活用の活性化を図るため、施設整備等に対する補助制度を設けています。

当該補助制度については、物価高騰等も踏まえて適宜見直しを図っており、令和3年にも補助要件の見直しを行っています。

しかし、近年の建設工事費や物価は上昇を続けており、補助対象品目や補助要件への御意見もあることから、他分館の意見も集約しながら、制度の見直しを検討していきます。

No.	6	標 題	ドモスの土日祝日の運行について
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>高齢の一人暮らしや夫婦のみの世帯では、運転免許がないと山口地区での生活は大変です。</p> <p>土曜日も開院しているクリニックもありますので、高齢者の足の問題の解決のため、休日の運行を検討してください。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>ドモスの土日祝日の運行については、他の地域からも要望が出ています。しかし、タクシー会社のドライバー不足の問題や、民間の公共交通事業者への影響も考慮しなければならないため、実現には至っていない状況です。</p> <p>ドモスの運行については、運行開始以来見直しを重ねていますが、新たな交通手段も検討しながら、今後も高齢者の移動手段の確保のため、改善に努めていきます。</p>			

No.	7	標 題	里山の枯れ木について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和6年の暑さの影響なのか、里山の松枯れやナラ枯れなどが目立ちます。山口地区だけではなく、舞鶴山にも赤松が生育していますが、このまま増えていくのではないかと心配しています。</p> <p>松くい虫やナラ枯れ病ですと対策が必要だと思いますが、市では何か情報がありますでしょうか。</p>			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年10月16日開催

<回答及び対応状況>

御提言のように、山口地区に限らず、市内では松枯れやナラ枯れが見られますが、例年と同様に、特に多いという状況ではありません。

対策として、市では、松くい虫やナラ枯れ防除事業を毎年実施しています。被害木を伐倒して薬剤でくん蒸処理を行う伐倒駆除を市内全域で実施しているほか、舞鶴山などでは薬剤を散布する地上散布を併せて実施しています。また、ナラ枯れについては、舞鶴山を始め、水晶山、ジャガラモガラ、田麦野絆の森林（もり）において伐倒駆除や薬剤注入の予防事業を実施しています。市内でのこれらの被害量は、ピーク時に比べるとかなり減少しており横ばい傾向にありますが、新たな発生も見られます。

今後とも、被害木の駆除事業を継続的に実施しながら、併せて予防事業を行って被害の拡大防止に努めていきます。

高掬まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月19日開催

- No. 1 **小学生の通学路の除草について**
建設課、教育総務課
- No. 2 **特定外来生物オオキンケイギクの分布状況の把握について**
生活環境課
- No. 3 **地域美化について**
生活環境課
- No. 4 **レクリエーション等での備品購入の補助について**
生涯学習課
- No. 5 **(仮称)天童南スマートインターチェンジへのパーキングエリア設置について**
市長公室、高速道路整備推進室
- No. 6 **新スタジアム建設について**
文化スポーツ課
- No. 7 **T e n d o すこやかM y 進事業について**
健康課
- No. 8 **高掬地区の道路整備計画の進捗状況について**
建設課

高揃まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月19日開催

No.	1	標 題	小学生の通学路の除草について
所管課等		建設課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和5年度の提言にあった小学生の通学路（市道清池南小畑線）の改善について、除草を完了する予定と述べられ、実際に除草はされましたが、令和6年もまた雑草が生い茂っています。除草とは、草を取り除くこと、根っこから引き抜いてもう生えてこないようにすることのようですが、除草の定義はどのようにお考えでしょうか。草刈りはされているように見受けられましたが、除草処置は施されたのでしょうか。</p> <p>開花後、種子生成されてからの草刈りでは種子が飛んで拡散してしまいますので、種子生成前に実施すべきと思います。</p> <p>また、ツル草が通学路に這い出して歩行の妨げとなっており、自転車の転倒事故にもなりかねないので、早急な除草対応をお願いします。</p> <p>他にも、「植栽の在り方について検討していく必要があると考えています。」との回答もありましたが、その後、どのような検討がなされたのでしょうか。通学路にあるハナミズキは3本程枯れ、そのまま放置状態で倒木の恐れがあります。</p> <p>平成30年度のまちづくり懇談会の際にも、「街路樹や植樹帯は、都市景観の向上や安全の確保など、様々な機能を有し、重要なものであると認識しています。地域との取組を含めて、街路樹等の整備を進めていきたいと考えています。」との回答がありましたが、その後、景観の向上や安全の確保は図られているのでしょうか。また、どのような整備を進めてきたのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>道路に生える雑草の除草方法は、根っこから取り除くような草取りではなく、草刈り機械を用いた草刈りを行っており、雑草が繁茂する6月から8月にかけて実施しています。</p> <p>なお、御提言の箇所については、7月初めから草刈り作業を行っており、作業は完了しています。</p> <p>市内の道路の草刈りをはじめとする環境美化活動については、行政による処置だけでは対応しきれない部分もありますので、地域住民の皆様のお力もお借りしながら、協働で対応していきたいと考えています。市では現在、市道沿線の多くの地域住民の方々に、草刈り等の作業へ参加していただけるよう、助成制度について検討しているところです。</p> <p>なお、生育が思わしくなかったハナミズキについては、造園業者の意見を聞きながら経過を観察していましたが、回復する見込みが無かったため、令和6年5月に撤去したところです。</p> <p>新たな道路の築造の際には、道路構造令に基いた構造とする必要があるため、歩道に植樹帯を設けていますが、植栽をすることによって歩道が根上がりし、でこぼこになってしまう問題等も抱えています。</p>			

No.	2	標 題	特定外来生物オオキンケイギクの分布状況の把握について
-----	---	--------	----------------------------

高橋まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月19日開催

所管課等	生活環境課
<p>《市民のこえ》</p> <p>特定外来生物であるオオキンケイギクは日本本来の生態を破壊する植物で、通学路や庭に生えています。村山市では7年ほど前より、市民に除草するように呼びかけているようですが、天童市ではどのような対処をされていますか。</p> <p>県のホームページでは「駆除に協力ください。」という文言が見られますが、市のホームページでは積極的な駆除を謳っていないようです。</p> <p>第三次天童市環境基本計画には、外来種の生態系に与える影響や市内の分布状況の把握に努め、市民へ注意を促すと記載してありますが、現時点でのオオキンケイギクの分布状況はどのように把握されていますか。</p> <p>また、セイタカアワダチソウの駆除については、どのように考えていますか。</p>	
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市では、天童市南部を中心にオオキンケイギクが生息していることを確認しています。オオキンケイギクやアレチウリ等の特定外来生物については、情報を市ホームページにおいて掲載していましたが、この度、駆除への協力についても掲載しました。</p> <p>また、セイタカアワダチソウについては特定外来生物ではありませんが、繁殖力が強く、環境省が要注意外来生物リストに載せている植物でもあるため、駆除方法等の情報を提供したいと考えています。</p> <p>特定外来生物等の駆除には地域ぐるみでの対応が不可欠であり、天童市環境基本計画においても外来種への対応を掲げていることから、今後も継続して状況の把握に努め、ホームページや市報等により市民の皆様へ情報を提供していきますので、御協力をよろしくお願いします。</p>	

No.	3	標 題	地域美化について
所管課等	生活環境課		
<p>《市民のこえ》</p> <p>最近、住宅と隣接する県道等との間に、タバコの吸い殻、ペットボトル、空き缶、マスク等が捨ててあるのが多く目に付くようになりました。</p> <p>個人のモラルに頼るだけでは済まない社会状況になってきています。</p> <p>条例等での罰則制度等は無いのでしょうか。また、今後どのような動きになってくるのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>日頃より地区内の皆様におかれましては、環境美化に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。</p> <p>不法投棄やポイ捨ては市内各所で散見され、現場確認の上ごみを回収し、頻発する場所には看板等の設置を行っています。</p> <p>不法投棄・ポイ捨てに対しては、人の目が行き届いていることを伝え、投棄されないような環境作りも重要と考えています。ポイ捨て禁止等の啓発用ののぼり旗・</p>			

高掬まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月19日開催

看板の設置のほか、ダミーカメラの貸し出しも行っていますので、生活環境課に御相談いただければと思います。

現在、市では条例等による罰則制度はございません。違反者を取り締まるという考えではなく、市民みんなできれいなまちづくりを目指すという意識が重要と考えていますので、御理解と御協力をお願いします。

No.	4	標 題	レクリエーション等での備品購入の補助について
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市立高掬公民館主催で、毎年、球技大会が開催されていますが、参加人数を見ると年々減少傾向にあるように思えます。</p> <p>特に、ソフトボールは参加チームが少なく、この一因は競技を行う青壮年層の減少によるものもあると考えます。</p> <p>一方、カローリングは参加チームが多く、今後は、カローリングのような老若男女問わず気軽に楽しく参加できるボッチャやモルックなどの競技を公民館側に考えて欲しいです。</p> <p>また、新競技を実施するに当たり、必要となる用具備品の購入に関して、行政から補助をお願いしたいです。</p> <p>購入した用具備品は球技大会のみならず、町内会においても健康推進相互コミュニケーションを図るべく活用していきたいと思えます。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市内の市立公民館において、ボッチャ、モルック、グラウンドゴルフなどのニュースポーツを取り入れた事業は増えてきています。</p> <p>高掬地区における今後の行事の競技内容については、高掬地区スポーツ推進委員会をはじめ、各種団体の意見を踏まえて、より多くの方が参加できるような内容を検討していきます。そのなかで足りない用具があれば市で購入を検討し、購入した場合は、多くの方が利用できるように管理をしていきます。</p> <p>なお、ニュースポーツ用具については、市スポーツセンターや各市立公民館も保有しており、貸し出しも行っています。貸出可能な物品一覧を各市立公民館で保有していますので、町内会で用具を借りたい場合は市立高掬公民館に御相談ください。</p>			

No.	5	標 題	(仮称)天童南スマートインターチェンジへのパーキングエリア設置について
所管課等		市長公室、高速道路整備推進室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、(仮称)天童南スマートインターチェンジの工事が進んでいますが、パーキングエリア等の駐車施設がないように思われます。山形パーキングエリアにはスマートインターチェンジが後で併設されましたが、パーキングエリアは先に必要なのではないでしょうか。</p>			

高橋まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月19日開催

尾花沢の道の駅から山形パーキングエリアまで、パーキングエリアがありませんので、櫛引パーキングエリアのように観光バスが止まれるようにし、地元の農産物等を売店で買うことができれば良いと思います。

もしくは、スマートインターチェンジのすぐ近くに道の駅を作っていただきたいと思いますが、将来的に、周辺の土地利用の計画があれば教えてください。

<回答及び対応状況>

(仮称)天童南スマートインターチェンジはネクスコ東日本と市が共同で整備を行っていますが、パーキングエリアについてはネクスコ東日本が整備主体となります。

パーキングエリアの設置についてネクスコ東日本に確認したところ、「概ね15キロメートルから35キロメートルごとを目安に設置する計画としており、山形パーキングエリアからスマートインターチェンジまでの距離が約11キロメートルとなっていることから、ネクスコ東日本としては設置を計画していない。」との回答がありました。そのため、パーキングエリアの設置は難しいものと考えています。

また、スマートインターチェンジ周辺の土地利用について検討していく予定ですが、最終的には、供用開始後の利用状況を踏まえた上で判断していきたいと考えています。

No.	6	標 題	新スタジアム建設について
所管課等		文化スポーツ課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>県総合運動公園に建設される新スタジアムについて、2028年以降の運用が計画され、ようやく動き出してきているようです。</p> <p>周辺は工業団地化が進み激しく変貌しており、近隣で果樹農家をしているものとして、新スタジアム建設に係る駐車場や周辺道路の整備なども大変気がかりです。</p> <p>市としてどのような対応を考えているのかをお聞きします。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>新スタジアム建設については、民設民営のもと、令和10年夏頃の開業予定となっています。</p> <p>新スタジアム建設に係る駐車場については、既存の県有地を活用するほか、試合開催時には新スタジアム近隣にある企業の駐車場や公共施設の駐車場を活用し分散化による混雑解消に努めていきます。</p> <p>また、新スタジアム周辺の道路については、近隣に新たな工業団地の整備も予定していることから、それらの整備計画等を見ながら狭隘な道路の拡幅等の道路整備について検討していきます。</p>			

No.	7	標 題	T e n d o すこやかM y 進事業について
所管課等		健康課	

高揃まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月19日開催

《市民のこえ》

市報7月1日号において、主な生活習慣の健康づくりのポイントが掲載され、その記事の中では、生活に運動を取り入れ、市や地域が行う健康づくりに参加・支援するツールとして、スマートフォンアプリの「T e n d oすこやかMy進事業」が紹介されていました。

まだまだ市民の認知度は低いと思いますので、改めてこのアプリを含め、市全体の登録者数や年代ごとの参加状況、令和5年度の取り組み状況等を紹介いただければと思います。

＜回答及び対応状況＞

T e n d oすこやかMy進事業については、令和5年9月から従来の紙カードに加え、スマートフォンアプリを導入し事業を開始しました。

従来の健康事業への参加に加え、ウォーキングの歩数に応じてポイントが獲得でき、日常的に無理なく参加できるものとなっており、10代から80代まで幅広い年代の方に参加いただいています。

令和7年2月末のアプリ登録者は1,482名、人口の2.5パーセントであります。年代別の参加状況は、50歳代21.1パーセント、40歳代20.1パーセント、30歳代が18.8パーセント、60歳代が18.2パーセント、70歳代が11パーセントの順となっています。

令和6年度、紙のポイントカードの応募者も合わせた参加状況では人口の3.1パーセントでした。

令和7年度も引き続きウォーキングイベントやお友達紹介キャンペーンなどを行い、楽しみながら参加いただけるよう工夫しながら登録者数の増加に取り組んでいきます。

スマートフォンの操作に不慣れな方を対象とした操作説明会を令和7年度も4回開催するほか、健康センターでもダウンロードのサポートを行っていますので、ぜひアプリを御活用ください。

No.	8	標 題	高揃地区の道路整備計画の進捗状況について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>芳賀タウンの西側に「つくろう！サッカー場から野球場へと続く道」という大きな看板が掲げられ、第七次天童市総合計画の道路の整備には、県総合運動公園から芳賀タウンを抜けて中山町につながる道路の整備が記載されていますが、この計画の進捗状況等、具体的な内容を教えてください。</p> <p>また、看板には高揃地区「スポーツ交流ロード」整備促進協議会と書かれていますが、市とはどのようなつながりがあるのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>御提言のありました道路は、市道（仮称）芳賀寺津線の名称で第七次天童市総合計画の中で幹線道路に位置付けています。計画では、延長が約3,700メートルで、幅員16メートルの両側歩道付きの二車線道路を想定しています。</p>			

高掬まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月19日開催

幹線道路の整備には多額の費用が伴うことから、国の補助事業を活用し、順次整備を図っているところです。

本市としては、現在、補助事業として取り組んでいる路線について集中的に整備を行い、事業の早期完成を目指しています。

市道（仮称）芳賀寺津線を含む未着手事業については、整備中の事業の進捗、新たなまちづくりの課題等の状況を見定めながら事業化を検討していきたいと考えています。

また、協議会については有志の方たちで作ったものと思われ、地域の皆様からの熱い声がある道路だと認識しています。

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月3日開催

- No. 1 **県指定有形文化財「清池の石鳥居」の保存について**
生涯学習課
- No. 2 **市内中学生の登下校について**
教育総務課、学校教育課
- No. 3 **モンテディオ山形の新スタジアムについて**
文化スポーツ課
- No. 4 **運転免許証返納者に対する公共交通機関利用時の支援について**
生活環境課
- No. 5 **敬老会事業の再考について**
社会福祉課
- No. 6 **避難行動要支援者に対する災害時の備えについて**
危機管理室
- No. 7 **歩道の段差の解消について**
建設課
- No. 8 **道路上への白線の設置について**
生活環境課
- No. 9 **空き家対策について**
都市計画課

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月3日開催

No.	1	標 題	県指定有形文化財「清池の石鳥居」の保存について
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>長岡地域には県又は市の指定有形文化財がいくつかあります。特に、「清池の石鳥居」は、唯一県の指定有形文化財であり、貴重な建造物です。建立は平安時代後期と推定され、凝灰岩製であるために風化しやすい特徴があります。</p> <p>5月22日付けの山形新聞に、「清池の石鳥居」とともに「最上の三鳥居」といわれる山形市元木の石鳥居の修理工事のことが掲載されていました。凍結による石材表面の損傷が深刻であったため、山形市が修理工法を検討し修理を行ったという記事です。</p> <p>「清池の石鳥居」は、元木の石鳥居と建立時期も同時代であることから同様の現象が考えられます。後世まで保存すべき貴重な文化財であることから、今後の保存、管理について市の考えをお聞かせください。</p> <p>併せて、風雨による劣化への対策はどのように考えているか教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>県指定有形文化財の「清池の石鳥居」は、山形市で修理を実施した「元木の石鳥居」と同じく凝灰岩製で、同時期の製作と推定されていますが、現在のところ、目立った劣化や損傷は確認されていません。</p> <p>清池の石鳥居は、貫（ぬき）や束（つか）は失われているものの、どっしりとした雄大な姿形をしており、周囲に桜の木もあることから、桜の花が咲く季節には、そのコントラストを見に来る方も多く、市では周辺の草刈りなどを実施し、その際に、状態に変化が無いかなどの確認も行っています。</p> <p>地域の皆様や鳥居の所在する工業団地の方々からも、草刈りなどの環境整備に御協力いただいております。皆様に愛されるとともに、「最上の三鳥居」とも言われている貴重な文化財であることから、後世に長く伝えていけるよう、今後とも注意深く見守ってまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いします。</p> <p>風雨に対する対策としては、シートをかけると石鳥居の表面が摩耗する、屋根をかけると景観に影響するということも考えられますので、県とも相談しながら、また、文化財保護審議会で話題にしながら進めていきます。</p>			

No.	2	標 題	市内中学生の登下校について
所管課等		教育総務課、学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>中学生の登下校については、長年にわたり極めて重要な問題となっています。昨今、登下校中に子どもが巻き込まれる交通事故や、異常気象による熱中症などの事故が社会問題となり、令和5年、米沢市で下校中に起きた熱中症による中学生の死亡事故は中学生の子を持つ親として、どうしようもなく悲しい記憶となりました。また、山形は共働き世帯の割合が多く、子どもの登下校の時間に合わせて保護者の勤務時間の調整をするにしても、現実的には難しい状況です。子どもが安全に登下</p>			

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月3日開催

校するためには、学校安全ボランティアによる見守り活動に加え、学校や地域の実情に合わせたスクールバスの導入(季節的な導入)も有効な方策だと考えます。加えて、車で送迎してもらったり、自転車を利用したり、状況に応じて、自由に通学手段を選択できるような環境になっていけばと思います。

学校では、子ども達を守るために登下校時における様々な安全対策を実施していますが、実際の子どもの通学の状況はどのようになっているのでしょうか。市内の中学生及びその保護者を対象に、通学時間や通学方法、危険箇所などについてアンケート調査を実施し、現状や課題を整理した上で、今後の登下校の在り方を検討していく必要があると思います。

<回答及び対応状況>

通学時においては、地域の皆様からも日々児童生徒を見守っていただき感謝申し上げます。市においても、児童生徒が安全に登下校できるよう、警察や学校、地域の関係団体と連携して安全確保に努めているところです。

子ども達の通学状況については、学区が広範囲であるために全校生徒の自転車による通学を許可している中学校もあります。また、自家用車による送迎も禁止していませんので、状況に応じて通学手段を選択できる環境となっています。

通学時の危険箇所に関しては、毎年、各小学校から報告を受けており、警察や道路管理者等とも合同点検を行っています。中学校の通学路についても、危険箇所の報告があった場合は、小学校の通学路点検と併せて現場確認等を行っていますので、地域の皆様からも引き続き学校に危険箇所についての情報提供をいただければと思います。

なお、スクールバスについては、市内中学校の通学距離が文部科学省の基準内であることをはじめ、部活動や放課後の活動により生徒の帰宅時間がそれぞれ異なる等、様々な課題があることから、現在のところ導入は考えていません。御理解くださいますようお願いいたします。

No.	3	標 題	モンテディオ山形の新スタジアムについて
所 管 課 等	文化スポーツ課		
《市民のこえ》 6月2日付けの山形新聞で、モンテディオ山形・JTB・NECキャピタルソリューション他4社で新会社を設立し、民設民営で、2027年7月のスタジアム完成を目指すとの報道がなされました。 今後、建設費用120億円の資金確保ができるかが最大の課題だと思いますが、山形県及び地元天童市の費用負担はどうなるのでしょうか。			
<回答及び対応状況> 新スタジアムについては、令和6年5月末に新スタジアムの建設・運営を行う新会社として、民間会社4社の出資のもと、株式会社モンテディオフットボールパークが設立され、同年8月に新スタジアムのイメージと施工業者が公表されました。 公表資料では、建設費用は約158億円で、令和7年秋頃に着工し、令和10年夏頃の開業の予定となっています。			

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月3日開催

新スタジアムは、民設民営の施設となることから、民間が建設資金の確保について検討していきますが、立地自治体として、一定の支援は必要であると認識しています。市としては、他の施策への影響や将来に過度の負担を残さないよう進めたいと考えています。

新スタジアムは本市にとって大きな経済波及効果が見込まれ、まちの賑いや魅力アップに繋がることが期待されることから、費用対効果を十分見極め、検討していきたいと考えています。

No.	4	標 題	運転免許証返納者に対する公共交通機関利用時の支援について
所 管 課 等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>天童市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、おおよそ31パーセントで県内では33番目（県高齢者支援課「山形県高齢社会関係データ（令和5年）」）となっています。相対的に見れば、その割合は低い方ではありますが、今後ますます高齢化率が高くなることが予想されます。</p> <p>それに伴い、運転免許証の返納者の数も増加が見込まれます。</p> <p>市では、運転免許証の返納者に対する公共交通機関の利用に係る支援（費用負担等）について、どのように考えているのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>運転免許を返納された65歳以上の方に対する公共交通機関を利用する際の支援として、市内タクシー業者のタクシー利用券、「ドモス」の利用券、市営バス回数券、市内路線バス事業者のICカード引換券の中から2万円分を交付しています。</p> <p>また、市では、市民の日常生活における移動手段の確保を目的に、平成22年9月から予約制乗合タクシー「ドモス」を運行しており、65歳以上の方については割引料金を設定し、運転免許返納後の移動手段としても活用いただいています。</p> <p>さらに、高齢者生活交通支援事業として、75歳以上で本人及び配偶者が運転免許を持っておらず、「ドモス」の区域乗合型の対象区域外にお住まいの方を対象に、300円のタクシー券12枚を交付し、高齢者の外出を支援しています。</p> <p>なお、「ドモス」は、2年に一度、運行形態等の見直しを図っており、運転免許を持たない高齢者の方にも、より利用しやすく頼れる公共交通機関となるよう努めていきます。</p>			

No.	5	標 題	敬老会事業の再考について
所 管 課 等		社会福祉課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和5年度、市主催の敬老会事業が廃止され、「町内会で実施する敬老会事業を支援する」に内容が変わりました。見直しの目的及び経緯、並びに市民ニーズに合わせた事業とは何であるか、あらためてお伺いします。市民ニーズ及び目的が果たし</p>			

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月3日開催

て事業の見直しと合致しているのでしょうか。

また、令和5年、市から説明を聞いた際に、敬老会事業を実施する町内会と実施しない町内会が生じることは必至だと感じていました。実施状況はどうだったのか、また、実施しなかった町内会の会員からの苦言や苦情はどうだったのかについてもお聞きします。

町内会の規程には、「市の事業に協力する」という条文があります。敬老会事業は「市が行う市民サービス事業」であり、町内会が実施するのではなく、「市が実施する事業に町内会が協力する」ことが本来の形なのではないでしょうか。

そこで提案です。敬老会を開催する町内会への支援はこのままとして、敬老会を開催しない町内会の交付対象者には、町内会等が決定した記念品（交付金相当額）を市が準備し、町内会が配るといえるのでしょうか。

<回答及び対応状況>

敬老会等事業については、長年、敬老会の運営主体となって支えていただいた婦人会等の会員数の減少や、コロナ禍において祝品の配布のみの事業として実施したこと等をきっかけに、敬老会の在り方について検討を行いました。

令和3年度に実施した市民アンケートでは「何らかのお祝いは必要」と回答した方が多くいらっしゃったことや、県内他市の実施状況として、市が敬老会を主催しているところはなく、本市以外は交付金を交付して地域の敬老会を支援していること等を参考に、令和5年度から町内会等が実施する敬老会等事業を交付金により支援する形に見直しを行いました。見直しにあたっては、敬老会等事業の対象者や町内会等の実施主体の皆様、双方から様々な御意見をいただき、その都度、経過や現状について説明を行ってきました。

令和5年度の実績としては、市全体で78団体から祝品の配布、または参集しての敬老会を実施していただき、長岡地域では2団体で祝品の配布を実施していただきました。敬老会等事業については、今後も町内会等が実施主体となり、市が交付金を交付し支援する形を継続したいと考えています。

令和6年度は施設入所者も敬老会等事業の対象者とする拡充を行っていますが、今後も御意見をいただきながら、申請方法等について必要な見直しを図っていきますので、御理解をお願いします。

なお、令和6年度は、市全体で91団体、長岡地域では11団体で敬老会等事業を実施していただきました。

No.	6	標 題	避難行動要支援者に対する災害時の備えについて
所管課等		危機管理室	

《市民のこえ》

災害発生時、避難行動要支援者に対して避難支援をする際には、リアカーなど搬送用具の確保、避難所の出入口の把握やその確保が重要であると考えます。これらは要支援者及び支援者の安全を確保し、救助活動を効率的に行うためには重要です。

市では、要支援者への支援について、どのような備えをしているのでしょうか。また、どのような組織体制になっているのでしょうか。

さらに、藤ヶ丘町内会では、創学館高等学校も避難所になる想定をしていますが、

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月3日開催

そうなった場合、地域住民や自主防災会などはどのような体制で動くのでしょうか。動きについての周知方法も併せてお聞きします。

<回答及び対応状況>

災害発生時、自力避難が困難な避難行動要支援者を支援するため、天童市要配慮者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿及び一人ひとりの支援方法を定めた個別計画の整備を進めています。

避難支援をする際に必要な資機材等については、市自主防災組織育成整備費補助金を活用いただき、自主防災会において整備をお願いしています。特に、令和6年度は藤ヶ丘町内会で重点的に整備いただけることになっていますので、ぜひ活用ください。

また、避難所を開設する際には、施設管理者と情報を共有し、要支援者が安心して利用できるように、出入口の確保やわかりやすい表示をするよう努めていきます。

要支援者への支援体制としては、市の危機管理室及び社会福祉課が中心となって、地域の自主防災会、民生児童委員、福祉推進員等の協力をいただきながら支援を行うこととなっています。

災害時に、創学館高等学校が指定避難所となる場合の地域住民や自主防災会の体制や動きですが、まずは、身の安全を確保するため、藤ヶ丘町内会の皆様の場合は、藤ヶ丘公園等の一時避難場所に避難していただきます。

その後の指定避難所への避難については、災害の程度により開設の判断を行いますので、優先して市立長岡公民館や市立長岡小学校体育館などを開設し、その上で避難者の状況に応じ、創学館高等学校を指定避難所として開設するかを判断することとなります。開設が必要となった場合には、生涯学習課を中心とした避難所担当班が、地元の自主防災会及び地域住民の皆様の御協力もいただきながら開設・運営を進めることとなりますのでよろしくお願ひします。

No.	7	標 題	歩道の段差の解消について
所 管 課 等		建設課	

《市民のこえ》

先日、ある方に老人クラブへの加入の案内を出したところ、外を安全に歩けないため入会は難しいとの返答がありました。理由を聞くと、その方は免許返納をしたために移動方法が手押しカートしかないとのことでしたが、外出しようにも、歩道には傾斜や段差が多く、車通りも多いことから、手押しカートでの移動は困難かつ非常に危険だと感じ、外出を控えているとのことでした。

高齢者がますます多くなり、今後も手押しカートを利用する方は多くなると思われまますので、歩道の傾斜の軽減や段差の解消など、市でも何かしらの手立てをお願いできないでしょうか。

<回答及び対応状況>

御提言の道路は、歩道が車道よりも20センチメートル程度高くなった歩道となっており、道路から宅地への乗り入れ部や横断歩道との接続部において、歩道の路面の一部が傾斜する形状となっています。

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月3日開催

歩道の路面の傾斜を緩やかにするためには、車道の高さをかさ上げして、歩道の路面と同じくらいの高さに改造する方法が考えられますが、接続する周辺の道路全体を改造する必要があることや、道路の地下に埋設してある構造物への影響など、非常に多くの課題があると考えられます。

このようなことから、道路の構造を変えることは難しいですが、歩道の舗装の損傷に対して適切な修繕を行うなど、歩行者の安全性の確保に努めていきますので御理解をお願いします。

No.	8	標 題	道路上への白線の設置について
所 管 課 等		生活環境課	
《市民のこえ》 令和6年3月に、生活環境課長名で「道路上に白線を引かないようにしてください。」との通知がありました。また、白線を引く場合には、道路上ではなく私有地側に所有者の同意を得た上で引いてくださいとのことでした。 長岡支部では、年に1回、白線の引き直し作業をしていましたが、なぜ令和6年からは引いてはいけないことになったのでしょうか。			
＜回答及び対応状況＞ 道路上（側溝、縁石を含む）への白線等の路面表示を行うことは、道路管理者または公安委員会に限定されており、第三者が行うことはできません。すでに表示されたものについては許容されていましたが、新たに線引きしたり、塗り直したりすることのないよう、改めて通知を行ったところです。 なお、交差点等に路面表示を行う必要がある箇所については、市又は警察に御相談ください。御理解くださいますようお願いいたします。			

No.	9	標 題	空き家対策について
所 管 課 等		都市計画課	
《市民のこえ》 全国的にも空き家が増えています。天童市での対策はどのようになっていますか。			
＜回答及び対応状況＞ 市では、地域の皆様に協力を得ながら、空き家の実態把握に努めています。市内における空き家の件数は、令和4年度の調査時に604件の空き家が確認され、令和7年2月末現在は538件と71件減少していますが、新たな空き家の発生が見られる状況です。 本市の空き家対策としては、空き家の発生を未然に防止することを目的として、中古住宅を購入する方に対し、取得費用の一部を助成する「やっぱりてんどう！中古物件等取得支援事業」を実施しています。			

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年7月3日開催

また、空き家を所有する方が、空き家の「相続」、「売却」、「利活用」などを相談することができるオンライン相談窓口「天童市アキツカウンター」を民間会社の「空き家活用株式会社」に委託し開設しています。

なお、地域やお住いの近くにある空き家についての相談がある際は、市都市計画課に御相談いただきますようお願いいたします。

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年10月2日開催

- No. 1 **人口減少時代におけるまちづくりについて**
市長公室、社会福祉課、保険給付課、商工観光課、生涯学習課
- No. 2 **公園の設置について**
建設課
- No. 3 **干布小学校の清掃について**
教育総務課、学校教育課
- No. 4 **第一中学校の通学路整備と今後の安全安心な地域づくりについて**
建設課、教育総務課
- No. 5 **今後の市報について**
市長公室
- No. 6 **第一中学校の夏季休暇について**
学校教育課
- No. 7 **新スタジアムを活かしたまちづくりについて**
文化スポーツ課、建設課

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年10月2日開催

No.	1	標 題	人口減少時代におけるまちづくりについて
所管課等		市長公室、社会福祉課、保険給付課、商工観光課、生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>全国的に人口減少が進む中、天童市においては、人口が増加に転ずるように各種施策をとっていただいていると思っています。しかしながら、人口の減少に歯止めをかけることは非常に困難であるとも感じています。</p> <p>そこで、転入者や出生数の増加など人口が増加する努力を続けながらも、現在天童で生活している人の幸福度が増すような施策の推進をお願いします。</p> <p>例えば、以下のような企画をしていただけないでしょうか。</p> <p>(1) 市内の参加者も実施者も楽しめるようなお祭りやイベント</p> <p>(2) 高齢になってからも、地元に着着を持ち、「天童に住んでよかった」と思えるようなイベントや事業</p> <p>また、市民が、そういったイベント等の事業を企画した時に、市から補助等も行っていただきたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市の人口増減について、転入者と転出者の差による社会増減は、ほぼ横ばいで維持していますが、死亡数が出生数を上回る自然減の数値が大きいことから人口減少が続いています。人口減少対策として、本市に住み続けたいと思える施策を実施し、転出を防ぐことも重要と考え、本市でも子育て支援や雇用の場の創出など総合的な取り組みを進めているところです。</p> <p>本市のイベント等については、観光誘客に努めるとともに、市民が参加できるイベントも開催し、まちの賑わいの創出に取り組んでいます。</p> <p>一例として、天童夏まつりにおいては、花笠おどりパレードや将棋みこしパレードに地域単位でも参加いただき、老若男女が楽しむことができるイベントとして実施しています。</p> <p>また、高齢者向けの事業としては、節目の年齢において長寿賀詞や祝金を贈呈しているほか、交流や介護予防を目的とした地域カフェや令和5年度からは町内会等が主体となり各地域の特性を活かした敬老会等事業を開催していただいています。各事業に御尽力いただいている皆様に深く感謝申し上げます。</p> <p>御提案のとおり、今後も「天童に住んでよかった」と感じていただけるよう、各種事業の充実や活気のあるまちづくりに取り組みます。</p> <p>また、イベントの実施については、市が主催するよりも市民の皆様が主体となる事業が、より地域の活性化につながると思っています。イベントを開催する際には、できる限り御協力したいと考えていますので、まずは市長公室に御相談いただければと思います。</p>			

No.	2	標 題	公園の設置について
所管課等		建設課	
《市民のこえ》			

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年10月2日開催

土地利用の規制が緩和され、干布地区には近年、多くの子育て世帯が、住宅用の土地を購入、新築し、転居してくれています。

しかしながら、干布地区は市内の他地域と比較して、遊び場となる公園が極端に少ないように感じています。

公園を新たに整備するうえで、基準となるようなものはあるのでしょうか。

地震などの災害のときには、緊急避難場所としても活用できることから、ぜひ整備していただきたいと思います。

<回答及び対応状況>

公園については、平成26年度に策定した集落公園整備基本指針に基づいて整備していく考えです。

公園を整備するには、整備箇所の選定や用地の協力依頼について、地域で検討していただくこととなりますが、既存の公園との位置関係、上下水道が整備されているか等も考慮の材料となります。

また、公園の整備後には、トイレ清掃や除草などの日常的な維持管理などは、地域の皆様から主体的に行っていただくこととなります。

このようなことから、公園の設置については、まずは、公園の必要性も含めて地域の中で御検討いただき、地域の総意となった場合には、事業化に向けて市に要望書等を提出していただくようお願いします。

No.	3	標 題	干布小学校の清掃について
所管課等		教育総務課、学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>干布小学校のトイレを洋式化してくださったことで、子どもたちが利用しやすくなり、大変ありがたく思います。</p> <p>一方で、干布小学校の児童数が減少したことにより、日々の掃除が行き届かなくなっているのではないかと思います。子どもたちの日々の掃除は継続しつつ、例えば月1回、業者による清掃を取り入れて、校舎内をきれいに保てるような取り組みを行ってはいかがでしょうか。</p> <p>衛生面を考えて、便座と便器の間の汚れだけでも、支援をしていただきたいです。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>令和6年度は、干布小学校においてトイレ改修工事を行いました。トイレの洋式化、乾式化により、快適な環境で使用が可能となることに加えて、トイレ清掃についても学校の負担は軽減されるものと考えています。</p> <p>学校清掃に関しては、窓やエアコンなど、専門業者の力が必要な部分について業務委託を行っているところもありますが、「自分たちの学校は自分たちできれいにする」という教育理念を大切にしながら、できる限り児童生徒本人が清掃活動に関わり、自立に向けた力を育むことができるよう指導しているところです。目の行き届かなかった清掃残しがある場合は学校技能士が対応していますので、御理解くださいますようお願いいたします。</p>			

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年10月2日開催

No.	4	標 題	第一中学校の通学路整備と今後の安全安心な地域づくりについて
所管課等		建設課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>干布区長会でも、これまで再三に渡り要望してきました第一中学校の通学路整備ですが、県道山寺公園線との交差点部に課題があり、進捗が困難な状況との回答に終わっています。</p> <p>第一中学校に統合されてから既に半世紀以上経っています。</p> <p>このまま進んでいくと、通学路を生活道路として利用している干布、荒谷、貫津などの地域の方の不安や、生徒を持つ保護者の方々、今後第一中学校への進学を待つ次世代の保護者の方々の、第一中学校への通学（特に冬期間）に対する不安は解消されずじまいになってしまいます。</p> <p>このことが不安要因となり、他地域への転居等も考えられますし、このことが各地区の児童数減少の引き金にもなっているのではないかと推測されます。</p> <p>また、災害時の避難所にも第一中学校が指定になっています。</p> <p>このような観点からみても、第一中学校の通学路整備は安心・安全のまちづくりにとって、急務と思われます。</p> <p>新たに道路を整備する等、道路整備計画の整備規模の見直しも必要ではないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>御提言いただいた（仮称）市道原町下貫津線については、期成同盟会及び干布地区区長会から、市立第一中学校の通学路整備による安全確保の要望を受けたことにより、市では天童市道路整備計画の補助幹線道路に位置付け、県道天童山寺公園線と県道荒谷原崎線を結ぶ歩道付の二車線道路の計画で整備を検討してきました。</p> <p>事業の経過については平成29年度から事業に着手し、平成30年度には関係地権者を対象に事業説明会を開催したほか、道路法線を決定するための現地の測量や設計を実施しました。その際に県道天童山寺公園線との交差点部分の課題が判明し、解決に努めましたが、進展が見られないために現在は事業休止となっています。</p> <p>以上のことから、二車線道路への拡幅や歩道整備などのハード対策による大規模な整備は困難な状況ですので、規模を縮小した代替の整備案などについて、地区の方でお考えがあれば、市へ相談いただきたいと思います。路線の整備案が決まれば御要望いただいている他の路線を含めて、干布地区として優先順位を決めていただいたうえで事業を検討していきたいと考えています。また、ソフト面での対策も有効であると思われるので、通学路指定の変更や時間帯通行禁止の交通規制なども視野に入れ、地元の皆様や各関係機関と協議しながら検討していきます。</p>			

No.	5	標 題	今後の市報について
所管課等		市長公室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市報は現在月2回の配布ですが、1回にできないでしょうか。</p>			

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年10月2日開催

町内の構成員が一段と高齢化している中で、コロナ前にも増して町内会への負担多くなっているように思います。人数が少なく、町内会役員と嘱託員・嘱託補助員等、1人で何役も兼務しなければならない町内会は、特に負担感が強くなっています。

毎月2回発行している市報を1回にすることで多くの負担軽減を図ることができると思います。県内の市町村でも月1回発行のところが多くあります。

また、市ホームページでも閲覧可能であり、あらゆる分野でデジタル化を進めている中で、紙で配布というのは時代の流れにそぐわなくなっているのではないのでしょうか。紙の使用を少なくすることで環境に優しく、経費の削減にもなり、配布する嘱託員、嘱託補助員の負担軽減にもなるのではないのでしょうか。

デジタルが苦手な方には講習会を開くなどして対応する方法もあると思います。

<回答及び対応状況>

市報てんどうは、嘱託員や隣組長の皆様からの御協力により、市内全世帯に月2回配布しています。日頃、御協力いただいている皆様に対しまして、心よりお礼申し上げます。

配布する方の負担軽減やペーパーレスの観点は大変重要であると認識していますが、市民の皆様には市政の動きや市民生活に必要な情報をお知らせし、新しい情報をより迅速にお伝えするためには、現在のところ月2回の発行が必要と考えています。

また、市報のデジタル化については、今すぐの実施は難しいと考えていますが、現在、市ホームページやフェイスブックへの掲載をはじめ、10月からはLINEも活用し、情報提供の手段を広げているところです。

今後とも、市民の皆様へのデジタル活用の進捗状況を注視しながら、市報のデジタル化に向けた段階的な取り組みを検討していきます。

No.	6	標 題	第一中学校の夏季休暇について
所 管 課 等	学校教育課		
《市民のこえ》 令和6年の第一中学校の夏季休暇は、8月1日から20日までの20日間と市内で最も短かったと思います。これまでにない取り組みでしたが、そのねらいと効果、問題等がなかったかについて教えてください。			
<回答及び対応状況> 夏休みを減らし、授業日数を増やす目的の一つに、授業の学習効果を高めるということが挙げられます。生徒に疲れが出始める6時間目の授業を減らし、5時間授業の日数を増やすことで、より集中して授業に臨むことができます。また、教員にとっては生徒が帰った後の時間を、授業の準備や、個別対応に充てるなど、働き方改革も繋がることとなります。教員からは、部活動の終了時間も早まり、「時間的にも精神的にも余裕ができ、より細やかに生徒に向き合えるようになった。」という声が挙がっています。 また、夏休みは全国的に短縮傾向にあるようですが、家庭支援の観点から、授業日数が増えるということは、給食を学校で食べることになり、家庭の負担が減るた			

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年10月2日開催

め、保護者からは肯定的な意見もあります。また、学校は冷房が完備されていますので、暑い日中も快適に学習活動を行うことができます。

夏休みは、心身の休養と、通常の学校生活ではできない経験活動、自主・自律の生活態度の形成という面で重要です。そのうえで大切なのは、休みの長短ではなく、その過ごし方であると考えています。

7月末に予定されていた地域の行事等と、授業日が重なることもありましたが、柔軟に対応できたと聞いています。

今後とも、夏休み短縮の効果検証を進めるとともに、より有意義な学校生活及び長期休業になるよう努めていきます。

No.	7	標 題	新スタジアムを活かしたまちづくりについて
所管課等		文化スポーツ課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>モンテディオ山形の新スタジアムのイメージ画像が公開され、いよいよ建設に向けて動き始めたと地元である干布地区においても機運が高まっています。</p> <p>新スタジアムは民間主導による事業になったことは報道を通じて知っていますが、「新スタジアムを活かしたまちづくり」について市では観光や周辺開発等を含めてどのように考えているのでしょうか。</p> <p>また、現在もモンテディオ山形のホームゲーム時には周辺道路が渋滞し、交通の便が悪くなっています。新スタジアムはサッカーの試合以外にも活用されると聞いていますので、新スタジアムを活かしたまちづくりを推進していくなかで、そうした点も解消していただいき、満足度の高い事業になることを期待しています。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>新スタジアムについては、建設場所が山形県総合運動公園南側特設駐車場に決定してから、県、モンテディオ山形及び市で協議を重ねてきました。その結果、県と市は、スタジアムの所有権を持たず、民設民営での建設・運営を進めていくことが決定し、先日、新スタジアムのイメージ図が公開されたところです。</p> <p>天童市にとって、この新スタジアム建設は、本市の豊かな魅力を高めながら活力を創造するまちづくりを進めていくうえで、大きな力になっていく重要なものになると捉えています。</p> <p>そのため、本市としては、立地自治体として、将来的に過度な負担とならないよう、まずは、スタジアム建設の実現に向けて支援していきたいと考えています。</p> <p>周辺道路の渋滞については、近隣に新たな工業団地の整備も計画していることから、試合開催時の駐車場の分散化や周辺道路の拡幅など、総合的に検討しています。</p>			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月24日開催

- No. 1 **新工業団地の整備について**
産業立地室
- No. 2 **消防団の活動経費について**
消防本部
- No. 3 **ゴミ集積所の設置について**
生活環境課
- No. 4 **自治会の活性化等について**
総務課
- No. 5 **立谷川の堆積土砂の撤去等について**
建設課
- No. 6 **自主防災組織育成整備費補助金の交付額について**
危機管理室
- No. 7 **市立荒谷公民館への住民票等自動交付機の設置について**
市民課
- No. 8 **市のデジタル化関連事業について**
総務課
- No. 9 **市立荒谷公民館の付帯施設等について**
生涯学習課

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月24日開催

No.	1	標 題	新工業団地の整備について
所 管 課 等		産業立地室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>石鳥居の北側に位置する新工業団地の具体的な整備内容と、現在の整備状況はどのようなになっているのでしょうか。</p> <p>また、新工業団地の整備に伴い、周辺の車の流れや人の流れが変わることが予想されることから、周辺道路の整備や工業団地で働く人向けの宅地造成など、周辺地域一帯を含めた開発についてもお聞きします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>新工業団地の面積は約21.1ヘクタールを予定しており、分譲用地のほか、道路や緑地など公共施設の整備を計画しています。現在、用地取得に向けて、権利者の皆様への説明を行うとともに、国・県との調整を進めているところです。</p> <p>新工業団地の整備に伴い、周辺地域一帯の活性化が期待される場所ではありますが、まずは早期の分譲開始を最優先に進めていきます。</p> <p>また、企業立地に伴う交通量の増加も予想されますが、円滑な通行と交通安全を確保するため、道路管理者や天童警察署など関係機関と協議しながら事業を進めていきたいと考えています。</p>			

No.	2	標 題	消防団の活動経費について
所 管 課 等		消防本部	
<p>《市民のこえ》</p> <p>近年、地球温暖化等で自然災害が増加しており、消防団の役割も増えています。荒谷地区にある3消防団全体の団員数、平均年齢、最高年齢、また、全額自治体負担とされている運営のため交付金額(人件費除き)とその用途内容を教えてください。</p> <p>また、消防団員は非常勤特別職の地方公務員ということで、退職金も支給され、最近では手当等の処遇も大幅に改善されています。本市の処遇内容について教えてください。</p> <p>さらに、消防団の運営費は全額自治体負担とされ、市消防団条例でみだりに寄附を募集することの禁止が謳われている中、消防団員が住民から活動費を集めることについて問題はないのでしょうか。消防協力会が地区民から毎年活動費を集め、それを消防団が受け取ることも問題はないのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>荒谷地区の消防団員数は51人、平均年齢は40歳、最高年齢は50歳となっています。活動費は、部数及び団員数に基づき、分団運営費として年額123,500円を支給しています。この分団運営費については、用途を限定せず、各分団に運用及び管理をお任せしています。</p> <p>また、消防団員の報酬については、団員階級の年額報酬を36,500円とし、活動時間に応じた出動報酬として、災害活動4時間以内は4,000円、4時間を超え</p>			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月24日開催

8時間までは8,000円を支給しています。また、演習や訓練など災害活動以外の活動に対する出動報酬については、これまで年額5,500円としていたものを、令和7年4月から1回2,000円を支給することとしています。

「消防団が地区の方から直接活動費を集めている」ということについては、そのような事実はないと聞いています。また、「消防団が地区の方から金銭を受け取る」ことについては、市内の他の地域において、町内会などから消防団へ日頃の地域活動に対する謝礼をいただくこともあると聞いています。

「荒谷地区の消防協力会が町内会員に活動費の協力を依頼する」ことについては、今後に向けて、消防協力会の活動趣旨を町内会と消防団で話し合い、検討していただくことが必要だと考えています。

No.	3	標 題	ゴミ集積所の設置について
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市内のゴミ集積所は何箇所設置されていますか。</p> <p>現在、上荒谷町内会は、20～30世帯に1箇所という設置基準を大きく下回り、約130世帯に1箇所しかない状況が数十年続いています。町内会総会でも、「高齢のため遠くて大変」等の理由により、増やしてほしいとの要望がある一方で、大半の会員は土地の提供、管理の分担等に消極的です。法律上、一般廃棄物の処理(収集・運搬・処分)は地方自治体の責任とされており、まじめに税金を納めている市民が標準的な行政サービスを全く受けられないという状況が数十年も続き、今後も続くようなことは異常なことで、早急に改善指導すべきと思います。</p> <p>また、町内会総会での意見を参考に、少しでも改善を図るため市に設置を申請しましたが、その後どのような状況となっているのでしょうか。行政サービスの提供に対し、積極的に協力の意思がある者の支援もしていただければと思います。</p> <p>また、昨今は自治会の加入率も下がってきており、戸別回収方式や管理者と利用者が異なる芳賀地区方式のような新しいゴミ集積方法を考える時期が来ているのではないかと思います。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>令和6年7月31日現在、市内のゴミ集積所は669か所設置されています。</p> <p>ゴミの集積所の利用戸数については、地区ごとにバラツキはあるものの1集積所あたり30～50世帯での利用が多くなっています。上荒谷地区の世帯数は、約140世帯となっており、新たな集積所の設置もひとつの考えではないかと思われます。</p> <p>御提言者から新設のゴミ集積所の申請をいただいた件については、担当課から「地域全体の下承を得た上で、地域からの申請をお願いしたい。」とお伝えし、受理には至っていません。しかし、その後も町内会や環境衛生委員を中心に、新設に向けた話し合いが行われていると聞いています。なお、ゴミ集積所の設置には、道路幅の確保や交通の妨げにならない場所であること等の条件があることから、地域で具体的な方針が決まりましたら、生活環境課に御相談くださいますようお願いいたします。また、集積所新設の際には設置に係る補助制度もありますので、ぜひ地域で御検討いただきたいと思いますと考えています。</p>			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月24日開催

御提案いただきました戸別収集については、費用や収集体制の面からも難しいと考えていますので、御理解をお願いします。

No.	4	標 題	自治会の活性化等について
所 管 課 等	総務課		
<p>《市民のこえ》</p> <p>市内の自治会数とそのうちの認可地縁団体数、女性の会長の人数を教えてください。</p> <p>令和5年、市ホームページに、「自治会活動と市の関わりについて」のガイドライン作成にあたりパブリックコメントを実施予定と掲載されていましたが、その後削除されています。自治会へのガイドラインの配布等その取扱いはどうなっているのでしょうか。</p> <p>令和3年3月定例会の一般質問で、市長は、「自治組織の自主性を最大限尊重した上で、組織の活性化に向けきめ細かい支援をしていきたい。」と答弁されています。</p> <p>ゴミの問題ひとつとっても、自治会の運営レベルには相当な開きがあり、また、自治会への加入も低下傾向にあることから、今後、自治会の存在を前提とした行政サービスの提供には慎重な対応を望みます。</p> <p>また、自治会として少なくともコンプライアンスの徹底や説明責任を果たすとともに、役員に若い世代や女性を登用等していかないと、自治会離れは止まらないのではないかと思います。</p> <p>本市は、県内でも財政健全度はトップクラスであります。他自治体と比較し、一般行政の職員が少ないためか、自治会等への支援に物足りなさを感じています。全国的には「協働まちづくり課」等を設けている自治体もあり、専任の課等の設置が必要と思います。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>令和6年8月末現在において、市内の自治会等は138団体あり、そのうち認可地縁団体となっているのは68団体です。女性の自治会長は2名となっています。</p> <p>「自治会活動と市の関わりについて」のガイドラインについては、市から町内会等への各種依頼に係るガイドラインとして、令和6年3月に作成しました。このガイドラインは、市から自治会等に様々なお願いをする際、できるだけ負担をお掛けしないような依頼の仕方を示したものであります。このガイドラインに基づく運用により、自治会等の負担軽減に努めていきますので、御理解をお願いします。</p> <p>なお、このガイドラインは、市ホームページに掲載しているほか、各市立公民館にも備え付けています。</p> <p>また、本市では、市民課における転入や転居の手続の際に、「自治会加入の御案内」のチラシを配布し、自治会等への加入促進に努めています。</p> <p>今後も、自治会の自主性を十分尊重し、必要な支援に取り組んでいきます。</p> <p>御提案いただきました専任の課等の設置については、現行の組織体制や担当業務分担を精査し検討していきます。</p>			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月24日開催

No.	5	標 題	立谷川の堆積土砂の撤去等について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>立谷川の荒谷橋より上流区間（にこにこパークから赤石橋まで）で特に大量の土砂堆積が見られ、また、川幅が狭い箇所もあるため、過去30数年間で堤防ぎりぎりの高さまで増水したことが何回かありました。浸水等の大きな被害はありませんでしたが、供用開始間もないにこにこパークが流出してしまったことを今でも鮮明に覚えています。</p> <p>これまでも、何度か管理担当の県村山総合支庁に土砂撤去のお願いをしていますが、「対応優先度が低いため要望には対応できない。」とのことでした。確かにこの10年くらいは落ち着いている状況ですが、昨今、線状降水帯や豪雨により全国各地で甚大な被害が発生している中、本地区でもいつ災害が発生するかを考えると心配でなりません。</p> <p>また、この付近の河川敷は、平成31年の「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を受賞した「八千代台環美協」や、令和3年度の山形県経済同友会「未来かがやくやまがた景観賞」県知事賞を受賞した「立谷川の花さかじいさん」をはじめ、地区住民が一丸となって環境美化を推進している地域でもあります。安全面のみならず、河川の景観や環境保護のためにも、早期の対策が必要と思います。</p> <p>できるだけ早期に当該箇所の土砂撤去、もしくは効果のある代替措置等の対応をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>御提言の箇所については、管理者である県に御要望をお伝えしました。</p> <p>県からは、「堆積土砂については、『ふるさとの川愛護活動支援事業』で河川愛護活動に取り組んでいる東海林建設株式会社様から撤去をしていただく予定です。また、支障木については今後県が伐採を行う予定となっています。」との回答をいただきました。</p>			

No.	6	標 題	自主防災組織育成整備費補助金の交付額について
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和8年度に八千代台自主防災会で、市自主防災組織育成整備事業の補助を受ける予定で考えています。</p> <p>当自主防災会では、令和8年度に、防災資機材倉庫の大規模修理又は建て替えを計画しており、さらに整備すべき資機材もあるため、どちらにしても上限30万円では賄いきれず、相当額の出費を覚悟する必要があると考えています。</p> <p>市自主防災組織育成整備事業は、令和8年度から新しい計画サイクルに入ると聞いていますので、それに合わせて補助上限額の増額について配慮くださいますようお願いいたします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p>			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月24日開催

この補助事業については、10年サイクルで毎年10箇所ずつ助成していく計画ではありますが、地域における防災・減災のための整備計画をお聞きして、再度検討させていただきたいと考えています。

No.	7	標 題	市立荒谷公民館への住民票等自動交付機の設置について
所 管 課 等	市民課		
《市民のこえ》 現在、国を挙げてデジタル化を推進していますが、学校へのタブレット端末配布等の事業を除き、計画通りに進んでいないのが現実かと思います。マイナンバーカードの関連事業もその一つで、現時点では、利便性がまだまだというのが原因かと思います。 このマイナンバーカードのメリットとしては、身近な場所で住民票や印鑑証明書の発行ができる自動交付機、通称キオスク端末を利用できることがあげられますが、車の運転ができない高齢者のみの世帯が増加している中、特に、荒谷地区のようにスーパーやコンビニがない地区では、そのメリットを享受することができません。 できるだけ早急に市立荒谷公民館へ住民票等の自動交付機の設置をお願いします。			
<回答及び対応状況> マイナンバーカードを利用した住民票などの証明書のコンビニ交付については、全国のコンビニ等で利用できますので、ぜひ御利用ください。 御提言いただきました公民館への自動交付機の設置については、機器や手数料の管理、セキュリティ対策などに課題があるため、公民館への設置は難しいと考えています。 なお、市民の皆様のさらなる利便性の向上を図るために、現在、パソコンやスマートフォンから証明書の申請手続きができるオンライン申請の導入を検討しているところです。			

No.	8	標 題	市のデジタル化関連事業について
所 管 課 等	総務課		
《市民のこえ》 多くの方がスマートフォンやタブレット等のデジタルネットワークを利用しています。当町内会でもLINEを利用して、町内会役員間の連絡や情報共有を行っています。その効果は絶大で、物事が漏れなく正確かつ迅速に伝達、処理できるようになりました。 今後は、これらの仕組みと八千代台分館に設置したパソコンをより便利に活用できるよう、町内会のICT利用環境を整備するとともに、会員に有益な情報提供や情報共有を図っていく予定です。 つきましては、市で計画しているデジタル化関連事業のうち、特に自治会の運営に役立つような公的制度と、システムやアプリの紹介、それらを具体的に今後どの			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和6年9月24日開催

ように展開していく計画なのかを教えてください。

<回答及び対応状況>

デジタル化はこれからの行政を運営していく上で、大きなポイントとなるものがあります。行政と地域の皆さんが一つのチャンネルでつながって、必要な情報を必要な方に届けられるようなシステムが大事だと考えています。

しかしながら、様々な課題もありますので、行政と地域の皆さんが互いに連携してデジタル化を進めていきたいと考えています。

なお、町内会単位で利用できるアプリ等について、今後、市としても調査研究を行い、有効なものがありましたら情報提供します。

No.	9	標 題	市立荒谷公民館の付帯施設等について
所管課等		生涯学習課	
《市民のこえ》			
市立荒谷公民館が改築されるにあたり、公民館の看板を目立つような表示にしていきたいと考えています。また、荒谷小学校側にも看板を設置していただきたいです。			
さらに、公民館の駐車場が狭いと感じるので、仮に周辺の土地を4つの町内会で共同で取得した場合、土地の造成を教育委員会で実施していただけるのでしょうか。			
<回答及び対応状況>			
市立荒谷公民館の西側道路に面して設置している既存の看板については、現時点で視認性に問題がないため改修等の予定はありませんが、今後修繕が必要になった際には市のオフィシャルロゴの活用やユニバーサルデザインを考慮した改修を行っていきます。			
荒谷小学校側に面した道路への看板設置については、道路幅が狭いことや、放課後児童クラブ利用の子供たちの安全確保のため積極的な車両の誘導はしないことから、看板設置は予定していませんので御了承ください。			
駐車場の収容台数については、駐車場内の導線などを踏まえて利用しやすい配置とし、現在の20台から45台に増設します。市内の公民館と比較しても十分な台数となっていますので御安心ください。			

2 市政への提言

令和6年度「市政への提言」のあらまし

「市政への提言」は、毎年、市報てんどう6月1日号及び12月1日号とともに各世帯にお配りした専用のはがきや、電子メール等により、市民の皆様から市政に関する御提言や市民生活に関わる御意見などを多数お寄せいただいています。

令和6年度は、381件（複数の課等にまたがる内容のものについては、それぞれに1件として集計しています。）もの御提言や御意見などをお寄せいただきました。

381件の内容を部門別に見ると、最も多いのが建設部の81件（21.3%）で、次に総務部の67件（17.6%）、以下市民部の62件（16.3%）、健康福祉部と教育委員会の55件（14.4%）、経済部の40件（10.5%）、その他の部門の21件（5.5%）の順となっています。

所管課等別では、建設課が77件と最も多く、次に生活環境課が38件、総務課が26件となっています。

年齢別では、70歳代が62件で最も多く、次に60歳代の32件、40歳代の24件と続きます。

性別では、男性が123件、女性が77件となっています。

<作成にあたって>

「市政への提言」における対応状況については、令和7年3月31日現在の対応状況を記載しました。

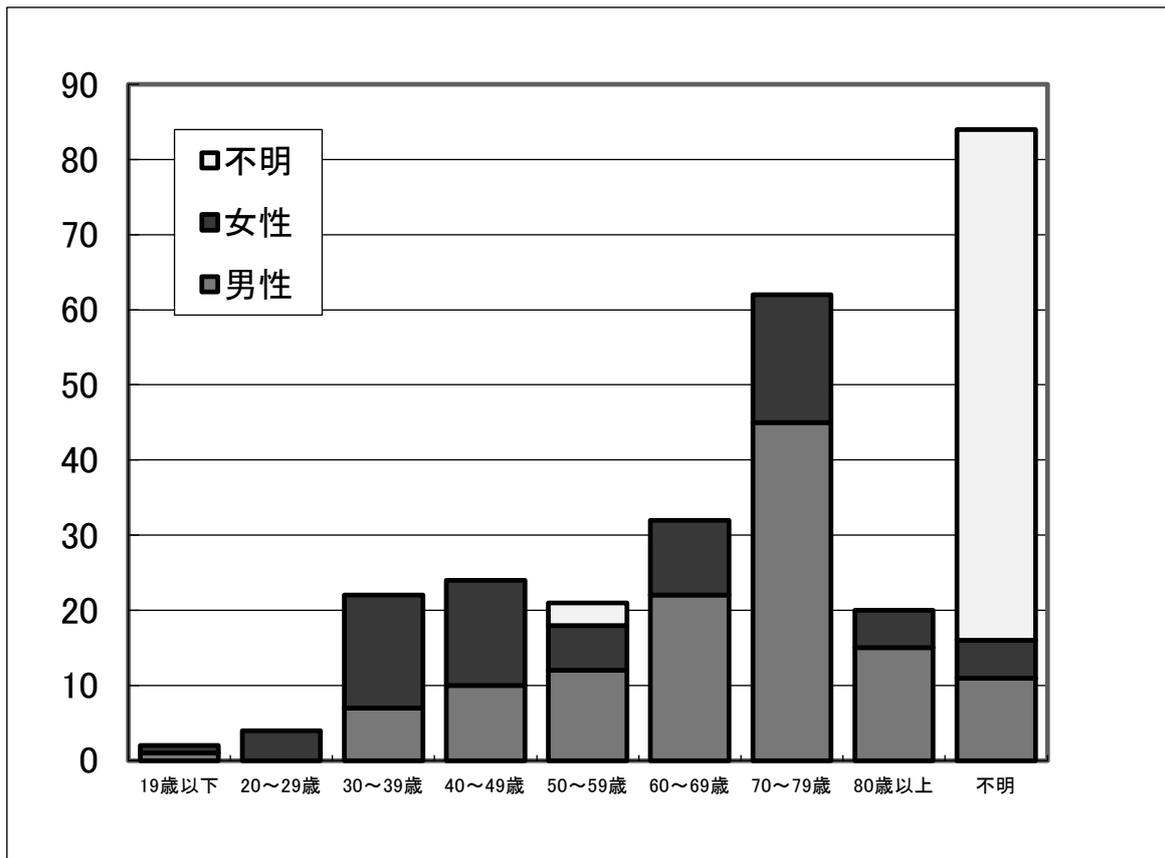
当冊子には、御提言の中から、広く市民に関わる提言内容について掲載しています。

上記の件数は、掲載している内容のほか、市政の重要方針に関するもので、方針が未決定のものや個別事案として担当課から回答させていただいたもの、市としての回答や対応ができないもの、匿名の苦情等、令和6年度に市政への提言としていただいた全ての件数となっています。

提言者性別・年齢別の内訳

(単位:人)

性別 年齢	男 性	女 性	不 明	計
19歳以下	1	1		2
20～29歳	0	4		4
30～39歳	7	15		22
40～49歳	10	14		24
50～59歳	12	6	3	21
60～69歳	22	10		32
70～79歳	45	17		62
80歳以上	15	5		20
不明	11	5	68	84
計	123	77	71	271



所管部課等別受理件数

(単位:件)

区 分	課 別 計	部 門 別 計	
総務部	総務課	26	67 (17.6%)
	財政課	9	
	市長公室	23	
	危機管理室	2	
	ふるさと納税推進室	0	
	税務課	5	
	納税課	2	
健康福祉部	社会福祉課	14	55 (14.4%)
	保険給付課	11	
	健康課	13	
	子育て支援課	17	
市民部	生活環境課	38	62 (16.3%)
	市民課	7	
	文化スポーツ課	17	
経済部	農林課	13	40 (10.5%)
	商工観光課	24	
	産業立地室	3	
建設部	建設課	77	81 (21.3%)
	高速道路整備推進室	0	
	都市計画課	4	
教育委員会	教育総務課	20	55 (14.4%)
	学校給食センター	3	
	学校教育課	20	
	生涯学習課	12	
その他	会計課	0	21 (5.5%)
	上下水道課	6	
	天童市民病院	3	
	消防本部	0	
	選挙管理委員会	7	
	監査委員	0	
	農業委員会	2	
	議会	3	
合 計	381	381	

※ 複数の課に関係する場合は、それぞれの課等に1件として集計しています。
(受付実数は 271件)

- No. 1 **市報の配布回数について**
市長公室
- No. 2 **市民基地の使用者の資格について**
生活環境課
- No. 3 **道路の白線について**
建設課
- No. 4 **ドローンと舞鶴山の人間将棋盤の活用について**
商工観光課
- No. 5 **「エール天（10）」の支給について**
子育て支援課
- No. 6 **中心街の植え込みの雑草について**
建設課
- No. 7 **市議会議員の視察研修の成果発表について**
議会事務局
- No. 8 **天童市結婚サポーターについて**
市長公室
- No. 9 **自主防災会の活動について**
危機管理室
- No. 10 **イオンモール天童に教育機能を集約化することによる地域活性化について**
市長公室、教育総務課
- No. 11 **学区について**
教育総務課
- No. 12 **保育所等継続申込書と児童家庭調査票について**
子育て支援課、学校教育課
- No. 13 **健康保険証資格情報の文字化けについて**
保険給付課

- No. 14 **公民館事業について**
生涯学習課
- No. 15 **市役所の授乳室について**
財政課
- No. 16 **歩道のでこぼこや設置されている椅子について**
商工観光課、建設課
- No. 17 **天童市の治安について**
生活環境課、建設課
- No. 18 **カラス対策について**
生活環境課
- No. 19 **天童から仙台への交通手段について**
市長公室
- No. 20 **市内公園のペットの利用規制緩和について**
建設課
- No. 21 **学区の見直しについて**
教育総務課
- No. 22 **農作物の高温対策への支援について**
農林課
- No. 23 **プレミアム商品券について**
商工観光課
- No. 24 **福祉給油券について**
社会福祉課
- No. 25 **人間将棋オリジナルクッションの販売について**
商工観光課
- No. 26 **公衆トイレへの透明ドアの設置について**
建設課

- No. 27 **JR東日本「みどりの窓口」について**
市長公室
- No. 28 **高齢者へのサポートについて**
生活環境課、社会福祉課
- No. 29 **小学校の学区について**
教育総務課、学校教育課
- No. 30 **子どもの食物アレルギーへの対応について**
子育て支援課、教育総務課、学校給食センター、学校教育課
- No. 31 **保育所の土日祝日の運営について**
子育て支援課

市政への提言に対する対応状況

令和6年度

No.	1	標 題	市報の配布回数について
所管課等		市長公室	
<p>《提言・意見》</p> <p>市報の配布についてですが、ペーパーレス、資源の有効活用の観点から月に2回も配布する必要があるのか検討していただきたいです。配布の回数が減れば、配布を担う方々の負担軽減にも繋がると思います。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>月2回の市報の配布については、日頃御協力いただいている皆様には御負担をお掛けし、大変申し訳ありません。</p> <p>ペーパーレスや配布の負担軽減の観点は大変重要であると捉えていますが、市民の皆様は市政の動きや市民生活に必要な情報をお知らせし、より新しい情報を時期を捉えて迅速にお伝えするためには、現在のところ月2回の発行が必要と考えています。</p> <p>今後も、市民の皆様の声をお聞きしながら、より良い市報の在り方について検討していきますので、御理解と御協力をお願いします。</p>			

No.	2	標 題	市民墓地の使用者の資格について
所管課等		生活環境課	
<p>《提言・意見》</p> <p>現在、私たち夫婦が天童市に住んでいますが、私たちが死亡した場合、天童市に本籍を置く息子が墓を承継する予定です。息子は退職後に天童市には戻らない可能性があり、その場合、墓地使用のためには天童市在住の保証人が必要になります。</p> <p>しかし親族は市内におらず、親族以外に保証人を頼むことは難しいと考えています。</p> <p>ぜひ、墓地使用の保証人の要件を天童市在住ではなく、山形県内在住に変更してください。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>御提言のありました保証人の要件の緩和について、市民墓地の設置及び管理に関する条例が制定された平成16年とは、社会状況の変化や墓地に対する意識の多様化などにより状況が異なっています。現在、条例施行規則の改正を検討しています。</p>			

No.	3	標 題	道路の白線について
所管課等		建設課	
<p>《提言・意見》</p>			

市政への提言に対する対応状況

令和6年度

王将通りの久野本交差点の白線について、山形新聞天童支社前の路側帯の線を、もう少し縁石の方にして欲しいです。

理由は、北側前方に右折レーンがあるため、車道の幅が広がれば、南から北に向かう車が前進できるからです。

<対応状況>

御提言にあるとおり、交差点の南側には右折レーンが無く、北進する車線は直進・右折混用車線となっています。

現地を確認したところ、渋滞等は発生していないようですが、より安全でスムーズな通行ができるような区画線となるよう令和7年度に引き直しを行う予定です。

No.	4	標 題	ドローンと舞鶴山の人間将棋盤の活用について
所管課等		商工観光課	
<<提言・意見>> ドローンを使って舞鶴山の人間将棋盤と四季の風景を撮影し、棋譜や詰将棋をSNSで発信することを提案します。プロ棋士による解説も同時に配信することが可能かもしれません。また、将棋盤周辺の芝生はCMや広報活動にも活用できると考えます。これは、他の自治体では実施できない天童オリジナルの企画と考え、提案します。			
<対応状況> 本市では、将棋にこだわったまちづくりを進めています。 また、四季ごとに制作した観光PR動画や観光情報をユーチューブやインスタグラム等のSNSにより発信し、観光誘客に努めているところです。 御提案のありましたドローンと人間将棋盤の活用については、将棋のまち天童の知名度や魅力の向上に役立つものと考えますので、情報発信の1つの手段として視野に入れ、今後も将棋にこだわった観光情報の発信に努めます。			

No.	5	標 題	「エール天(10)」の支給について
所管課等		子育て支援課	
<<提言・意見>> 小中学校入学後に「エール天(10)」が支給されていますが、実際には入学前の準備にお金がかかるため、支援としてはタイミングが適切でないと感じています。ランドセルや制服の購入に困っている親子もいます。「エール天(10)」の支給時期について検討してください。			
<対応状況> 小中学校入学応援金「エール天(10)」は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、これからの天童市を担う子ども達が伸び伸びと学校生活を送れるよう、小中学校への新入学をお祝いすることを目的としています。			

市政への提言に対する対応状況

令和6年度

支給対象者は、基準日（5月1日）時点で天童市内に住所があり、1年以上市内に居住される子育て世帯としています。これは年度末及び年度当初に仕事の都合等により転入転出される世帯もあることから、5月1日を基準日とし、入学後の支給としているところです。御理解をお願いします。

No.	6	標 題	中心街の植え込みの雑草について
所管課等		建設課	
<p>《提言・意見》</p> <p>市の中心街の植え込みのつつじが、春は実に見事きれいです。残念だと思うのは、植え込みに雑草が目立つことです。除草はどうなっているのでしょうか。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>御提言をいただいた天童駅周辺の県道の植樹帯にあるつつじについては、市が管理を行っています。</p> <p>例年6月から7月中旬にかけて、つつじの剪定を行っていますが、これに併せて植樹帯の除草を行うほか、8月から9月ごろにもう一度除草を行っています。また、沿線の地区住民の皆様から、清掃等の道路美化活動の一環として植樹帯の除草も行っていただいているところです。</p> <p>今後も、地域の皆様と協働で道路環境の美化に努めますので、御理解をお願いします。</p>			

No.	7	標 題	市議会議員の視察研修の成果発表について
所管課等		議会事務局	
<p>《提言・意見》</p> <p>市議会議員が、市政発展のため全国各地に視察研修で出張し、その報告はなされていますが、その成果が天童市政にどのように活用・改善されているかについても、広く市民に知らせてください。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>議会では、他市等の先進的な取組みについて調査・研究する行政視察を実施し、その内容については、全戸に配布している議会だよりの特集や議会報告・意見交換会において市民の皆様にお知らせしているところです。</p> <p>御提言をいただきました行政視察の成果については、議会では本会議の一般質問や委員会等の審議の際に、視察を行った様々な施策について意見や提言を行っており、そうした活動を通じて、成果が市政に反映されていると考えています。</p> <p>今後とも、より分かりやすく市民の皆様にお知らせしていけるよう取り組みますので、御理解をお願いします。</p>			

No.	8	標 題	天童市結婚サポーターについて
所管課等		市長公室	
<p>《提言・意見》</p> <p>さまざまな事情で結婚できなかった方々が、婚活イベントに自分から進んで足を運ぶとは思いません。</p> <p>結婚サポーターの方々が直接独身者の家を訪問したほうが、彼らが結婚に前向きになる可能性があると思います。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>天童市結婚サポーターは、年に20回程の結婚相談会を開催しており、相談会では結婚に関する悩みや困りごとをお伺いし、出会い、交際、結婚までのお手伝いをしています。</p> <p>また、御本人からの申込みのほか、御家族からの御相談も承っており、相談会以外に個別相談にも対応しているところです。</p> <p>近年の結婚への価値観の変化や、個人情報保護の観点から、まずは相談者の同意を得ることが重要と認識しており、独身の方を個別に訪問することは考えていません。</p> <p>今後も多くの方に天童市結婚サポーターや結婚相談会を御利用いただけるよう周知に努めますので、御理解をお願いします。</p>			

No.	9	標 題	自主防災会の活動について
所管課等		危機管理室	
<p>《提言・意見》</p> <p>高齢者の地震や水害時の避難方法について、机上訓練さえしていないので、不安を感じています。市の管理機関は、各地区の自主防災会の活動を把握して、指導をしてください。（原崎地区にお住まいの方からの提言）</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>原崎自主防災会では、秋ごろに防災訓練を実施する予定であると聞いています。自主防災会の活動については、訓練や講習などの実施例などもお伝えしながら、毎年、働きかけを行います。</p> <p>なお、大雨が予想される際はテレビ、ラジオなどで気象情報の入手をお願いするとともに、状況に応じて、早い段階で、知人宅等を含めた避難を考えていただきたいと考えています。</p> <p>市でも、避難指示等の防災情報について、携帯や防災ラジオ、広報車等、様々な手段で市民の皆様にお伝えします。</p> <p>また、災害時に自力で避難することが困難な方を対象にした避難行動要支援者制度の普及に努め、自主防災会と連携して、高齢者の皆様の避難誘導支援や安否確認につなげられるようにします。</p>			

市政への提言に対する対応状況

令和6年度

No.	10	標 題	イオンモール天童に教育機能を集約化することによる地域活性化について
所管課等		市長公室、教育総務課	
<p>《提言・意見》</p> <p>イオンモール天童に併設するような形で、小学校、中学校、高校と教育機能を集約し、学生の街・天童市として、さらなる活性化をはかるのはいかがでしょうか。三川町で先進的に行っているようなスクールバスの導入を取り入れることも提案します。イオンモール周辺の渋滞についても、考えていただきたいです。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>全国的な少子化の影響や住宅地の変化、変遷に伴い、学区や通学に関しても様々な御意見をいただいています。</p> <p>本市としても、児童生徒数の推移などを把握し、より良い学校運営に努めていく必要があると考えていますが、各地域にある学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域コミュニティの核としての性格も有しています。学校は地域とのつながりも深く、地域の中で児童生徒たちも成長していくものと考え、現段階で教育機能を集約する計画はありませんので、御理解くださるようお願いいたします。</p> <p>また、スクールバスについては、通学距離が文部科学省の基準内であることをはじめ、部活動への影響など様々な課題があるため、運行の計画は現在のところありません。</p> <p>なお、イオンモール周辺の渋滞については、通勤・通学時間帯や土日など一時的に発生することはありますが、慢性的なものとは捉えていません。今後も交通量の状況を注視しますので、お気づきの点がございましたら、御提言くださるようお願いいたします。</p>			

No.	11	標 題	学区について
所管課等		教育総務課	
<p>《提言・意見》</p> <p>以前、スクールバスについての提言をしましたが、文部科学省の認める通学距離の範囲内だからと却下されました。我が家の指定学区は、第三中学校ですが、距離的には第一中学校の方が近いです。学区を改変、または、選択制にすることはできないでしょうか。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>通学において距離が重要な要件であることは認識していますが、学区については、通学距離だけでなく、道路や河川等の物理的状況や、地域社会がつけられてきた歴史的経緯のなかで設定してきた経過があり、学区を変更する場合は、これまでの経過を踏まえ様々な観点から慎重に検討する必要があります。</p> <p>また、学校を選択制については、地域と子供たちのつながりが断たれ、地域活動の根幹が揺らぐおそれもあり、今のところ導入する計画はありませんので、御理解くださいますようお願いいたします。</p>			

No.	12	標 題	保育所等継続申込書と児童家庭調査票について
所管課等		子育て支援課、学校教育課	
<p>《提言・意見》</p> <p>保育所等継続入所申込書の雛形（Excel ファイル）を市ホームページからダウンロードできるようにしてください。毎年同じ内容を手書きで記入しなければならないのが負担です。</p> <p>同様に、小中学校に年度初めに提出する児童家庭調査票なども、家庭用のA4プリンターで印刷できるような物であるならば、雛形（Excel ファイル）をダウンロードできると嬉しいです。</p> <p>共働きの多子世帯にとって手書きの書類提出は負担となるため、御配慮いただきたいです。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>御提言のありました保育所等継続入所申込書の様式については、このたび、市ホームページからダウンロードできるようにしました。なお、様式のファイル形式については、文字入力が多いこともあり、主にワード形式で作成していますので、御理解をお願いします。</p> <p>また、現在、市内小中学校において児童家庭調査票などを学校のホームページからダウンロードできる学校は数校となっています。令和7年度の4月には、市内全校で各種様式等をホームページからダウンロードできる環境にするように進めます。</p>			

No.	13	標 題	健康保険証資格情報の文字化けについて
所管課等		保険給付課	
<p>《提言・意見》</p> <p>マイナポータルサイトからの健康保険証との紐付け後、健康保険証資格情報をダウンロードしたところ、氏名が一部文字化けしていました。</p> <p>具体的には「天童太郎」が「天童太●」となっています。</p> <p>これは、何によるものか、この状態で何回か利用してしまいましたが、問題は無いのか、対処法があるのか、他にもこういった現象があるのか教えてください。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>マイナポータルの健康保険証情報で氏名が「●」に文字化けするのは、外字や旧字が使用されていることが主な要因です。マイナポータルの健康保険証情報には、住民基本台帳と同一の氏名情報を登録しますが、マイナポータルで使用できる文字の種類数が住民基本台帳で使用している文字の種類数より少ないため、登録されていない文字が「●」で表示されてしまいます。</p> <p>この仕様は全国的に共通の取扱いであるため、同じような現象は全国的に見受けられます。市で直接改善できるものではないため、御了承願います。</p> <p>なお、氏名が一部文字化けをして「●」で表示されていた場合でも、カナ氏名、</p>			

市政への提言に対する対応状況

令和6年度

住所、生年月日の情報から本人確認を行いますので、健康保険証として問題なく利用することができます。

No.	14	標 題	公民館事業について
所管課等		生涯学習課	
<p>《提言・意見》</p> <p>市民を対象とした公民館事業、具体的には地区民運動会や球技大会などのレクリエーションイベントの運営方法について、見直しを提案します。</p> <p>社会環境の変化により、市民生活様式やニーズも変化していることを踏まえ、それに対応した方法に変更することを求めます。そして、市民の満足度を最優先に考え、主催者の達成感ではなく、参加者である市民の立場からの視点を大切にして欲しいです。</p> <p>具体的には、運動会などの参加者を希望制に変更する事を提案します。参加者の満足度を最大化し、不満を最小限に抑える方法と考えます。</p> <p>地球温暖化や感染症流行、少子高齢化、人口減少などへの対応が求められており、これらに対応しながらの事業運営を期待します。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>運動会やレクリエーションイベントなどの運営方法は、地区対抗や個人参加型など、各地区において工夫をしながら行われています。参加者の集約方法についても、町内会等で取りまとめる地区や、個人が直接公民館に申し込む地区など多様化しているのが現状です。</p> <p>運動会やレクリエーション等については、社会情勢の変化への対応、地域の各種団体の考え、参加者の声など様々な意見があると思います。</p> <p>各種事業が、地域や参加者の意見が反映され、望ましい形で運営されるように教育委員会としても支援します。</p>			

No.	15	標 題	市役所の授乳室について
所管課等		財政課	
<p>《提言・意見》</p> <p>市役所に授乳室が無いことに気づき、非常に不便を感じました。授乳室の設置により、市役所が母子に優しい施設になると思います。ぜひ御検討をお願いします。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>お子様への授乳が必要な際は、窓口や職員にお声がけをいただくと、相談室等の利用可能な空室を御案内しています。</p> <p>授乳室については、それに相応しい機能を有する空間を確保することが現状では難しいため、専用の部屋は設けていませんが、令和7年度の庁舎改修、修繕に合わせて整備する予定です。</p>			

No.	16	標 題	歩道のでこぼこや設置されている椅子について
所管課等		商工観光課、建設課	
<p>《提言・意見》</p> <p>天童駅からリッチホテルの間の歩道がでこぼこで危険です。</p> <p>また街路樹の根が地面に張っているため、視覚障がい者やお年寄り、子どもが転んでいることがあります。冬は特に見えづらく、つまずいてしまいます。また、歩道に設置されている椅子が非常に汚れていて座れない状況です。チェーンの破損もあり、危険です。修繕をお願いします。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>御提言の道路は県道天童停車場若松線であり、管理者である山形県に確認したところ、「御指摘のとおり、歩道のでこぼこは街路樹の根上がりが原因と考えられます。段差解消のため、浮きあがっているブロックは撤去し、アスファルト合材で補修したいと考えています。」との回答をいただいたところです。</p> <p>また、歩道に設置してあるイスを確認したところ、汚れや塗装の剥がれがありました。車止めのチェーンについても破損箇所がありましたので、危険な箇所から優先的に修繕します。</p>			

No.	17	標 題	天童市の治安について
所管課等		生活環境課、建設課	
<p>《提言・意見》</p> <p>天童市内でのバイクや車の過度な騒音とスピード違反について、特に夕方から夜中にかけて酷くなるので、厳しい取り締まりをお願いします。</p> <p>また、天童公園の駐車場では、夜間、大きなエンジン音、過剰なアクセル操作、大声での会話、音楽、花火、スケートボード等の騒音があります。天童市の治安に不安を感じます。駐車場の使用時間の制限とパトロールの強化を求めます。市民の安眠を保護する対策をお願いします。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>天童公園親水空間は、早朝から多くの方々に利用され、利用時間を制限していないことから、駐車場の利用時間を制限することは難しいものと考えています。</p> <p>御提言のありました夜間の車のエンジン音や会話等の騒音への対策として、駐車場の入口に看板を設置して注意喚起を図っていく考えです。また、駐車場には防犯カメラが設置されていますので、迷惑行為があった場合は、防犯カメラの映像も活用できるものと考えています。今後もお気づきの点がありましたら御連絡ください。</p> <p>なお、今回御提言をいただきました件については、道路上での騒音も含め、天童警察署と情報の共有を図り、市からも天童警察署に取り締まりの強化をお願いしているところです。</p>			

No.	18	標 題	カラス対策について
所管課等		生活環境課	
<p>《提言・意見》</p> <p>自宅周辺でカラスによる被害に悩まされています。早朝の鳴き声、ふん害等で大変苦痛です。解決策として、宇都宮大学のクロウラボが提案する「野生動物への無自覚な餌付けストップキャンペーン」を天童市で取り組むことを提案します。餌を減らすことでカラスの個体数コントロールを目指すこのキャンペーンは、市全体で行うべきです。キャンペーンの実施内容として、ゴミの出し方のマナーアップや果実の摘果が挙げられます。この取り組みは他の野生動物被害対策にも効果的だと思いますので、市として取り組みをしていただけますようお願いいたします。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>カラスに限らず鳥獣被害対策については、餌になるようなものを放置せず、カラス等の鳥獣を呼び寄せないことが重要だと考えています。</p> <p>市では、ごみステーション付近のごみの散乱や不法投棄などについては、環境衛生委員等と連携し対応しています。また、鳥獣被害の多い東部地域の農家に対して、「鳥獣被害対策マニュアル」を配布し対策をお願いしているほか、作物収穫後の園地管理についても市報に掲載し広報を行っています。</p> <p>御提案にある「野生動物への無自覚な餌付けストップキャンペーン」を行う予定はありませんが、ごみの出し方のマナー向上や果樹園地等の適正な管理について、引き続き市報やホームページ等により広報しますので、御理解と御協力をお願いします。</p>			

No.	19	標 題	天童から仙台への交通手段について
所管課等		市長公室	
<p>《提言・意見》</p> <p>天童と仙台市内、仙台空港を直接つなぐ交通手段の整備をお願いします。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>御提言いただきました天童市から仙台市内や仙台空港への交通手段を整備することは、利便性の向上に加え、交流人口の拡大に資するものと考えます。</p> <p>具体的には、民間のバス事業者による新規路線が考えられますが、新規路線を整備するには、運行に要する費用をカバーできるだけの乗客数が継続的に見込まれることが必要となります。</p> <p>天童バスターミナルと仙台駅を結ぶバスが令和元年度まで民間事業者により運行されていましたが、利用客数の低迷などが運行廃止の理由という報告を事業者から受けているところです。そのため、利用客数確保の観点からバスの路線整備は実施が難しいものと考えられますので、御理解くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、鉄道については、仙山線と仙台空港アクセス線を活用することが考えられます。本市はJR東日本に対して、仙山線と仙台空港アクセス線の直接乗り入れや</p>			

接続の向上に関する要望を他自治体と連携して行っているところです。

No.	20	標 題	市内公園のペットの利用規制緩和について
所管課等		建設課	
<p>《提言・意見》</p> <p>市内の公園について、ペットの利用規制緩和とドッグラン設置を希望します。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>市内の公園については、公園維持管理協力員を中心とした地域の皆様に日常的な維持管理をお願いしており、ペットの利用についても地域の皆様の御意見を聞きながら対応していますので、御理解をお願いします。</p> <p>ドッグラン設置については、犬の鳴き声、フン・尿など騒音や衛生上の問題が心配されるため、公園周辺の住宅から一定の距離を離す必要があること、小型犬と大型犬のスペースを分けるなど、十分な広さを確保すること、スポーツ、レクリエーションなどのさまざまな公園利用者の妨げにならないこと、また、自動車で来る方のための駐車場が必要になることなどから、多くの課題があると考えられます。</p> <p>さらに、施設の管理やトラブルが起きないように管理運営体制も必要になりますが、日常的な公園の維持管理を地域の皆様をお願いしている中、トラブルが起きないようにドッグランの管理運営体制を構築することが難しい状況です。</p> <p>こうしたことから、現在のところ、市内の公園にドッグランを設置する考えはありませんので、御理解をお願いします。</p>			

No.	21	標 題	学区の見直しについて
所管課等		教育総務課	
<p>《提言・意見》</p> <p>天童駅西側の地区に孫が居住しており、中学校は第一中学校になります。自転車で30分から40分、徒歩では1時間以上の通学が不安です。分譲が進み、人口が増え、子どもの数も増えていますが、学区は昔のままです。通学距離が長いと、交通事故や事件への巻き込まれるリスクも増えます。不登校の原因になる可能性があります。学区の見直しを御検討ください。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>第一中学校の学区については、北は倉津川付近から南は荒谷地区まで広範囲に及びますが、原則3キロメートル以上離れた地域からは自転車通学を認め、駅西一丁目から四丁目も自転車通学可能な地域となっています。</p> <p>通学において距離が重要な要件であることは認識していますが、学区については、通学距離だけでなく、道路や河川等の物理的状況や、地域社会がつけられてきた歴史的経緯のなかで設定してきた経過があり、学区を変更する場合は、これまでの歴史的経過を踏まえ様々な観点から慎重に検討する必要があると考えていますので、</p>			

御理解くださいますようお願いいたします。

No.	22	標 題	農作物の高温対策への支援について
所管課等		農林課	
<p>《提言・意見》</p> <p>米とさくらんぼを作っている農家です。何年も続く暑さにより、農家としての経営が難しくなっています。令和6年もさくらんぼは、高温障害で収穫量が4分の1程度に減少し、経費ばかりがかさみ、資材肥料の値上がりにも追いつけません。</p> <p>高温に対処するための対策や設備導入には費用がかかります。県と市からの助成金等の援助を求めます。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>市では、令和7年度の収穫への影響を見据えた令和6年の夏の高温対策として、現在実施している果樹栽培施設の整備に対する支援を拡充しました。県に対しても、新たな支援制度の実施や、既存の補助制度の補助率増加等の措置を要望し、令和6年9月から県の高温対策事業が実施されました。</p> <p>また、県では、減収等の被害を受けた農業者等に対して、種苗や肥料・薬剤購入費等の運転資金を融資し、その基準金利のうち、一部を利子補給することで利子負担の軽減を図っています。本市においても、県に同調し利子補給を行っています。</p>			

No.	23	標 題	プレミアム商品券について
所管課等		商工観光課	
<p>《提言・意見》</p> <p>プレミアム商品券は本当に助かります。ガソリン・軽油・灯油専用プレミアム付商品券もありがたかったです。ぜひまた、そのような商品券があればと思いますが、予定にはあるのでしょうか。ぜひ、お願いします。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>市では、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策や物価高騰対策等を目的として、令和2年度以降、ガソリン等専用プレミアム付商品券も含め、計5回のプレミアム付商品券事業を必要に応じ実施しました。</p> <p>プレミアム付商品券事業については、規模が大きく、多額の予算が必要になることから、市の追加施策については、国等の動向を注視していましたが、天童市議会3月定例会において、補正予算が可決され、令和7年5月19日より「物価高騰に王手！天童市プレミアム付商品券事業」を実施する予定となっています。</p>			

No.	24	標 題	福祉給油券について
-----	----	--------	-----------

市政への提言に対する対応状況

令和6年度

所管課等	社会福祉課
<p>《提言・意見》</p> <p>福祉給油券の増額をお願いします。</p> <p>私は身体障がい者3級です。収入は減っているのに、支出は増え、とても大変です。ぜひ、現物で、月5リットル、年間60リットルの給付をお願いします。</p>	
<p>＜対応状況＞</p> <p>障がい者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図り、利便性の向上と福祉増進に資することを目的として、平成25年度から福祉給油費助成事業を実施し、1枚あたり500円の福祉給油券を年間18枚交付しています。</p> <p>原油価格の高騰を踏まえ、支援の拡充について検討しますので、御理解をお願いします。</p>	

No.	25	標 題	人間将棋オリジナルクッションの販売について
所管課等		商工観光課	
<p>《提言・意見》</p> <p>令和7年の第70回人間将棋に向けて、将棋の駒の形をしたオリジナルクッションの販売を提案します。具体的には、将棋の駒の形をしたオリジナルクッションの販売です。</p> <p>人間将棋の対局時間は約2時間。将棋連盟の方のトークショーや休憩時間を含めると、ざっと3時間半。石段に長時間、直に座るのは、とても厳しいです。</p> <p>慣れている方だと、レジャーシートや自前のクッションなどをお持ちですが、観光客の方は、そうはいきません。クッションがあれば、席を離れることもできますし、お土産にもなります。御検討ください。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>人間将棋は、昭和31年から開催され、本市の春を彩る一大イベントです。市内外からの多くの方に楽しんでいただけるように、市をはじめ、各種団体を委員として実行委員会を立ち上げ、運営にあたっています。</p> <p>会場での特産品やお土産などの物販については、天童市観光物産協会や山形県将棋駒協同組合などが実施しますので、御提案のありましたオリジナルクッションについて、情報提供します。</p>			

No.	26	標 題	公衆トイレへの透明ドアの設置について
所管課等		建設課	
<p>《提言・意見》</p> <p>公園等の公衆トイレは、落ち葉が入り、クモの巣等の汚れが著しく、清掃する方が大変だと思います。</p> <p>できれば、アクリル製の透明ドア等の設置をした方が良くと思います。防犯上</p>			

市政への提言に対する対応状況

令和6年度

も、効果的だと思います。
ぜひ、検討してください。

<対応状況>

公園等のトイレについては、御利用いただいている地域の皆様から、清掃やトイレトペーパーの補充などの維持管理をしていただいています。

入口に扉がついていないトイレには、冬期間にトイレを閉鎖するためのシャッターがあり、新たに透明なアクリル等のドアを設置することは困難な状況です。

御提言をいただいたトイレ内に落ち葉等が入らないような対策については、順次、公園等のトイレを改築する際に検討します。

No.	27	標 題	J R東日本「みどりの窓口」について
所 管 課 等		市長公室	
<p>《提言・意見》</p> <p>天童駅の「みどりの窓口」が廃止されたことから、利用者が困っています。高齢者や観光客が、窓口が閉まっていると、ボランティアの案内所に訴えてくるが続いています。通学のための定期券購入の時期や旅行シーズンには券売機前に長蛇の列ができます。</p> <p>みどりの窓口の再開を、天童市からJ R東日本に提言してください。</p> <p>天童市民の利便性および天童に訪れる観光客への配慮等をふまえ、よろしく願いします。</p>			
<p><対応状況></p> <p>J R東日本は、「みどりの窓口」について令和7年までに全体の7割を廃止するという内容の報道発表を令和3年5月に行い、天童駅におきましても令和6年3月末をもって廃止されました。廃止に当たっては、利用客数や配置バランスを考慮するとされ、都内の主要駅も含め、全国的に廃止が進められているところです。</p> <p>J R東日本は、「みどりの窓口」の廃止にあわせて「話せる指定席券売機」の設置を進め、天童駅においても1台設置されています。これにより、券売機の操作に不慣れな方を対象に、オペレーターから操作方法の説明や遠隔操作による対応を受けられる環境が整備されているところですが、利用が集中する特定の時期には順番待ちの長い列が発生しています。</p> <p>本市としては、「みどりの窓口」の廃止が鉄道利用に大きな影響を及ぼしていることから、今後、「みどりの窓口」の再開に関する要望を山形県と連携してJ R東日本に行っていきます。</p>			

No.	28	標 題	高齢者へのサポートについて
所 管 課 等		生活環境課、社会福祉課	
<p>《提言・意見》</p>			

現在、高齢者が増え続け、年金だけでは生活できないとおっしゃる方や、子どもが県外にいて、ひとり暮らしで大変な方もよくいらっしゃいます。

体が元気でないため働くことができず、年金のみで生活し、物価上昇のために生活難となっている高齢者が、病院に行くためのタクシー代等の必要経費も、年金から支払っていると聞きます。

高齢になると、病院に行くための足が必要だと思います。

高齢者に対する市からのサポートをお願いします。

<対応状況>

高齢や病気等で就労できず、年金だけでは生活できない方や、御家族からの経済的援助が見込めず生活に困窮している方については、市総合福祉センター内の天童市生活自立支援センターにて様々な支援を行っていますので、御相談ください。

また、恒常的に生活に困窮し、自立が見込めない場合には、国の生活保護制度がありますので、市社会福祉課に御相談ください。

なお、市では、高齢者等の移動手段として、予約制乗合タクシー「ドモス」を運行しており、通院や買い物等で御活用いただいています。65歳以上の方は割引料金で利用することができます。利用するためには、事前に会員登録が必要ですが、市役所のほか各市立公民館にも会員登録申請書がありますので、最寄りの市立公民館でお手続きください。

No.	29	標 題	小学校の学区について
所管課等		教育総務課、学校教育課	
<p>《提言・意見》</p> <p>令和6年度市政への提言 No. 11では、中学校の学区改定はないとのことですが、小学校も学区改定はないのでしょうか。</p> <p>交り江は成生小学校のようですが、道向かいの距離に安全に通える距離の小学校があります。学区の学校より近い距離に別の学校があるという人はたくさんいると思われます。</p> <p>米沢での熱中症による児童死亡事故もあるなかで、大人でも歩くのが大変な距離と温度の中を小学生が歩くことに、疑問を感じます。また、歩く距離が長ければ長いほど、不審者に会う可能性や、事故の可能性も増えると思います。</p> <p>学区改定できないのであれば、なぜ学校選択、学区改正ができないのか、明確な理由を教えてください。</p>			
<p><対応状況></p> <p>交り江三丁目から五丁目は、昭和53年の土地区画整理事業以来、成生地域の一角として、他の地区とともに地域事業等も行ってきた経過があります。こういった地域形成の歴史的経過を踏まえ、子どもたちは地域とともに成長していくと考えていますので、学校選択制の導入は本市では計画していません。</p> <p>また、学区については、国の定める基準で小学校は概ね4キロメートル以内とされていますが、市内の小学校は大部分が2キロメートル以内で学区が形成され、成生小学校についても同様となっています。学区の設定上、他の学区との隣接部分で</p>			

は特に、他の学校の方が近いという事例は発生してしまいましたが、本市では国の基準よりもコンパクトな学区となっています。

以上のようなことから、小学校学区について改定や学校選択制ということは考えていませんので、御理解願います。

No.	30	標 題	子どもの食物アレルギーへの対応について
所管課等		子育て支援課、教育総務課、学校給食センター、学校教育課	
<p>《提言・意見》</p> <p>子供の食物アレルギー対応についてお願いします。</p> <p>私の子供は現在0歳（11か月）で、卵・大豆アレルギーを持っています。アナフィラキシーショックを引き起こしたこともあります。</p> <p>現在市内の認可保育園に通っていますが、通っている園では、卵・乳のみのアレルギー対応食が可能となっており、他の食物アレルギー（小麦や大豆など）に対しては、保護者が毎日お弁当とおやつを持たせています。</p> <p>実際に、我が家では大豆アレルギーを持っているため、毎日お弁当を持参して登園しています。</p> <p>フルタイムの共働きの家庭にはかなりの労力と精神的な負担がかかっている状況です。親戚等の支援が受けられない家庭等の条件付きでも構いません。何か経済的・精神的負担を減らすような助成を御検討願います。</p> <p>また、エピペンやフェキソフェナジンの管理についても、保育園、幼稚園だけでなく、小中学校と高校でも、改めて考えてください。</p>			
<p><対応状況></p> <p>本市の保育所等のアレルギーの対応については、国のガイドラインに基づき、かかりつけ医が記入する生活管理指導表を踏まえ、給食の具体的な提供方法について、施設長や担当保育士、栄養士、調理員など関係する職員と保護者が話し合いの上、対応を決定しています。</p> <p>国のガイドラインでは「食物除去は原因食品の完全除去を基本とする」とされ、アレルギーの原因食が多岐にわたる場合は、調理や配膳に至るまでの工程が煩雑になり、誤食事故の危険性が高まります。安全を最優先するため、御家庭より一部又は全部の代替食の持参をお願いする場合がありますが、0歳児から2歳児については保育料の中に給食費が含まれるため、給食費のみ減免することはできない状況にあります。今後、このような場合の支援方法について調査研究します。</p> <p>また、保育所等において、アナフィラキシーが起きた場合には、速やかに医療機関に救急搬送することを基本とし、緊急時のエピペンや内服薬の保管、使用については、施設や嘱託医と十分な情報共有が必要であることから、在園の施設に御相談いただくことが大切であると考えています。</p> <p>小中学校等においても、保護者の方と面談を行ない、児童生徒の状況を学校給食センター及び学校の教職員間で情報共有し、適切な対応をとることができるよう体制を整えています。</p>			

No.	31	標 題	保育所の土日祝日の運営について
所管課等		子育て支援課	
<p>《提言・意見》</p> <p>夫婦ともに土日祝日勤務であり、子どもを預けるところがなく、社会復帰に困っています。</p> <p>天童市として、保育所の土日祝日の運営についてどのようにお考えでしょうか。</p> <p>一時預かり事業があることは知っていますが、時間制限があり、出退勤時間のことを考えると仕事復帰できません。毎週預ける度に書類提示の必要があることもネックです。</p> <p>預け先を増やす、もしくは親の働き方によって一時預け先の金銭的斡旋（回数券）を行う等でもいいので、なにか御検討いただくことはできないのでしょうか。</p>			
<p><対応状況></p> <p>土曜日の保育については、市内全ての保育施設で実施していますが、日曜日や祝日における休日保育については、運営を維持するために一定の利用者とそれに対応する保育士の確保が必要となるため、現在のところ実施している施設はない状況です。</p> <p>今後、休日保育事業や一時預かり事業を実施する際の運営支援制度の周知に努め、事業の実施や充実に向けて、民間事業者への働きかけを行います。</p> <p>なお、一時預かり事業については、令和7年度から市民税非課税世帯等に対して、その利用料の一部の補助を実施します。</p>			

3 市民相談室

令和6年度「市民相談室」のあらまし

天童市では、市政と市民の信頼関係の維持・向上、市民と共に歩む対話の市政を積極的に推進するため、昭和47年の現市庁舎の開庁以来「市民相談室」を設け、市民の皆さんの市政に対する苦情や要望などの窓口を一本化し、迅速かつ効率的な処理に努めてきました。

市民相談室で受け付けた広聴事案は即決を原則としていますが、予算措置を要するもの、市政の基本方針に関わるもの、あるいは財政上投資効果に問題があると思われるものについては、要望者から実情を十分にお聴きするとともに、関係課で調整及び検討を行い、結論を出しています。また、最近では本市だけでは解決できない問題も多く、これらの事案については、関係機関等への連絡や紹介を行っています。また、「市民相談室」は、本来の目的を市政への苦情、要望、意見等の総合的な窓口として発足しましたが、近年は民事・家事的な相談等も増え、その内容も多様化・複雑化してきています。このようなことから、弁護士に法律相談を委託し、毎月1回無料法律相談を開設するほか、平成25年度からは毎週水曜日の行政書士相談を実施し、様々な困難事例等の相談に対応しています。

令和6年度は、307件の広聴事案を受け付けました。このうち相談が1番多く278件で、次いで要望が22件となっています。相談内容を体系別に見てみると、親族関係168件、居住関係が21件などの順になっています。

行政書士相談が139件で相談総数の45%となっています。

地 区 別 件 数

地 区	件 数	地 区	件 数
天 童 南 部	34	山 口	12
天 童 中 部	73	高 楯	15
天 童 北 部	29	長 岡	26
成 生	18	干 布	10
蔵 増	21	荒 谷	6
寺 津	6	地 区 不 明	15
津 山	8	市 外	16
田 麦 野	0	その他（団体等）	18
		合 計	307

月 別 の 事 案 種 別

(単位:件)

月 別	苦 情	要 望	相 談	そ の 他	計
令和6年 4月	0	1	35(1)	0	36
5月	0	3	23(1)	1	27
6月	0	2	19(0)	0	21
7月	0	2	28(0)	1	31
8月	0	1	21(3)	2	24
9月	0	1	20(0)	0	21
10月	0	2	18(0)	0	20
11月	0	3	29(1)	0	32
12月	0	0	19(2)	0	19
令和7年 1月	0	5	26(3)	1	32
2月	0	2	20(2)	1	23
3月	1	0	20(2)	0	21
合 計	1	22	278(15)	6	307

※相談には法律相談を受けた事案も含まれています。() 内は法律相談の件数です。

月別の苦情・要望・相談の受付方法

(単位:件)

月 別	来 訪	文 書	電 話	投 書	計
令和6年 4月	33	1	2	0	36
5月	21	3	3	0	27
6月	18	2	1	0	21
7月	29	2	0	0	31
8月	19	1	4	0	24
9月	19	1	1	0	21
10月	18	2	0	0	20
11月	29	3	0	0	32
12月	19	0	0	0	19
令和7年 1月	25	5	2	0	32
2月	20	2	1	0	23
3月	21	0	0	0	21
合 計	271	22	14	0	307

苦情・要望の所管部課等別の件数

(単位：件)

区 分	苦 情	要 望	計
総 務 部	総 務 課	7	7
	財 政 課	6	6
	市 長 公 室	5	5
	危 機 管 理 室	3	3
	ふるさと納税推進室	2	2
	税 務 課	2	2
	納 税 課	2	2
健康福祉部	社 会 福 祉 課	4	4
	保 険 給 付 課	3	3
	健 康 課	6	6
	子 育 て 支 援 課	4	4
市 民 部	生 活 環 境 課	7	7
	市 民 課	1	3
	文 化 スポーツ課	2	2
経 済 部	農 林 課	5	5
	商 工 観 光 課	4	4
	産 業 立 地 室	2	2
建 設 部	建 設 課	6	6
	高速道路整備推進室	2	2
	都 市 計 画 課	4	4
会 計 課	2	2	2
上 下 水 道 課	6	6	6
天 童 市 民 病 院	2	2	2
消 防 本 部	3	3	3
教育委員会	教 育 総 務 課	4	4
	学 校 給 食 センター	2	2
	学 校 教 育 課	5	5
	生 涯 学 習 課	3	3
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	2	2	2
監 査 委 員 事 務 局	2	2	2
農 業 委 員 会 事 務 局	3	3	3
議 会 事 務 局	4	4	4
合 計	1	117	118

※ 複数の課等に係る事案は、それぞれの課等に1件として集計しています
(受付実件数は、苦情1件、要望22件)。

相 談 の 体 系 別 件 数

体 系 別	件 数	
親 族 関 係 168件	夫婦(内縁関係を含む。)	20
	親 子	2
	縁 組 ・ 離 縁	0
	遺 言 ・ 相 続	136
	そ の 他	10
居 住 関 係 21件	建 築	0
	相 隣	15
	環 境	0
	そ の 他	6
不 動 産 関 係 19件	土 地 建 物 の 売 買	1
	土 地 建 物 の 賃 貸 借	9
	そ の 他	9
金 銭 ・ 販 売 関 係 20件	金 銭 貸 借	12
	保 証 ・ 担 保	1
	商 品 販 売	0
	そ の 他	7
事 故 と 損 害 賠 償 関 係 2件	交 通 事 故	2
	そ の 他	0
福 祉 ・ 教 育 関 係 4件	福 祉	0
	学 校 教 育 ・ 子 供 の 教 育	0
	そ の 他	4
そ の 他 44件	労 働 ・ 訴 訟 ・ そ の 他	44
合 計		278

年 度 別 の 事 案 種 別

(単位:件)

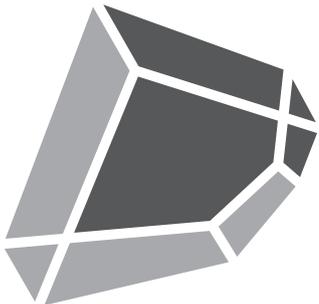
年 度	苦 情	要 望	相 談	そ の 他	計
平成27年度	14	43	297(28)	4	358
28年度	12	54	228(15)	1	295
29年度	10	44	244(18)	3	334
30年度	4	37	332(20)	10	383
令和1年度	8	37	335(17)	4	384
2年度	5	39	242(15)	2	288
3年度	7	29	252(11)	1	289
4年度	4	29	283(16)	3	319
5年度	3	18	282(6)	1	304
6年度	1	22	278(15)	6	307

※相談には法律相談を受けた事案も含まれています。()内は法律相談の件数です。

年 度 別 の 苦 情 ・ 要 望 ・ 相 談 の 受 付 方 法

(単位:件)

年 度	来 訪	文 書	電 話	投 書	計
平成27年度	240	37	81	0	358
28年度	202	45	48	0	295
29年度	215	35	83	1	334
30年度	284	38	61	0	383
令和1年度	305	30	49	0	384
2年度	200	39	49	0	288
3年度	223	29	37	0	289
4年度	256	29	34	0	319
5年度	277	18	9	0	304
6年度	271	22	14	0	307



TENDO®